

有価証券報告書

(第135期)

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

日本郵船株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

(E04235)

第135期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものです。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した確認書・内部統制報告書を末尾に綴じ込んでいます。

日 本 郵 船 株 式 会 社

目 次

頁

第135期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	22
第2 【事業の状況】	23
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	23
2 【事業等のリスク】	25
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	31
4 【経営上の重要な契約等】	37
5 【研究開発活動】	37
第3 【設備の状況】	38
1 【設備投資等の概要】	38
2 【主要な設備の状況】	39
3 【設備の新設、除却等の計画】	41
第4 【提出会社の状況】	42
1 【株式等の状況】	42
2 【自己株式の取得等の状況】	48
3 【配当政策】	49
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	50
第5 【経理の状況】	65
1 【連結財務諸表等】	66
2 【財務諸表等】	118
第6 【提出会社の株式事務の概要】	141
第7 【提出会社の参考情報】	142
1 【提出会社の親会社等の情報】	142
2 【その他の参考情報】	142
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	143

監査報告書

確認書

内部統制報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月22日
【事業年度】	第135期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	日本郵船株式会社
【英訳名】	Nippon Yusen Kabushiki Kaisha
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・社長執行役員 長 澤 仁 志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03-3284-5151
【事務連絡者氏名】	主計グループ長 山 本 敬 志
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03-3284-5151
【事務連絡者氏名】	主計グループ長 山 本 敬 志
【縦覧に供する場所】	日本郵船株式会社横浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目9番地) 日本郵船株式会社名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目3番4号) 日本郵船株式会社関西支店 (神戸市中央区海岸通一丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第131期	第132期	第133期	第134期	第135期
決算年月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月
売上高 (百万円)	2, 183, 201	1, 829, 300	1, 668, 355	1, 608, 414	2, 280, 775
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	28, 016	△2, 052	44, 486	215, 336	1, 003, 154
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△) (百万円)	20, 167	△44, 501	31, 129	139, 228	1, 009, 105
包括利益 (百万円)	33, 564	△60, 308	△11, 216	178, 212	1, 156, 080
純資産額 (百万円)	588, 255	521, 725	498, 839	667, 411	1, 759, 073
総資産額 (百万円)	2, 071, 636	2, 001, 704	1, 933, 264	2, 125, 480	3, 080, 023
1株当たり純資産額 (円)	3, 272. 21	2, 889. 26	2, 740. 41	3, 703. 27	10, 144. 29
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	119. 57	△263. 80	184. 39	824. 55	5, 973. 76
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	26. 6	24. 4	23. 9	29. 4	55. 6
自己資本利益率 (%)	3. 8	△8. 6	6. 6	25. 6	86. 0
株価収益率 (倍)	18. 0	—	7. 0	4. 6	1. 8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	89, 090	45, 260	116, 931	159, 336	507, 762
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△137, 994	△132, 292	△54, 867	△16, 871	△148, 571
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	17, 587	62, 715	△61, 733	△125, 483	△237, 535
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	103, 278	78, 280	77, 092	103, 593	226, 694
従業員数 (名)	37, 820	35, 711	34, 857	35, 057	35, 165
(外、平均臨時雇用者数)	(9, 371)	(9, 690)	(9, 651)	(10, 987)	(11, 200)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 第132期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。
3. 当社は、「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しています。このため、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が所有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。
- また、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めています。
4. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っています。第131期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しています。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第135期の期首から適用しており、第135期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第131期	第132期	第133期	第134期	第135期
決算年月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月
売上高 (百万円)	1, 087, 926	703, 078	669, 905	561, 745	777, 239
経常利益 (百万円)	41, 700	7, 663	48, 935	90, 960	434, 140
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	59, 509	△24, 501	22, 647	38, 252	488, 220
資本金 (百万円)	144, 319	144, 319	144, 319	144, 319	144, 319
発行済株式総数 (千株)	170, 055	170, 055	170, 055	170, 055	170, 055
純資産額 (百万円)	261, 379	209, 298	214, 602	249, 490	678, 184
総資産額 (百万円)	1, 403, 907	1, 365, 127	1, 308, 170	1, 333, 529	1, 592, 888
1株当たり純資産額 (円)	1, 549. 72	1, 240. 59	1, 271. 09	1, 477. 48	4, 014. 44
1株当たり配当額 (内 1株当たり 中間配当額) (円)	30. 00 (一)	20. 00 (10. 00)	40. 00 (20. 00)	200. 00 (20. 00)	1, 450. 00 (200. 00)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	352. 83	△145. 24	134. 14	226. 54	2, 890. 16
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18. 6	15. 3	16. 4	18. 7	42. 6
自己資本利益率 (%)	25. 6	△10. 4	10. 7	16. 5	105. 3
株価収益率 (倍)	6. 1	—	9. 6	16. 7	3. 7
配当性向 (%)	8. 5	—	29. 8	88. 3	50. 2
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	1, 146 (118)	1, 198 (127)	1, 217 (138)	1, 217 (144)	1, 249 (158)
株主総利回り (%)	92. 7	71. 1	58. 6	173. 0	531. 9
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(115. 9)	(110. 0)	(99. 6)	(141. 5)	(144. 3)
最高株価 (円)	241 (3, 030)	2, 493	2, 066	4, 120	12, 490
最低株価 (円)	199 (2, 012)	1, 600	1, 091	1, 234	3, 600

(注) 1. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 第132期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載していません。

3. 当社は、「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を財務諸表において自己株式として計上しています。このため、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が所有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。

また、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めています。

4. 当社は、2017年10月 1 日付で普通株式10株につき 1 株の割合で株式併合を行っています。第131期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しています。また、第131期の株価については、株式併合前の最高株価及び最低株価を記載し、() 内に株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しています。

5. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所 (市場第一部) におけるものです。

6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3月31日)等を第135期の期首から適用しており、第135期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

2 【沿革】

年月	事業
1885年 9 月	郵便汽船三菱会社と共同運輸会社の合併により、日本郵船会社を設立、10月創業、資本金11,000千円、所有船舶69隻、72,922総トン
1926年 3 月	第二東洋汽船㈱を合併
1942年 3 月	戦時海運管理令施行（1942年 4 月 船舶運営会社設立）
1943年 6 月	三菱汽船㈱設立（三菱商事船舶部を分離独立）
1945年 8 月	終戦、所有船舶37隻、155,469総トンに減少
1949年 4 月	極東海運㈱設立（1949年 2 月 三菱汽船㈱解散、1949年 4 月 新たに極東海運㈱設立、1949年 6 月 三菱海運㈱と改称）
5 月	東京、大阪、名古屋の3証券取引所へ上場
6 月	広島証券取引所へ上場
7 月	福岡、京都、新潟の3証券取引所へ上場
1950年 4 月	海運の民営還元実施、札幌証券取引所へ上場
1964年 4 月	海運再建整備に関する臨時措置法に基づき、三菱海運㈱と合併、合併後の所有船舶87隻、781,011総トン、1,114,983重量トン
1969年 4 月	近海、内航部門を近海郵船㈱に委譲
1973年 7 月	フランクフルト証券取引所へ上場
1978年 9 月	日本貨物航空㈱（NCA）設立
1990年 9 月	郵船クルーズ㈱発足
1991年10月	日本ライナーシステム㈱と合併、ニューヨーク、韓国・日本／カリフォルニア、香港・台湾／カリフォルニア、極東・日本／北米西岸、豪州、極東／東南豪州、ニュージーランド、中東・ガルフ、中米・カリブ、日本／バンコクの10航路を承継
1996年11月	郵船航空サービス㈱、株式を店頭公開
1998年10月	昭和海運㈱と合併、合併により社船3隻、549,031重量トン、傭船75隻、6,140,134重量トン承継 台北支店設置
2000年 3 月	新潟証券取引所及び広島証券取引所、東京証券取引所と合併のため上場廃止
2001年 2 月	株式交換により日之出汽船㈱を完全子会社化
3 月	京都証券取引所、大阪証券取引所と合併のため上場廃止
10月	在来船事業を分割し日之出汽船㈱に集約
12月	株式買い取りにより東朋海運㈱を完全子会社化
2002年 8 月	株式交換により東京船舶㈱を完全子会社化
10月	ハンディバルカー事業を分割、東朋海運㈱に集約（分割に際し、NYKグローバルバルク㈱に商号変更） アジア域内コンテナ事業を分割し、東京船舶㈱に集約
2003年 1 月	株式交換により日本クリーニング㈱を完全子会社化
3 月	日本クリーニング㈱を吸収合併
10月	分社型新設分割により新設した近海郵船物流㈱に国内倉庫及び内航RORO船貨渡に係る営業を承継
2004年 1 月	札幌証券取引所及び福岡証券取引所上場廃止
9 月	NYK LINE JAPAN㈱設立
2005年 1 月	フランクフルト証券取引所上場廃止
2 月	郵船航空サービス㈱、東京証券取引所（市場第一部）に上場
4 月	日之出郵船㈱に南太平洋3航路事業に係る営業を分割
8 月	日本貨物航空㈱（NCA）を連結子会社化
2006年 5 月	グローバルロジスティックスインベストメンツ㈱を簡易吸収合併
6 月	スポンサー付きADR（米国預託証券）を発行
9 月	2026年満期ユーロ円建現金決済条項及び転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債を発行
2009年 6 月	吸収分割により不動産事業の一部を当社完全子会社の郵船不動産㈱に承継 太平洋海運㈱を連結子会社化
12月	株式交換により太平洋海運㈱を完全子会社化
2010年10月	太平洋海運㈱を吸収合併 郵船航空サービス㈱、郵船ロジスティクス㈱に商号変更
11月	アジア域内コンテナ事業を東京船舶㈱より譲受け NYK LINE JAPAN㈱、NYK CONTAINER LINE㈱に商号変更
2013年 7 月	大阪証券取引所、東京証券取引所と市場統合のため上場廃止
10月	日之出郵船㈱とNYKグローバルバルク㈱が合併し、NYKバルク・プロジェクト貨物輸送㈱に商号変更
2016年10月	NYKバルク・プロジェクト貨物輸送㈱、NYKバルク・プロジェクト㈱に商号変更
12月	台北支店廃止

年月	事業
2017年 7 月	川崎汽船(株)、(株)商船三井と定期コンテナ船事業の統合を目的とし、合併会社であるOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. を設立
2018年 2 月	株式公開買付けと株式売渡請求により、郵船ロジスティクス(株)を完全子会社化（同社は2018年 1 月上場廃止）
2018年 4 月	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. がサービスを開始
2019年11月	吸収分割により、当社完全子会社である郵船ロジスティクス(株)の海外子会社株式のうち当社が保有する一部を郵船ロジスティクス(株)に承継
2020年12月	名古屋証券取引所上場廃止
2022年 4 月	秋田支店設置 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行

3 【事業の内容】

当社グループは、定期船事業、航空運送事業、物流事業、不定期専用船事業、不動産業、その他の事業の6部門に属する事業を行っています。各事業における当社及び関係会社の位置付け等は次のとおりです。

なお、次の6部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一です。

詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりです。

2022年3月31日現在の社名を記載しています。

(定期船事業)

当社及び当社の関係会社が運賃、貸船料、コンテナ関連収益等の収受を目的として、定期船による国際的な海上貨物輸送、コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業を行っています。

主な関係会社

(株)ユニエツクスNCT、旭運輸(株)、郵船港運(株)、(株)新日本海洋社、日本コンテナ輸送(株)、内海曳船(株)、(株)ホンマ、YUSEN TERMINALS LLC、CERES HALIFAX INC.、AMADEUS SHIPHOLDING S.A.、OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.

(航空運送事業)

当社の関係会社が航空運送業を行っています。

主な関係会社

日本貨物航空(株)

(物流事業)

当社及び当社の関係会社が倉庫業、貨物運送取扱業、沿海貨物海運業をグローバルに展開し、海・陸・空の総合物流ネットワークを提供しています。

主な関係会社

郵船ロジスティクス(株)、近海郵船(株)、カメラライン(株)、YUSEN LOGISTICS (CHINA) CO., LTD.、YUSEN LOGISTICS (AMERICAS) INC.、YUSEN LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD.、YUSEN LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.、YUSEN LOGISTICS (HONG KONG) LTD.

(不定期専用船事業)

当社及び当社の関係会社が運賃、貸船料、運航受託手数料等の収受を目的として、不定期船、タンカー等による国際的な海上貨物輸送、船舶貸渡業、その他海運事業を行っています。

主な関係会社

NYKバルク・プロジェクト(株)、旭海運(株)、八馬汽船(株)、SAGA SHIPHOLDING (NORWAY) AS、INTERNATIONAL CAR OPERATORS N.V.、NYK BULKSHIP (ATLANTIC) N.V.、NYK BULKSHIP (ASIA) PTE. LTD.、NYK BULKSHIP (KOREA) CO., LTD.、NYK SHIPMANAGEMENT PTE LTD、ADAGIO MARITIMA S.A.、NSユナイテッド海運(株)、共栄タンカー(株)

(不動産業)

当社及び当社の関係会社が不動産の賃貸・管理・販売業を行っています。

主な関係会社

郵船不動産(株)

(その他の事業)

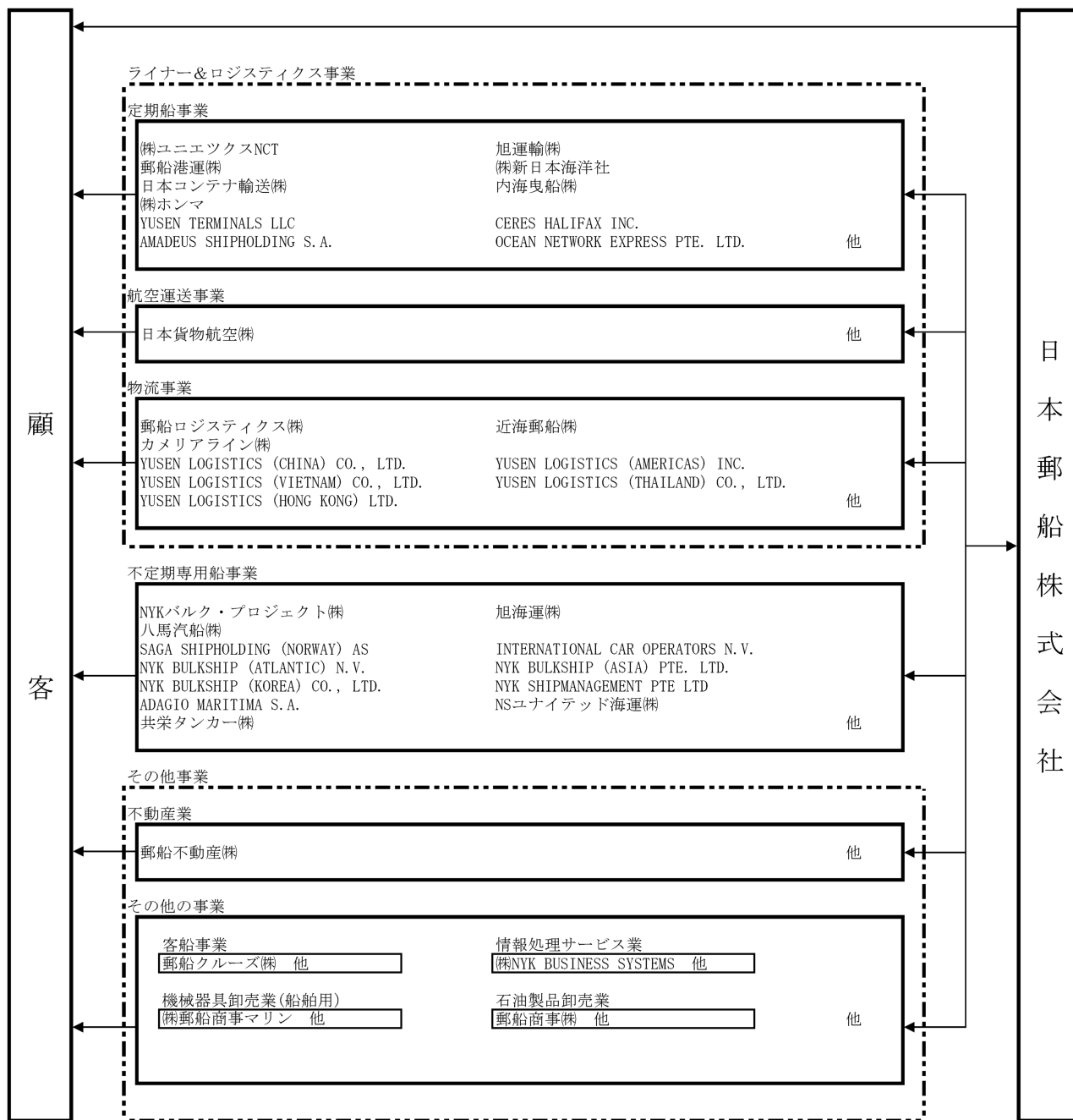
当社の関係会社が客船事業、機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他各種事業を行っています。

主な関係会社

郵船商事(株)、(株)郵船商事マリン、(株)NYK BUSINESS SYSTEMS、郵船クルーズ(株)

事業系統図

以上述べました事項を事業系統図によって示しますと、次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
旭運輸(株)	名古屋市港区	100	定期船事業	100.00 (100.00)	有	当社の船舶代理店業務受託。当社の船舶荷役請負。当社より施設賃借。
旭海運(株) ※1	東京都港区	495	不定期専用船事業	69.67	有	当社の運航船舶管理。当社と貸借船。
AMCOエンジニアリング(株)	東京都港区	10	その他の事業	100.00 (100.00)	有	—
NCA JAPAN(株)	千葉県成田市	99	航空運送事業	100.00 (100.00)	無	—
NYKバルク・プロジェクト(株) ※1	東京都千代田区	2,100	不定期専用船事業	100.00	有	当社より借船。
NYK LNG シップマネージメント(株)	東京都千代田区	99	不定期専用船事業	100.00	有	当社LNG船の船舶管理業務、海技支援業務を受託。
(株)NYK BUSINESS SYSTEMS	東京都中央区	99	その他の事業	100.00	有	当社情報処理業務代行。
エム・ワイ・ターミナルズ・ホールディングス(株)	東京都千代田区	10	定期船事業	51.00	有	—
(株)MTI ※1	東京都千代田区	99	その他の事業	100.00	有	当社の輸送技術の研究開発を受託。特許権の共有。
大分臨海興業(株)	大分県大分市	30	定期船事業	60.00 (20.00)	有	当社運航船舶の曳船作業。
カメラアライン(株) ※1	福岡市博多区	400	物流事業	51.00	有	当社より定期借船。
関東曳船(株)	東京都港区	10	定期船事業	64.00 (64.00)	有	当社運航船舶の曳船作業。
共立エステート(株)	横浜市中区	445	物流事業	89.01	有	—
近海郵船(株)	東京都港区	465	物流事業	100.00	有	—
近郵船舶管理(株)	東京都港区	15	物流事業	100.00 (100.00)	有	—
(株)クルーズクラブ東京 ※1	東京都品川区	100	その他の事業	100.00 (1.00)	有	—
(株)グローバルオーシャンディベロ ップメント	横浜市港南区	99	不定期専用船事業	80.00	有	—
京浜ドック(株)	横浜市神奈川区	30	その他の事業	100.00 (1.00)	有	当社より土地及び施設賃借。
三洋商事(株)	東京都中央区	100	その他の事業	50.78	有	当社へ船用品等納入。
ジャパンメンテナンスアンドリペ ア(株)	東京都港区	100	定期船事業	100.00 (100.00)	有	—
(株)新日本海洋社	横浜市西区	490	定期船事業	100.00	有	当社運航船舶の曳船作業。
太平洋沿海汽船(株)	東京都千代田区	50	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
太平洋汽船(株)	東京都千代田区	100	不定期専用船事業	100.00	有	当社の船舶管理業務を受託。当社に定期貸船。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
千葉海運産業㈱	千葉市中央区	30	その他の事業	100.00 (1.00)	有	当社の船舶代理店業務を受託。
東福汽船㈱	広島県尾道市	11	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	—
㈱トランスコンテナ	東京都中央区	100	物流事業	55.38 (55.38)	有	—
内海曳船㈱	神戸市中央区	97	定期船事業	100.00	有	当社運航船舶の曳船作業。
㈱日本海洋科学	川崎市幸区	300	その他の事業	100.00	有	当社運航船舶の検船作業。
日本貨物航空㈱ ※1 ※7	東京都港区	10,000	航空運送事業	100.00	有	—
日本コンテナ輸送㈱	東京都品川区	250	定期船事業	51.00	有	当社より車庫用地、事務所賃借。
日本油化工業㈱	横浜市中区	20	その他の事業	100.00	有	当社に船用品を納入。当社の調査研究業務を受託。
八馬汽船㈱	神戸市中央区	500	不定期専用船事業	76.18 (0.01)	有	当社に定期貸船。当社より定期借船。
㈱ヒロクラ	広島市南区	90	定期船事業	100.00 (100.00)	有	当社の船舶代理店業務を受託。当社に事務所賃貸。
北条総合開発㈱	愛媛県松山市	498	その他の事業	100.00 (82.33)	有	—
北洋海運㈱	北海道苫小牧市	40	定期船事業	100.00 (100.00)	有	当社運航船舶の曳船作業。
㈱ボルテック	横浜市西区	30	その他の事業	100.00	有	当社運航船舶の電装工事を受注。当社より事務所等賃借。
㈱ホンマ	横浜市中区	50	定期船事業	100.00 (59.00)	有	当社より土地賃借。
㈱郵船アカウンティング	東京都千代田区	99	その他の事業	100.00	有	会計事務の一部を代行
郵船港運㈱	大阪市住之江区	100	定期船事業	100.00 (100.00)	有	当社のターミナル業務・船舶代理店業務を受託。当社より施設賃借。
郵船商事㈱	東京都品川区	1,246	その他の事業	80.99	有	当社に船用品・燃料油等を納入。
㈱郵船商事マリン	横浜市中区	60	その他の事業	100.00 (100.00)	有	当社に船用品等を納入。当社と特許権の共有。
郵船トラベル㈱	東京都千代田区	270	物流事業	100.00 (100.00)	有	当社社員の出張手配。
郵船ロジスティクス㈱ ※1	東京都品川区	4,301	物流事業	100.00	有	当社の貨物輸送。
郵船ロジスティクス北関東㈱	栃木県宇都宮市	50	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
郵船ロジスティクス九州㈱	福岡市博多区	30	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
郵船ロジスティクス信州㈱	長野県岡谷市	50	物流事業	90.00 (90.00)	無	—
郵船ロジスティクス中国㈱	岡山県倉敷市	30	物流事業	100.00 (100.00)	無	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
郵船ロジスティクスつくば㈱	茨城県つくば市	50	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
郵船ロジスティクス東北㈱	山形県山形市	30	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
郵船ロジスティクス北陸㈱	石川県小松市	20	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
郵船ロジネット㈱	東京都港区	20	物流事業	100.00 (100.00)	有	—
郵船ロジリンク㈱	横浜市中区	36	物流事業	100.00 (100.00)	有	—
㈱ユニエツクスNCT	東京都中央区	934	定期船事業	100.00 (100.00)	有	当社の船舶荷役請負。当社 より事務所等賃借。
横浜共立倉庫㈱	横浜市鶴見区	100	物流事業	100.00 (100.00)	有	—
横浜貿易建物㈱	横浜市中区	214	不動産業	100.00	有	当社より土地賃借。
菱和ダイヤモンド航空サービス㈱	東京都千代田区	50	物流事業	99.17 (99.17)	無	—
ALGAHUNT SHIPPING INC.	BAHAMAS	3,132 (百万円)	不定期専用船事業	70.00	有	—
ALGAWIN SHIPPING INC. ※1	BAHAMAS	44,329 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00	有	—
ARTLION DEVELOPMENT LTD.	HONG KONG	2,400 (千HK\$)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
BAHAMAS LNG SHIPPING LTD.	BAHAMAS	4,922 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	当社に船舶管理業務委託。
BAHAMAS LNG TRANSPORT LTD. ※1	BAHAMAS	0 (百万円)	不定期専用船事業	95.00	有	当社に船舶管理業務委託。
BEIJING YUSEN FREIGHT SERVICE CO., LTD.	CHINA	9,311 (千RMB)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
CERES HALIFAX INC.	CANADA	0 (千C\$)	定期船事業	100.00	有	当社の船舶荷役請負。
COMPASS INSURANCE COMPANY LTD.	ISLE OF MAN	3,720 (千US\$)	その他の事業	100.00	有	当社の資産に関する保険な いしは再保険の引き受け。
CROWNVISION LTD.	CYPRUS	625 (千RUB)	不定期専用船事業	100.00 (99.90)	有	—
DOUBLE WING SPIRIT SERVICE CO., LTD.	THAILAND	7,000 (千BAHT)	物流事業	80.00 (80.00)	有	—
GUANGDONG YUSEN FREIGHT SERVICE CO., LTD.	CHINA	8,009 (千RMB)	物流事業	100.00 (100.00)	有	—
HABOUR ONE (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	100 (千BAHT)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
HABOUR TWO (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	100 (千BAHT)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
HABOUR THREE (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	100 (千BAHT)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
HABOUR FOUR (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	100 (千BAHT)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
HABOUR FIVE (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	100 (千BAHT)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
ILG HOLDINGS LTD.	U. K.	1,659 (千STG £)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
INTERNATIONAL CAR OPERATORS N. V. ※ 2	BELGIUM	104,500 (千EURO)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
K. R. C. TRANSPORT & SERVICE CO., LTD.	THAILAND	422,426 (千BAHT)	定期船事業	100.00 (100.00)	有	—
KESWICK EUROPEAN HOLDINGS LTD.	U. K.	0 (千STG £)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
LNG LINK INVESTMENT AS ※ 1	NORWAY	34 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00	有	—
MAHON SHIPPING SA/NV ※ 1	BELGIUM	111 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00	有	—
LAEMCHABANG INTERNATIONAL RO-RO TERMINAL LTD.	THAILAND	210,000 (千BAHT)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
LAEM CHABANG TRUCK TERMINAL CO., LTD.	THAILAND	52,000 (千BAHT)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
LULA NORDESTE JAPAN S. A R. L.	LUXEMBOURG	4,722 (千US\$)	不定期専用船事業	59.32	有	—
N. Y. K. (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	964,000 (千BAHT)	その他の事業	100.00	有	—
N. Y. K. DISTRIBUTION SERVICE (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	20,000 (千BAHT)	定期船事業	100.00 (100.00)	有	—
NANHAI BUSINESS SOLUTIONS PTE LTD.	SINGAPORE	100 (千SP\$)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
NTN B. V.	NETHERLANDS	18 (千EURO)	定期船事業	99.99	有	—
NYK AUSTRALIA PTY. LTD.	AUSTRALIA	8,400 (千A\$)	その他の事業	100.00	有	—
NYK AUTO LOGISTICS (INDIA) PVT. LTD. ※ 1	INDIA	369,000 (千INR)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
NYK AUTO LOGISTICS (KAZAKHSTAN) LLP	KAZAKHSTAN	513,860 (千KZT)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
NYK AUTO LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	110,000 (千BAHT)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
NYK AUTOMOTIVE LOGISTICS (CHINA) CO., LTD.	CHINA	378,512 (千RMB)	不定期専用船事業	100.00	有	—
NYK BULKSHIP (ASIA) PTE. LTD. ※ 1	SINGAPORE	7,844 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00	有	当社より定期借船。
NYK BULKSHIP (ATLANTIC) N. V. ※ 1 ※ 2	BELGIUM	555,000 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00	有	当社に定期貸船。当社より 定期借船。
NYK BULKSHIP (KOREA) CO., LTD.	KOREA	11,386,125 (千KRW)	不定期専用船事業	100.00 (94.29)	有	当社に定期貸船。当社より 定期借船。
NYK BUSINESS SYSTEMS AMERICAS INC.	U. S. A.	80 (千US\$)	その他の事業	100.00 (100.00)	有	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
NYK BUSINESS SYSTEMS EUROPE LTD.	U. K.	300 (千STG £)	その他の事業	100.00 (100.00)	有	—
NYK BUSINESS SYSTEMS SOUTH ASIA PTE. LTD.	SINGAPORE	50 (千SP\$)	その他の事業	100.00 (100.00)	有	—
NYK CAMERON LNG HOLDINGS, INC.	U. S. A.	40 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
NYK CAR CARRIER (CHINA) CO., LTD.	CHINA	13,000 (千RMB)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
NYK DE MEXICO, S. A. DE C. V.	MEXICO	12,000 (千MX\$)	不定期専用船事業	100.00	有	当社の船舶代理店業務を受託。
NYK DO BRASIL (TRANSPORTE MARITIMO) LTDA.	BRAZIL	12,166 (千BRL)	不定期専用船事業	100.00	有	当社の船舶代理店業務を受託。
NYK EDS HOLDING INC.	U. S. A.	64,292 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00	有	—
NYK ENERGY TRANSPORT (ATLANTIC) LTD.	U. K.	51,990 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	当社より欧州、アフリカの 地域における、エネルギー 関連事業の市場開拓・事業 展開を業務委託
NYK ENERGY TRANSPORT (USA), INC.	U. S. A.	100 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
NYK FINANCE (U. K.) PLC	U. K.	3,500 (千STG £)	不定期専用船事業	100.00	有	—
NYK GROUP AMERICAS INC.	U. S. A.	4,000 (千US\$)	その他の事業	100.00	有	—
NYK GROUP EUROPE LTD.	U. K.	45,271 (千STG £)	その他の事業	100.00	有	当社の船舶代理店業務を受託。
NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD. ※1	SINGAPORE	11,580 (千US\$)	その他の事業	100.00	有	当社の船舶代理店業務を受託。
NYK HOLDING (EUROPE) B. V.	NETHERLANDS	72,247 (千US\$)	その他の事業	100.00	有	—
NYK ITF (CAYMAN) LTD.	CAYMAN ISLANDS	0 (百万円)	その他の事業	100.00 (100.00)	有	—
NYK LINE (BANGLADESH) LTD.	BANGLADESH	32,000 (千BDT)	不定期専用船事業	98.00 (98.00)	有	当社の船舶代理店業務を受託。
NYK LINE (CHINA) CO., LTD.	CHINA	2,080 (千US\$)	その他の事業	100.00	有	当社の船舶代理店業務を受託。
NYK LINE (DEUTSCHLAND) GMBH	GERMANY	613 (千EURO)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	当社の船舶代理店業務を受託。
NYK LINE (INDIA) PVT. LTD.	INDIA	55,046 (千INR)	その他の事業	100.00 (16.87)	有	当社の船舶代理店業務を受託。
NYK LINE (ITALY) S. P. A.	ITALY	1,300 (千EURO)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	当社の船舶代理店業務を受託。
NYK LINE (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	10,000 (千BAHT)	不定期専用船事業	100.00 (14.29)	有	—
NYK LINE (VIETNAM) CO., LTD.	VIETNAM	6,400,000 (千VND)	不定期専用船事業	100.00	有	当社の船舶代理店業務を受託。
NYK LINE GROUP (HONG KONG) LTD.	HONG KONG	55,000 (千HK\$)	定期船事業	100.00	有	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
NYK LINE HOLDINGS (MALAYSIA) SDN BHD	MALAYSIA	366 (千RGT)	その他の事業	100.00	有	—
NYK LNG FINANCE CO., LTD. ※ 1	CAYMAN ISLANDS	10 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00	有	—
NYK LNG SHIPMANAGEMENT (UK) LTD.	U. K.	1,886 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
NYK LNG TRANSPORT UK 5 LTD.	U. K.	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
NYK LNG TRANSPORT UK 6 LTD.	U. K.	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
NYK PORTS LLC	U. S. A.	0 (千US\$)	定期船事業	51.00 (51.00)	有	—
NYK RORO (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	13,000 (千BAHT)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	当社の船舶代理店業務を受託。
NYK RORO TERMINAL (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	120,000 (千BAHT)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
NYK SHIPMANAGEMENT PTE LTD	SINGAPORE	481 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00	有	当社運航船舶の船舶管理業務、海技支援業務を受託。
NYK SUDAMERICA (CHILE) LTDA.	CHILE	197,403 (千CLP)	不定期専用船事業	100.00 (0.48)	有	当社の船舶代理店業務を受託。
NYK TDG PHILIPPINES INC.	PHILIPPINES	150,000 (千PHP)	不定期専用船事業	51.00	有	—
NYK VEHICLE PROCESSING SERVICE (SHANGHAI) CO., LTD.	CHINA	122,570 (千RMB)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	—
NYKT INTERNATIONAL TERMINAL CO., LTD.	THAILAND	366,519 (千BAHT)	不定期専用船事業	51.00 (51.00)	有	—
OKRA SHIPPING NO.1 LTD. ※ 1	BERMUDA	12 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00	有	—
OKRA SHIPPING NO.2 LTD. ※ 1	BERMUDA	12 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00	有	—
P. T. NYK LINE INDONESIA ※ 4	INDONESIA	600 (千US\$)	不定期専用船事業	49.00	有	当社の船舶代理店業務を受託。
PT. PUNINAR YUSEN LOGISTICS INDONESIA	INDONESIA	172,588,000 (千IDR)	物流事業	60.00 (60.00)	無	—
PT. YUSEN LOGISTICS INDONESIA	INDONESIA	3,048 (千US\$)	物流事業	80.00 (80.00)	有	—
PT. YUSEN LOGISTICS SOLUTIONS INDONESIA	INDONESIA	67,488,300 (千IDR)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
RIGHT KEY ENTERPRISES LTD.	HONG KONG	4,600 (千HK\$)	不定期専用船事業	100.00	有	—
SAGA SHIPHOLDING (IOM) LTD.	ISLE OF MAN	300 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	—
SAGA SHIPHOLDING (NORWAY) AS ※ 1	NORWAY	6,494 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	当社より定期借船。
SCF-NYK ALPHA SHIPPING PTE. LTD. ※ 1 ※ 8	SINGAPORE	0 (千US\$)	不定期専用船事業	75.00	有	—
SCF-NYK BETA SHIPPING PTE. LTD. ※ 1 ※ 8	SINGAPORE	0 (千US\$)	不定期専用船事業	75.00	有	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
SCF-NYK DELTA SHIPPING PTE. LTD. ※1 ※8	SINGAPORE	0 (千US\$)	不定期専用船事業	75.00	有	—
SCF-NYK GAMMA SHIPPING PTE. LTD. ※1 ※8	SINGAPORE	0 (千US\$)	不定期専用船事業	75.00	有	—
SEIDOPRO GLOBAL INC.	PHILIPPINES	100,000 (千PHP)	定期船事業	51.00	有	—
SHANGHAI YUSEN FREIGHT SERVICE CO., LTD.	CHINA	16,456 (千RMB)	物流事業	100.00 (100.00)	有	—
SHANGHAI YUSEN LOGISTICS SERVICE (W.G.Q) CO., LTD.	CHINA	5,379 (千RMB)	物流事業	100.00 (100.00)	有	—
SHENZHEN YUSEN LOGISTICS SERVICE CO., LTD.	CHINA	1,996 (千RMB)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
TASCO BHD.	MALAYSIA	100,000 (千RGT)	物流事業	64.97 (55.38)	無	—
TOP-NYK MARINEONE PTE. LTD.	SINGAPORE	18,000 (千US\$)	不定期専用船事業	97.50 (47.50)	有	—
TRANSCONTAINER (U.S.A.) INC.	U.S.A.	100 (千US\$)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
TRANSCONTAINER LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	6,000 (千BAHT)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
URYI LOGISTICS SOLUTIONS CO., LTD.	TAIWAN	9,028 (千TW\$)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
WIND ENERGIZER I S.A. ※1 ※8	PANAMA	1 (千EURO)	不定期専用船事業	100.00	有	—
YAS REAL ESTATE (VIETNAM) CO., LTD.	VIETNAM	47,916,000 (千VND)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
YUSEN FOOD SUPPLY CHAIN (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	30,000 (千BAHT)	物流事業	75.00 (75.00)	有	—
YUSEN INCI LOJISTIK VE TICARET A.S.	TURKEY	29,864 (千TRL)	物流事業	60.00 (60.00)	無	—
YUSEN LOGISTICS & KUSUHARA LANKA (PVT) LTD.	SRI LANKA	6,500 (千LKR)	物流事業	55.00 (55.00)	無	当社の貨物輸送。
YUSEN LOGISTICS GLOBAL MANAGEMENT LTD.	HONG KONG	11,000 (千HK\$)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (AMERICAS) INC.	U.S.A.	70,976 (千US\$)	物流事業	100.00 (100.00)	有	—
YUSEN LOGISTICS (ARGENTINA) S.A.	ARGENTINA	18 (千APS)	物流事業	60.00 (60.00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (AUSTRALIA) PTY. LTD.	AUSTRALIA	15,478 (千A\$)	物流事業	100.00 (100.00)	有	—
YUSEN LOGISTICS (BANGLADESH) LTD.	BANGLADESH	10,000 (千BDT)	物流事業	100.00 (51.00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (BENELUX) B.V.	NETHERLANDS	50 (千EURO)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (CAMBODIA) CO., LTD.	CAMBODIA	500 (千US\$)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
YUSEN LOGISTICS (CANADA) INC.	CANADA	5, 000 (千C\$)	物流事業	100. 00 (100. 00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (CHINA) CO., LTD.	CHINA	158, 046 (千RMB)	物流事業	100. 00 (51. 00)	有	—
YUSEN LOGISTICS (CZECH) S. R. O.	CZECH REPUBLIC	411, 931 (千CZK)	物流事業	100. 00 (100. 00)	無	当社の貨物輸送。
YUSEN LOGISTICS (DEUTSCHLAND) GMBH	GERMANY	2, 638 (千EURO)	物流事業	100. 00 (100. 00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (EDAM) B. V.	NETHERLANDS	18 (千EURO)	物流事業	100. 00 (100. 00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (EUROPE) B. V.	NETHERLANDS	51, 493 (千EURO)	物流事業	100. 00 (64. 48)	有	—
YUSEN LOGISTICS (FRANCE) S. A. S.	FRANCE	12, 613 (千EURO)	物流事業	100. 00 (100. 00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (HONG KONG) LTD.	HONG KONG	55, 000 (千HK\$)	物流事業	100. 00 (100. 00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (HUNGARY) KFT.	HUNGARY	12, 420 (千HUF)	物流事業	100. 00 (100. 00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (IBERICA) S. A.	SPAIN	584 (千EURO)	物流事業	100. 00 (100. 00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (INDIA) PTE. LTD.	INDIA	1, 614, 150 (千INR)	物流事業	100. 00 (73. 39)	無	—
YUSEN LOGISTICS (ITALY) S. P. A.	ITALY	50 (千EURO)	物流事業	100. 00 (100. 00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (KOREA) CO., LTD.	KOREA	2, 000, 000 (千KRW)	物流事業	100. 00 (100. 00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (LAO) CO., LTD. ※ 4	LAOS	3, 000, 000 (千LAK)	物流事業	49. 00 (49. 00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (MEXICO), S. A. DE C. V.	MEXICO	170, 567 (千MXP)	物流事業	100. 00 (100. 00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (MIDDLE EAST) L. L. C. ※ 4	U. A. E.	300 (千AED)	物流事業	49. 00 (49. 00) [51. 00]	無	—
YUSEN LOGISTICS (MYANMAR) CO., LTD.	MYANMAR	300 (千US\$)	物流事業	70. 00 (70. 00)	無	—
YUSEN LOGISTICS PAKISTAN PTE. LTD.	PAKISTAN	30, 000 (千PKR)	物流事業	80. 00 (80. 00)	無	—
YUSEN LOGISTICS PHILIPPINES INC.	PHILIPPINES	500, 000 (千PHP)	物流事業	52. 01 (51. 00)	有	—
YUSEN LOGISTICS (POLSKA) SP. ZO. O.	POLAND	2, 400 (千PLZ)	物流事業	100. 00 (100. 00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (ROMANIA) SRL	ROMANIA	619 (千RON)	物流事業	100. 00 (100. 00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (SAO REGION) CO., LTD.	THAILAND	10, 000 (千BAHT)	物流事業	95. 00 (95. 00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (SHENZHEN) CO., LTD.	CHINA	11, 430 (千RMB)	物流事業	100. 00 (100. 00)	無	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
YUSEN LOGISTICS (SINGAPORE) PTE. LTD.	SINGAPORE	16,950 (千SP\$)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (TAIWAN) LTD.	TAIWAN	157,397 (千TW\$)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	70,000 (千BAHT)	物流事業	100.00 (100.00)	有	—
YUSEN LOGISTICS (THILAWA) CO., LTD.	MYANMAR	6,500 (千US\$)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (UK) LTD.	U. K.	44,130 (千STG £)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
YUSEN LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD.	VIETNAM	6,374,604 (千VND)	物流事業	99.00 (99.00)	有	当社の貨物輸送。
YUSEN LOGISTICS AND TRANSPORTATION (VIETNAM) CO., LTD. ※4	VIETNAM	2,103,600 (千VND)	物流事業	49.00 (49.00) [51.00]	無	—
YUSEN LOGISTICS DO BRASIL LTDA.	BRAZIL	66,664 (千BRL)	物流事業	100.00 (100.00)	有	—
YUSEN LOGISTICS INTERNATIONAL (VIETNAM) CO., LTD. ※4	VIETNAM	600 (千US\$)	物流事業	49.00 (49.00) [6.00]	無	—
YUSEN LOGISTICS RUS LLC	RUSSIA	1,000 (千RUB)	物流事業	100.00 (100.00)	無	当社の貨物輸送。
YUSEN REAL ESTATE (HAI PHONG) CO., LTD.	VIETNAM	126,216,000 (千VND)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
YUSEN TERMINAL LOGOPARK LLC	RUSSIA	13,150 (千RUB)	物流事業	100.00 (100.00)	無	—
YUSEN TERMINALS LLC	U. S. A.	2,500 (千US\$)	定期船事業	100.00 (100.00)	有	—
船舶保有会社268社						
その他20社						

(2) 持分法適用会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
アジアパシフィックマリン㈱ ※5	北九州市小倉北 区	35	定期船事業	0.00	有	当社より借船。
NSユニテッド海運㈱ ※3 ※5	東京都千代田区	10,300	不定期専用船事業	18.58 (0.20)	有	—
㈱オーシャン・ジオフロンティア	東京都中央区	99	不定期専用船事業	45.00	有	—
㈱オーシャンホテルシステムズ ※5	横浜市西区	10	その他の事業	0.00	有	—
オーシャンネットワークエクスプ レスホールディングス㈱	東京都港区	50	定期船事業	38.00	有	—
小笠原海運㈱	東京都港区	10	不定期専用船事業	49.00	有	—
九州産業運輸㈱ ※5	北九州市門司区	72	定期船事業	0.00	無	—
共栄タンカー㈱ ※3	東京都港区	2,850	不定期専用船事業	30.02	有	当社に定期貸船。
三洋海事㈱	兵庫県尼崎市	90	定期船事業	49.00	有	当社運航船舶の曳船作業。
㈱ジェネック	北九州市門司区	242	定期船事業	50.00	有	当社の船舶代理店業務を受 託。当社の船舶荷役請負。
セントラルLNG SHIPPING ㈱ ※1	三重県三重郡	425	不定期専用船事業	30.00	有	—
セントラルLNGマリンフューエル㈱	三重県三重郡	100	不定期専用船事業	30.00	有	—
トランスオーシャン・エルエヌジ ー輸送㈱	東京都墨田区	95	不定期専用船事業	20.00	有	—
西日本海運㈱	北九州市門司区	50	定期船事業	50.00	有	当社運航船舶の曳船作業。
日本マントル・クレスト㈱	東京都台東区	300	不定期専用船事業	40.00 (5.00)	有	—
三菱鉱石輸送㈱	東京都千代田区	1,500	不定期専用船事業	40.28	有	当社と貸借船。
郵船クルーズ㈱	横浜市西区	100	その他の事業	50.00	有	—
郵船コーディネーションサービス㈱	東京都千代田区	35	その他の事業	30.00	有	当社の輸出入関連書類作成 業務の受託。当社への人材 派遣。
郵船不動産㈱ ※9	東京都中央区	450	不動産業	49.00	有	当社の不動産管理。当社よ り不動産の賃借。
㈱YJK SOLUTIONS	東京都港区	80	その他の事業	49.00	有	—
4J NO.1 AL ZUBARAH LTD. ※8	LIBERIA	200 (千US\$)	不定期専用船事業	44.50	有	当社に定期貸船。船舶管理 業務委託。
4J NO.2 AL KHOR LTD. ※8	LIBERIA	200 (千US\$)	不定期専用船事業	44.50	有	当社に定期貸船。船舶管理 業務委託。
4J NO.3 AL RAYYAN LTD. ※8	LIBERIA	200 (千US\$)	不定期専用船事業	44.50	有	当社に定期貸船。船舶管理 業務委託。
4J NO.4 AL WAJBAH LTD. ※8	LIBERIA	200 (千US\$)	不定期専用船事業	44.50	有	当社に定期貸船。船舶管理 業務委託。
4J NO.5 BROOG LTD. ※8	LIBERIA	200 (千US\$)	不定期専用船事業	44.50	有	当社に定期貸船。船舶管理 業務委託。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
4J NO.6 AL WAKRAH LTD. ※ 8	LIBERIA	200 (千US\$)	不定期専用船事業	44.50	有	当社に定期貸船。船舶管理 業務委託。
4J NO.7 DOHA LTD. ※ 8	LIBERIA	200 (千US\$)	不定期専用船事業	44.50	有	当社に定期貸船。船舶管理 業務委託。
4J NO.8 ZEKREET LTD. ※ 8	LIBERIA	200 (千US\$)	不定期専用船事業	44.50	有	当社に定期貸船。船舶管理 業務委託。
4J NO.9 AL BIDDA LTD. ※ 8	LIBERIA	200 (千US\$)	不定期専用船事業	44.50	有	当社に定期貸船。船舶管理 業務委託。
4J NO.10 AL JASRA LTD. ※ 8	LIBERIA	200 (千US\$)	不定期専用船事業	44.50	有	当社に定期貸船。船舶管理 業務委託。
ASIA AUTOMOBILE TERMINAL (SINGAPORE) PTE. LTD.	SINGAPORE	36,000 (千SP\$)	不定期専用船事業	25.00	有	—
ASIA LNG TRANSPORT DUA SDN. BHD.	MALAYSIA	14,239 (千US\$)	不定期専用船事業	49.00 (49.00)	無	—
ASIA LNG TRANSPORT SDN. BHD.	MALAYSIA	20,778 (千US\$)	不定期専用船事業	49.00 (49.00)	有	—
ASUKA II MARITIMA S. A. ※ 5	PANAMA	0 (百万円)	その他の事業	0.00	有	—
BAO-NYK SHIPPING PTE. LTD.	SINGAPORE	6,000 (千US\$)	不定期専用船事業	49.00 (49.00)	有	当社より定期借船。
CAMARTINA SHIPPING INC.	LIBERIA	1 (千US\$)	不定期専用船事業	28.20	無	—
CONSORCIO DE SERVICIOS INTERNACIONALES, S. A. P. I. DE C. V.	MEXICO	43,025 (千MX\$)	不定期専用船事業	30.00	有	—
CSI WORLDWIDE, S. A. P. I. DE C. V.	MEXICO	423,227 (千MX\$)	不定期専用船事業	30.00	有	—
DALIAN AUTOMOBILE TERMINAL CO., LTD.	CHINA	400,000 (千RMB)	不定期専用船事業	24.00	有	—
DIAMOND LNG SHIPPING 1 PTE. LTD.	SINGAPORE	4,864 (百万円)	不定期専用船事業	50.00	有	当社に船舶管理業務委託。
DIAMOND LNG SHIPPING 2 PTE. LTD.	SINGAPORE	4,861 (百万円)	不定期専用船事業	50.00	有	当社に船舶管理業務委託。
DIAMOND LNG SHIPPING 3 PTE. LTD.	SINGAPORE	5,006 (百万円)	不定期専用船事業	40.00	有	当社に定期貸船。船舶管理 業務委託。
DIAMOND LNG SHIPPING 4 LTD.	BAHAMAS	39,008 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00	有	当社に船舶管理業務委託。
DIAMOND LNG SHIPPING 5 PTE. LTD. ※ 8	SINGAPORE	37,516 (千US\$)	不定期専用船事業	25.00	有	当社に船舶管理業務委託。
FRANCE LNG SHIPPING S. A. S. ※ 1	FRANCE	233 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00	有	—
GIGA SHIPPING SDN. BHD.	MALAYSIA	17,400 (千RGT)	不定期専用船事業	40.00	有	—
JAPAN ALFA LULA ALTO HOLDING LTD.	BERMUDA	281 (千US\$)	不定期専用船事業	48.72	有	—
JAPAN ALFA LULA ALTO S. A R. L.	LUXEMBOURG	30,108 (千US\$)	不定期専用船事業	48.72	有	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
JAPAN BETA LULA CENTRAL HOLDING LTD.	BERMUDA	270 (千US\$)	不定期専用船事業	48.72	有	—
JAPAN BETA LULA CENTRAL S. A R. L.	LUXEMBOURG	30,108 (千US\$)	不定期専用船事業	48.72	有	—
JAPAN LNG INVESTMENT, LLC	U. S. A.	1 (千US\$)	不定期専用船事業	30.00 (30.00)	有	—
J5 NAKILAT NO.1 LTD.	MARSHALL ISLANDS	53,400 (千US\$)	不定期専用船事業	20.57	無	—
J5 NAKILAT NO.2 LTD.	MARSHALL ISLANDS	50,600 (千US\$)	不定期専用船事業	20.57	無	—
J5 NAKILAT NO.3 LTD.	MARSHALL ISLANDS	53,800 (千US\$)	不定期専用船事業	20.57	無	—
J5 NAKILAT NO.4 LTD.	MARSHALL ISLANDS	51,400 (千US\$)	不定期専用船事業	20.57	無	—
J5 NAKILAT NO.5 LTD.	MARSHALL ISLANDS	50,200 (千US\$)	不定期専用船事業	20.57	無	—
J5 NAKILAT NO.6 LTD.	MARSHALL ISLANDS	51,600 (千US\$)	不定期専用船事業	20.57	無	—
J5 NAKILAT NO.7 LTD.	MARSHALL ISLANDS	52,000 (千US\$)	不定期専用船事業	20.57	無	—
J5 NAKILAT NO.8 LTD.	MARSHALL ISLANDS	50,800 (千US\$)	不定期専用船事業	20.57	無	—
KNUTSEN NYK LNG HOLDING AS	NORWAY	24,422 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00	有	—
KNUTSEN NYK OFFSHORE TANKERS AS	NORWAY	271,384 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00 (50.00)	有	—
LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE. LTD.	SINGAPORE	34,398 (千US\$)	不定期専用船事業	37.50	有	当社に船舶管理業務委託。
LNG NORTH-SOUTH SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE. LTD.	SINGAPORE	100 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00	有	当社に船舶管理業務委託。
LNG SAKURA SHIPPING CORPORATION	BAHAMAS	1 (百万円)	不定期専用船事業	30.00	有	当社に船舶管理業務、会計業務委託。
LOGISTICS ALLIANCE (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	150,000 (千BAHT)	物流事業	40.00 (40.00)	有	—
NIMIC SHIP HOLDING CO., LTD.	CAYMAN ISLANDS	184,000 (千US\$)	不定期専用船事業	27.50	有	—
NYK ARMATEUR S. A. S. ※1	FRANCE	20,037 (千EURO)	不定期専用船事業	50.00 (50.00)	有	—
NYK STOLT SHIPHOLDING INC.	LIBERIA	20 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00 (50.00)	有	—
NYK STOLT TANKERS S. A.	PANAMA	10 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00	有	—
NYK-SCF LNG SHIPPING NO.1 LTD.	CYPRUS	2 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00	有	—
NYK-SCF LNG SHIPPING NO.2 LTD.	CYPRUS	2 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00	無	—
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. ※5 ※6	SINGAPORE	3,000,000 (千US\$)	定期船事業	0.00	有	当社より定期借船。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
OJV CAYMAN 1 LTD. ※ 1	CAYMAN ISLANDS	1 (百万円)	不定期専用船事業	39.90	有	—
OJV CAYMAN 5 LTD. ※ 1	CAYMAN ISLANDS	2 (百万円)	不定期専用船事業	39.90	有	—
OYAK NYK RO-RO LIMAN ISLETMELELERI A. S. ※ 8	TURKEY	25,904 (千US\$)	不定期専用船事業	45.00	無	—
PACIFIC EURUS SHIPPING LTD.	BAHAMAS	3,740 (百万円)	不定期専用船事業	20.00	有	当社に船舶管理業務委託。
PARTNERSHIP OF DIAMOND LNG SHIPPING 6 PTE. LTD.	SINGAPORE	19,110 (千US\$)	不定期専用船事業	37.50	有	—
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD.	LIBERIA	1 (千US\$)	不定期専用船事業	28.20	有	—
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD.	LIBERIA	0 (千US\$)	不定期専用船事業	28.24	無	—
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD.	LIBERIA	0 (千US\$)	不定期専用船事業	28.24	無	—
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 4 LTD.	MARSHALL ISLANDS	38,248 (千US\$)	不定期専用船事業	25.00	無	—
ROSEWOOD SHIPPING PTE. LTD.	SINGAPORE	46,872 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00	有	—
SEA TERMINAL MANAGEMENT & SERVICE PTE. LTD.	SINGAPORE	206,900 (千US\$)	定期船事業	20.00	有	—
STOLT NYK ASIA PACIFIC SERVICES	LIBERIA	20 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00 (50.00)	有	—
STRAITS AUTO LOGISTICS SDN. BHD.	MALAYSIA	2,000 (千RGT)	不定期専用船事業	40.00 (40.00)	有	当社の貨物輸送。
TATA NYK SHIPPING PTE. LTD.	SINGAPORE	130,335 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00 (50.00)	有	当社より定期借船。
TEA TREE SHIPPING PTE. LTD.	SINGAPORE	46,533 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00	有	—
TIANJIN PORT RO-RO TERMINAL CO., LTD.	CHINA	194,497 (千RMB)	不定期専用船事業	37.44	有	当社の船舶荷役請負。
TIPS CO., LTD.	THAILAND	100,000 (千BAHT)	定期船事業	24.44	有	当社の船舶荷役請負。
TPG GLOBAL RO-RO TERMINAL CO., LTD.	CHINA	264,460 (千RMB)	不定期専用船事業	37.44	有	当社の船舶荷役請負。
TRANS PACIFIC SHIPPING 1 LTD.	BAHAMAS	3,923 (百万円)	不定期専用船事業	20.00	有	当社に船舶管理業務委託。
TRANS PACIFIC SHIPPING 6 LTD.	BAHAMAS	5,301 (百万円)	不定期専用船事業	50.00	有	当社に船舶管理業務委託。
TRANS PACIFIC SHIPPING 7 LTD.	BAHAMAS	4,947 (百万円)	不定期専用船事業	50.00	有	当社に船舶管理業務委託。
TUPI NORDESTE HOLDING LTD	BERMUDA	12 (千US\$)	不定期専用船事業	36.88 (36.88)	有	—
TUPI NORDESTE S. A R. L.	LUXEMBOURG	16,020 (千US\$)	不定期専用船事業	36.88 (36.88)	有	—
UNITED EUROPEAN CAR CARRIERS B. V.	NETHERLANDS	62,490 (千EURO)	不定期専用船事業	50.00 (12.95)	有	当社より定期借船。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
YEBISU SHIPPING LTD.	U. K.	0 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00 (50.00)	有	—
YUSHIP CO., LTD.	HONG KONG	19,000 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00 (50.00)	有	当社に定期貸船。
その他112社						

1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しています。
2. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数です。
3. 議決権の所有割合の〔 〕内は、緊密な者等の所有割合で外数です。
4. ※1：当社より融資等の資金援助を受けています。
5. ※2：特定子会社に該当します。
6. ※3：有価証券報告書を提出しています。
7. ※4：持分は100分の50以下であるが、実質的に支配しているため子会社としたものです。
8. ※5：持分の所有割合は100分の20未満であるが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものです。
9. ※6：オーシャンネットワークエクスプレスホールディングス㈱の100%子会社です。
10. ※7：連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の会社であり、債務超過額は合計59,602百万円です。
11. 売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が100分の10を超える会社はありません。
12. ※8：当連結会計年度より新たに連結子会社または持分法適用関連会社となった会社です。
13. ※9：当連結会計年度において連結子会社から持分法適用関連会社に変更となった会社です。
14. ※10：当連結会計年度において持分法適用関連会社から連結子会社に変更となった会社です。
15. 2022年3月31日現在の社名を記載しています。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）	
定期船事業	3,568	(159)
航空運送事業	952	(155)
物流事業	25,199	(7,385)
不定期専用船事業	3,584	(3,232)
不動産業	7	(1)
その他の事業	1,425	(205)
全社（共通）	430	(63)
合計	35,165	(11,200)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

2. 「全社（共通）」は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属している従業員です。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,249 (158)	39.8	13.8	10,820,568

セグメントの名称	従業員数（名）	
定期船事業	68	(6)
航空運送事業	2	(－)
物流事業	－	(－)
不定期専用船事業	731	(85)
不動産業	6	(1)
その他の事業	12	(3)
全社（共通）	430	(63)
合計	1,249	(158)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

2. 平均年間給与は、賞与及び時間外手当等を含んでいます。

3. 「全社（共通）」は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属している従業員です。

(3) 労働組合の状況

当社の社員（陸上職）の労働組合は、日本郵船労働組合と称します。

日本人社員（海上職）は、一部の船長を除いて全日本海員組合に加入しています。

なお、労使関係について、特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループでは、中長期的な経営方針として、次の経営課題に取り組んでいます。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、“Bringing value to life.”という企業理念のもと具体的には、次の4項目を経営方針に掲げて活動しています。

(お客様とともに)

お客様から選ばれ信頼されるパートナーであり続けるために、現場第一に徹し、創意工夫に努め、新たな価値の創造を追求します。

(株主・投資家の皆様とともに)

公正かつ透明な経営を実践し、効率的な事業活動を通じて、企業価値の増大を目指します。

(社会とともに)

良き企業市民として積極的に社会の課題に取り組み、環境の保全をはじめとして、より良い地球社会の実現に貢献します。

(グループ社員とともに)

グローバル企業として、社員の多様性と挑戦する気概を尊重し、人材育成に力を注ぎ、夢と誇りを持って働ける日本郵船グループを目指します。

(2) 中長期的なグループ経営戦略及び目標とする経営指標

当社グループは、海運や物流といった「モノ運び」の役割に限定することなく新たなものに挑戦していくという信念のもと、当社の企業理念を構成する基本理念を“Bringing value to life.”と再定義しました。そして、この企業理念に基づき、2018年3月に中期経営計画“Staying Ahead 2022 with Digitalization and Green”を策定し、①事業ポートフォリオの最適化（ドライバルク事業の抜本的見直しとコンテナ船統合会社の成功等）、②運賃安定型事業の積み上げ（物流・自動車船・自動車物流事業のシナジー構築等による強化とLNG・海洋事業の強化等）、③効率化、新たな価値創出（Digitalization and Greenへの取り組みを通じた次世代の成長分野の開拓等）を基本戦略として、長期的な企業価値の増大を達成すべく全力で取り組みます。

(“Staying Ahead 2022 with Digitalization and Green”の利益・財務目標並びに2021年度実績)

	2021年度実績	中期目標 (2022年目途)
経常損益	10,031億円	700～1,000億円
ROE	86.0%	min 8.0%
自己資本比率	55.6%	min 30.0%
D/Eレシオ	0.47倍	1.50倍以下

(キャッシュ・フロー)

営業活動による キャッシュ・フロー	5,077億円(単年)	5,700億円(5カ年累計)
投資活動による キャッシュ・フロー	1,485億円(単年)	5,200億円(5カ年累計)

(前提)

為替レート	112.06円/US\$	105.00円/US\$
燃料油価格	US\$531.19/MT	HSFO US\$320/MT LSGO US\$620/MT

*HSFO = High Sulphur Fuel Oil, LSGO = Low Sulphur Gas Oil

(株主還元策)

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけています。将来の市況変動に耐え得る内部留保の水準にも留意しつつ、業績の見通しや連結配当性向25%を目安に、利益配分を決定する方針です。詳細については、「第4 提出会社の状況 3 配当政策」をご参照ください。

(3) 中長期的なグループ経営戦略と優先的に対処すべき課題

① 安定と成長の戦略

当社グループは、“Bringing value to life.” の基本理念のもと、10年後のありたい姿としてのビジョンの実現に向け、2018年度から始めた5カ年の中期経営計画 “Staying Ahead 2022 with Digitalization and Green” を進めています。

中期経営計画では、ボラティルな事業環境や多様に変化する社会に対応すべく、ボラティリティへの耐性強化と事業成長・収益力向上に取り組んでいます。3つの基本戦略である「ポートフォリオの最適化」「運賃安定型事業の積み上げ」及び「効率化と新たな価値創出」に沿った形で、既存事業の拡充に加えて情報技術・環境分野を中心とした新規事業の実現と成長分野への投資を実施してきました。

「ポートフォリオの最適化」では、市況耐性の高い事業運営を目指しています。ドライバルク輸送部門は、市況耐性への強化のために事業の構造改革を実施し、引き続き徹底した市況エクスポージャー管理を行っています。定期船事業においては、OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. の収支は大幅に改善しましたが、引き続き収益の安定化に取り組めます。

「運賃安定型事業の積み上げ」では、物流部門・自動車船部門・自動車物流部門において、ネットワークの充実と高品質かつ競争力のあるサービスの強化を図っています。グループの経営基盤であるヒト、モノ、IT、資金を活かした営業力強化とともに、デジタル技術を活用した輸送・荷役の効率化と環境対応に取り組んでいます。また、LNG部門・海洋事業部門では、案件を厳選したうえでの投資を継続しています。

「効率化と新たな価値創出」としては、“Digitalization and Green” の取り組みを積極的に推し進め、技術力・情報力・ネットワーク力にさらに磨きをかけ、次世代の成長分野を切り拓いています。サプライチェーン全体の最適化や、船上キャッシュレス事業を展開するMarCoPayなど、最新のデジタル技術を駆使した効率性の追求により新たな価値創出を図ります。また、環境問題への対応が、当社グループの最重要課題の一つと認識しており、環境規制強化に着実に対応し、輸送におけるCO₂排出の削減及び再生可能エネルギーをテーマに次世代に向け、多様なグリーンビジネスの実現に取り組んでいます。

これらの事業戦略の遂行や次世代の成長分野への積極的な取組みに加え、ESG経営を成長戦略と位置づけ、環境問題を始めとする社会の課題の解決にも貢献することで、将来の収益力の最大化を図るとともに、資本効率とROE（自己資本利益率）を向上させ、企業価値・社会価値の持続的な創出に全力で取り組みます。

また、次期中期経営計画の策定に向けて、2050年の事業環境を予想し、リスクと機会を見極めたうえで、「当社のありたい姿」を議論しました。その成果として2022年3月に長期事業投資計画と船舶脱炭素化ロードマップを公表し、あわせて持続的成長に向けた5つの戦略「ABCDE-X」を策定しました。

〔基軸戦略〕

AX(Ambidexterity)：既存中核事業深化と新規成長事業投資の両立

BX(Business Transformation)：将来の戦略的成長事業への挑戦

〔支えの戦略〕

CX(Corporate Transformation)：人材・組織改革

DX(Digital Transformation)：船舶自動運航化、ソリューション型ビジネス拡大

EX(Energy Transformation)：船舶ゼロエミッション化、グリーンビジネス拡大

当社グループは、2021年9月に外航海運事業におけるGHG削減長期目標を「2050年までのネット・ゼロエミッション達成」とすることに決定しました。その達成に向け、LNG燃料船及び次世代燃料船等の投入による船舶からのGHG排出量削減対応やLNG輸送船等への既存事業更新投資からなる「強化投資」、グリーンビジネスや新規成長事業への投資からなる「成長投資」を行い、環境関連分野を中心に戦略的投資を推進していきます。

なお、当社物流部門の中核を担う郵船ロジスティクスグループでも、環境目標として2050年までにお客様へ提供する全サービスのネット・ゼロエミッション化を目指すことを2022年1月に公表しました。今後も持続可能な長期的視点に基づいた取り組みを推進していきます。

② ESG（環境・社会・ガバナンス）への取組み

当社グループでは、2018年3月に発表した中期経営計画 “Staying Ahead 2022 with Digitalization and Green” の中でESGの経営戦略への統合を取締役会にて策定、開示しました。従来の企業価値向上のための経済性や規模の追求といった「Economy」のモノサシだけではなく、長期的な視点で、社会・環境課題の解決に貢献する「ESG」のモノサシも判断に加えながら、「ESG経営」を推進しています。

2021年2月に発表した「NYKグループESGストーリー」で当社が目指す姿は、収益最大化と社会・環境のサステナビリティの両立を図り、新たな価値を創造するSustainable Solution Providerです。経営の根幹にあるマテリアリティ(重要課題)として、「安全」、「環境」、「人材」の3つを掲げ、様々な施策に取り組んでいます。

「NYKグループESGストーリー」発表1年後の進捗報告として、2022年3月に「NYKグループESGストーリー2022」を発表しました。「NYKグループESGストーリー2022」では、「NYKグループESGストーリー」で掲げたESGの経営戦略への統合に向けた具体的な取り組みと施策を紹介しています。また、2023年の発表を予定する次期中期経営計画策定の一環として検討を行っている超長期視点での持続可能な成長戦略に関しても一部説明しています。詳細については、NYKグループESGストーリーをご参照ください。

<https://www.nyk.com/esg/esg-story/>

2【事業等のリスク】

当社グループの定期船事業、航空運送事業、物流事業、不定期専用船事業、不動産業、その他の事業の事業活動において、世界各国の経済情勢、政治的又は社会的な要因等により、当社グループの事業や業績が影響を受け、その結果当社グループの株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、リスク管理方針およびリスク管理規則に基づき、リスク管理委員会を年2回実施し、当社の経営に大きな影響を与えうる、重要リスクの管理状況の報告と評価を行い、その結果を取締役会に報告します。当社グループは、「当社グループの継続的成長にとって不利な影響を与えうる不確実性」をリスクと定義し、社長を委員長、本部長とESG経営推進担当執行役員をメンバーとするリスク管理委員会において各本部からの報告を基に重要リスクを特定し、重要リスク毎にリスク対応の推進役となる本部を決定し、グループ全体のリスク低減活動を推進します。当社グループの事業継続に重大な影響を与えうる「最重要リスク」には、コンプライアンスリスク、重大事故などのオペレーションリスク、気候変動への対応や自然災害などの災害に関するリスク、新型コロナウイルスなどの感染症リスク、サイバーリスクがあります。また、当社グループの経営に大きな影響を与えうる「重要リスク」には、戦略リスクや市況変動リスク、オペレーショナルリスク、財務と会計リスク等があります。なお、毎年、リスク管理委員会において、「重要リスク」の中から「最重要リスク」を選定します。

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下の通りです。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(最重要リスク)

(1) コンプライアンスリスクについて

世界的にさまざまなルールの強化が進むなかで、企業にはより一層高いコンプライアンス意識が求められています。当社グループは、コンプライアンスを推進、強化するための体制の整備および、重要方針に関する事項等を審議・決議するための場として、年2回コンプライアンス委員会を開催しています。また、毎年9月を当社グループのコンプライアンス強化月間と定め、従業員自らの行動・業務プロセスを見直すための総点検活動を実施しています。同活動で実施した社員の意識調査結果については、「コンプライアンス通信」として取り纏め、社内掲示板を通じて、複数回に分けてフィードバックを行い、社員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図っています。

更に、遵法活動徹底委員会を設置し、独占禁止法、贈収賄関連法令、経済制裁などの特定の法令のみならず、法令全般および各種許認可等も含めた遵法の徹底を図っています。

しかしながら、コンプライアンス上のリスクを完全には回避できない可能性があり、法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する賠償金の支払い等により、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(2) 重大な事故等による影響について

当社グループは、「Bringing value to life.」という企業理念のもと、海・陸・空にまたがる幅広い物流事業を展開しています。船舶や航空機等の安全運航及び環境保護対策を最重要課題と認識し、船舶においては独自の安全規格である「NAV9000」によるアセスメントを実施するなど、安全運航に努めています。船舶をはじめ各現場での実行状況は、代表取締役社長を委員長とする「安全・環境対策推進委員会」で定期的にレビューされ、安全品質レベルを更に向上・改善させるシステムが構築されており、また、緊急事態に際しては、適切な対応ができる体制を整えています。しかしながら、もし不測の事故、特に油濁その他の環境汚染、乗組員、乗客、及び荷役関係者を含む訪船者の死傷、船舶の喪失又は損傷等につながる重大な事故等が発生した場合、また、船内における感染症の発生、感染症の世界規模の蔓延による検疫強化、もしくは海賊・テロ事案等保安事件が発生した場合には、貨物輸送の遅延・不能、運送契約の解除、債務不履行、過料、訴訟、罰金、営業制限、保険料の引き上げ、評判及び顧客関係の悪化といった事態に直面する可能性があり、かかるリスクを保険で適切にカバーできない場合には、当社グル

ープの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

当社グループの航空運送事業においては、活動範囲が世界各地に及んでおり、「安全は全てに優先する」という安全方針に基づき、全社的安全推進体制を構築し、安全運航の確保に努めています。しかしながら、乗務員の死傷、航空機の喪失又は損傷等につながる重大な航空機事故が発生した場合、航空機の安全性を著しく損なう問題が発生した場合、航空機の稼働を著しく低下させる事由が発生した場合、もしくは各々の地域における政情不安、テロ、新型コロナウイルス感染症等の疫病の流行、及び自然災害等が発生した場合には、貨物輸送の遅延・不能、運送契約の解除、債務不履行、過料、訴訟、罰金、営業制限、保険料の引き上げ、評判及び顧客関係の悪化といった事態に直面する可能性があります。また、航空機の安全性が確認できない場合、自主的に機材の運航を見合わせ、安全性が確認できるまで点検等の整備を行うことがあります。

航空機を運航する当社グループ会社は、航空運送事業者として国際条約、二国間協定、IATA（国際航空運送協会）の決定事項その他の国際的取り決めに従って国際航空運送事業を営んでおり、当社グループの航空運送事業は運賃及び料金の設定に関し独占禁止法の制約を受ける場合があります。また、米国を中心に世界規模で航空保安強化に係る法規制が進むなか、保安対策費用の増加が見込まれます。加えて、民間国際航空の分野では環境負荷低減の取り組みが着実に進行しており、規制強化などによって対策費用が増加した場合は、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(3) 本社及び主要な事業会社（拠点）の事業運営に重大な影響を与える自然災害等のリスク

地震、津波、竜巻、台風、寒波等の自然災害や戦争・テロ、紛争、その他の要因による社会混乱により、本社や主要な事業会社（拠点）が被災し、経営体制の本社機能が麻痺するリスクや本社の管理機能が麻痺することによるオペレーション上の事業継続リスクや、主要な事業会社のオペレーション機能が麻痺することによる事業継続リスクがあります。

災害や事故などで被害を受けた際に、重要な機能を可能な限り中断せず、また中断した場合にもできるだけ早急に復旧できるように、グループ会社を含む主要な事業ごとに「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を策定しています。しかしながら、自然災害等が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(4) 情報システムセキュリティに関するリスクについて

当社グループは、その業務遂行には、ITの円滑な運用は今や欠かせない企業基盤となっており、地震・火災等の罹災に際しても、システムの安全及び安定稼働の確保に努めています。また、サイバー攻撃に対しても、多層防御によるセキュリティ対策の強化に加え、ダメージの最小化及び早期復旧にも重点を置き、定期的な訓練の実施やグローバルでの管理体制の構築を進めていますが、システムダウンが一定期間以上におよび、お客様への情報提供及び業務処理が滞ることとなった場合には、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(5) 新型コロナウイルス感染症の拡大によるリスク

新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、依然として、当社グループの全ての事業に大きな影響を及ぼす可能性があります。当社グループではテレワークにおける在宅勤務の実施や、現場での感染防止策を徹底することで従業員の安全確保に努め、また、乗組員交代の確保等を含めた運航維持確保策を実施し、資金調達においては長期性資金と借入枠を確保する等の対応を実施しています。客船では、感染症対策プランを構築し常にアップデートを続け、徹底した対策を実施し商業クルーズを行っています。しかしながら、特定の事務所において従業員の病欠者が増加し、サービスの提供が一時的に滞ることや、また、個別の船舶等において感染拡大することによって運航に影響が出ることや、感染拡大地域へのサービスの提供に影響が出るなど、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは引き続き社内外への感染拡大防止と社員の安全確保を最優先に、船舶の安全運航を継続し、生活を支えるエネルギー、資源、その他物資の安定輸送に従事しますが、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(6) 気候変動リスクへの対応について

当社グループは、ESG要素の1つである「気候変動」を重要な経営課題の一つと認識し、2021年9月に当社グループの外航海運事業における温室効果ガス排出量削減の長期目標を、「2050年までのネット・ゼロエミッション達成」と決定しました。しかしながら、本長期目標を達成するためには、アンモニアや水素等のゼロエミッション燃料の実用化が不可欠であり、そのためには現時点の水準から大きな技術革新が必要です。大型外航船の使用期間は15年から20年程度であるため、仮に革新的技術が利用可能となったとしても、全世界の船舶に普及するためには、相当の時間とコストが発生すると見込まれています。このような認識の下、技術革新と具現化の途上においては、

世界の持続的な成長に必要な輸送需要に、その時々において最も環境負荷が低いソリューションで応えつつ、社会に対して相応の負担への理解を得る必要があると考えています。

また、気候変動が当社事業に及ぼす影響を長期的な時間軸の中で適切に見極め、具体的な経営戦略等に取り組む必要もあり、これらを推進するために当社は 2020年4月に社長を責任者とした気候変動対応の管理体制を設置しました。さらにESG経営を土台とした持続的な成長戦略の策定を目的に設置した「持続的成長検討タスクフォース」にて、これまで行っていた当社独自の輸送需要予測に地球温暖化等の気候変動要素を加味し、社会的に合理的なシナリオを前提としたリスク管理と機会の把握を具体的に行いました。また、2022年3月に「NYKグループESGストーリー2022」を発表し、2021年2月に発表した「NYKグループESGストーリー」にて掲げた温室効果ガス排出削減に向けた具体的な取り組みを紹介しています。

今後、当社グループが気候変動リスクに適切に対応できなかった場合には、顧客離れ、地域社会との関係悪化や船舶に対する融資が得られないなどの事態が生じ、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(重要リスク)

(7) 経営戦略に関するリスクについて

当社グループは、中期経営計画に基づき、事業成長と収益力向上に向けた具体的施策に取り組んでいます。しかしながら、事業戦略の遂行や次世代の成長分野への積極的な取り組みを実行する際には、以下に記載したリスクがあります。

① 投資計画に係る影響について

当社グループは、船隊や航空機の整備等に係る投資を計画し、実行していますが、今後の世界経済の状況や海運市況及び公的規制等の動向によって、これらが計画どおりに進捗しない場合、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

新造船の発注から竣工までには数年の年月を要し、その間の需要の変化も一つの要因です。造船計画に伴う納入遅延の可能性や、造船所における労働争議、造船所の経営難など造船所自体に関わる要因によっても左右されます。

② 運航船舶等の処分に関する影響と市況悪化による固定資産の減損損失について

当社グループは、海運・空運市況の著しい変動、運航する船舶や航空機の新技术開発・導入に起因する陳腐化あるいは安全規制・諸規則の変更等による物理的使用制限等により、当社グループが保有する船舶や航空機を売却する場合、又は当社グループが傭船する船舶の傭船契約解約等を実施する場合があります。その結果、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

船舶又は航空機を売却する際、常に有利な条件で売却できる保証はなく、また売却できない可能性もあります。市況が低迷し、船舶及び航空機の市場価格が下落しているときに、減価償却が済んでいない船舶及び航空機を簿価より低い価格で売却しなければならない場合もあり、その場合売却損を被る可能性もあります。また、売却をしない場合でも、市場低迷が回復せず、又は更に悪化した場合、船舶、航空機その他の固定資産の収益性低下により投資額の回収が見込めなくなる場合があります。この場合資産価値が下落して減損損失が発生し、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

傭船契約を解約またはそれに準じる行為を行う場合は、船主と協議の上、違約金等を支払う可能性があります。

③ 他社との提携戦略について

当社グループは、コンテナ船事業において、他の海運会社との戦略的提携であるザ・アライアンスのメンバーとなっています。当社グループは、コンテナ船事業の効率的かつグローバルなネットワークを保つために、かかるアライアンスが必要であると考えています。しかしながら、アライアンスの活動には、均一の安全・運航基準及び管理方針・手続を維持する難しさ、アライアンス統合及び解散の可能性、アライアンスに加盟している会社の撤退又はアライアンスによって必ずしも期待していた結果が得られない可能性といったリスクを伴います。当社グループがかかる要因に適切に対処できない場合、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

④ 運賃安定型事業の積み上げについて

当社グループは、長期の安定契約に重点を置いており、船隊の多くを船舶の保有又は長期傭船により調達しています。しかしながら、その船隊規模に見合った貨物の長期契約が十分に獲得できない場合、それら船舶は短期契約による運航に供することとなり、運賃水準が大幅に下落すると、船舶の運航により得られる収益が、保有船及び長期傭船の固定費用を十分にまかなうことができず、その結果として当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

当社グループのドライバルク輸送部門及びエネルギー輸送部門においては、取引先との長期契約に重点を置いて

います。かかる長期契約には、決定された運賃、使用船腹量及び費用調整条項が定められ、市場環境の変化による影響を軽減するのに役立っています。しかしながら、当社グループが長期契約を結んでいる一部の取引先の経営状態等が悪化し、取引先が契約条項の全部又は一部の履行を継続できなくなる可能性があります。一方当社グループは、かかる長期契約上の義務を履行するにあたって、第三者からの傭船によって船舶を調達する場合があります。船主が、傭船期間終了前に当社グループとの契約を履行できなくなる可能性があり、これによって他の船舶を調達するための費用が発生する可能性もあります。今後このような事態が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。なお、長期契約は市況の変動による影響を軽減する効果がありますが、市況の上昇局面においても直ちに運賃に反映できなくなる可能性があります。

当社グループの重要な取引先には、自動車メーカー、製鉄会社、製紙会社、公共事業会社、電機メーカーや小売業者等が含まれています。仮に、重要な取引先との間の取引規模が縮小したり、重要な取引先を失うようなことがあれば、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

⑤ 環境保全、安全・保安対策に係る規制強化等による影響について

当社グループが事業を行う各地域において、当社グループの船舶は安全運航及び海難事故の防止に関する国際法を遵守する必要があります。加えて、環境保護に関する地域固有の法令及び規制を遵守する必要があります。

当社グループは、環境保全活動及び物流サプライチェーンの安全・保安対策の重要性を認識しつつ、グローバルに事業を展開・拡大しています。例えば、アンモニアや水素など将来代替燃料に向けた研究開発促進、LNG/LPG/メタノール燃料船建造の拡大、LNG燃料供給船建造の拡大、省エネ運航によるCO2排出量削減、バラスト水管理のための処理装置の搭載、藻、貝類、蛾等の船体付着物の移動防止に関する規制への対応、サイバーセキュリティ対策導入など実施しています。

今後、これらに関連する対策費用が増加した場合や、特定の地域における法令又は規制を遵守することが困難となった場合には、当該地域における当社グループの事業運営が制限され、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(8) 市況変動に関するリスク

① 海運市況・荷動き等の変動による影響について

当社グループは、海運市況の変動に左右されない安定的な営業収益の確保に努めていますが、世界の経済動向、国際間の荷動き、競争激化、船腹需給バランス等の影響により、運賃収入及び傭船料収入などが大きく変動する可能性があり、その結果として当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

特に、海上運賃は、船腹需給の不均衡により大幅に変動する傾向にあります。一方、船腹の供給が需要を上回ると、市場における傭船料の水準が下落する可能性があります。

なお、船腹の需要に影響を及ぼす可能性のある要因には、以下のものがあります。

- ・世界的、地域的な紛争、政治動向及び経済状況
- ・世界的な感染症の蔓延
- ・当社グループが輸送するエネルギー資源、原材料及び商品の需要及び在庫水準
- ・工場のグローバル化
- ・海上輸送及びその他の輸送方法の変化並びに代替輸送手段の発展
- ・環境及びその他の規制の動向

一方、船腹の供給に影響を及ぼす可能性のある要因には、以下のものがあります。

- ・新造船の竣工により増加する船腹量
- ・老齢船の解撤により減少する船腹量
- ・港及び運河の混雑又は閉鎖
- ・環境規制及び船舶の耐用年数を制限する可能性のあるその他の規制の変更

航空貨物の運賃は、貨物を輸送するスペースと荷動きの不均衡により大幅に変動する可能性があります。航空業界の競争環境と景気動向からもたらされる大幅な航空運賃の変動または、取扱貨物量の変動により当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

また、フォワーディング等の物流事業においても、海上・航空貨物と同様にスペース供給と需要の不均衡により、運賃が大幅に変動する可能性があります。物流事業での大幅な運賃の変動や取扱貨物量の変動により当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

② 為替レートの変動による影響について

当社グループの事業においては、外貨建て取引の収入が多く、為替レートの変動が損益に影響を与える可能性があります。収入と費用の通貨を一致させる施策を進めるとともに、為替予約や通貨スワップ等のヘッジ取引により、為替レート変動の影響の軽減に努めています。また、当社グループの連結財務諸表作成にあたっては、海外の

連結子会社の財務諸表を円換算しており、為替レートが変動した場合、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

③ 燃料油価格の変動による影響について

当社グループは、世界中で当社グループが運航する船舶及び航空機に使用される燃料油を常時購入しています。

燃料油費用は、当社グループの定期船事業、不定期専用船事業及び航空運送事業における費用の大きな割合を占めています。燃料油の価格水準及び入手可能量は、世界的な原油需給、外国為替市場の変動、産油国やOPECの動向、環境規制の状況、戦争その他の多くの要因により変動し、これらの動向を正確に予測することは困難です。当社グループとして、燃料油調達地域の分散及び燃油サーチャージの適用、デリバティブ取引を利用した燃料油の価格ヘッジ、燃料油の消費量節減等の対策を講じて業績に与える影響の軽減に努めていますが、価格の変動又は供給不足から十分に影響を軽減できない可能性があります。

④ 金利動向による影響について

当社グループは、船舶や航空機、輸送関連施設等の取得に係る設備投資需要や事業活動に係る運転資金需要に対し、内部資金を充当する他、外部から資金を調達しています。

これらの外部資金については、現在、変動金利調達と固定金利調達があり、金利環境を勘案の上その割合を注視し金利変動による影響の軽減に努めていますが、将来の金利変動によっては、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(9) 投資有価証券における評価損による影響について

当社グループは、有価証券の評価基準及び評価方法として、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。株式市況の変動等により、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(10) 人権問題について

当社グループは、企業理念の実現にあたり、「日本郵船グループ企業行動憲章」を定め、事業活動に関係するすべての人の基本的人権を尊重し、多様な価値観や異文化を認め合い、尊重することを企業活動の基盤とし、「国連グローバル・コンパクト推進委員会」を設置し、人権尊重の取り組みを推進しています。

具体的には、企業活動における人権課題や差別・ハラスメント問題などに対する社員の意識啓発のため、人権研修の実施、人権週間における情宣活動の実施、人権尊重意識の浸透と向上に努めています。

また、グローバルな事業活動を展開する上で、サプライチェーン全体での強制労働、児童労働、環境破壊行為などの世界的な社会問題が顕在化する中、「取引先に対するCSR ガイドライン」を策定しています。

しかしながら、当社グループの事業活動において人権問題が発生した場合、当社グループの社会的信用やブランドイメージの低下により、当社グループの事業活動に悪影響を及ぼす可能性があります。

(その他経営全般に係るリスク)

(11) グローバルな事業展開による影響について

当社グループの活動の範囲は、世界各地に及んでおり、各々の地域における経済状況等により影響を受ける可能性があります。具体的には、以下に掲げるいくつかのリスクが内在しています。

- ・政治的又は経済的要因
- ・事業・投資許可、租税、為替管制、国際資産の没収、独占禁止、通商制限など公的規制の影響
- ・他社と合併・提携する事業の動向により生じる影響
- ・戦争、暴動、テロ、海賊、感染症、ストライキ、コンピューターウイルス、その他の要因による社会的混乱
- ・地震、津波、台風等の自然災害の影響
- ・各国規制・制裁などの把握不全

これらリスクに対しては、グループ内での情報収集、外部コンサルタント起用等を通じ、その予防・回避に努めていますが、これらの事象が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

当社グループの船舶の安全な運航のためには、優秀な船員を確保することが特に重要となります。当社グループは、優秀な船員を確保するために、教育と訓練の提供及び多様な国からの採用など、様々な手段を取ってきましたが、将来において、適切な費用で必要な技術水準を持った船員を十分に確保できるという保証はありません。例えば、2008年のリーマン・ショック前の数年間、海上輸送への需要が高かった時期においては、船員を雇用するための人件費が大幅に増加しました。昨今の新型コロナウイルス感染症がさらに拡大し、必要な船員を合理的な費用で雇用、維持、あるいは交代できない場合、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。又、船員を

含む当社グループの従業員の一部は、労働組合に所属しており、当社グループの従業員によってストライキ、業務停止又はサボタージュが行われた場合、さらには北米の港湾施設など当社グループ従業員以外の第三者によるストライキ又は業務停止によっても、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。加えて、戦争や政治的な要因も、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、中東を含め世界中の紛争やテロ及びロシア・ウクライナ情勢等による治安・情勢不安・各国規制・制裁の強化等の影響を受けます。2019年12月閣議決定され海上自衛隊派遣が行われているオマーン湾、アラビア海北部、アデン湾、更にはテロの脅威が報告されている紅海、緊張状態が続くホルムズ海峡を当社グループ船舶は航行しております。また、海賊被害は近年減少していますが、今もなお海賊行為が発生するマラッカ・シンガポール海峡、セルベス・スールー海、西アフリカ沿岸及びソマリア海賊襲撃エリアであるアデン湾、アラビア海、インド洋などを航行しています。当社グループでは、関係機関からの情報収集及びアデン湾地域では海上自衛隊の護衛を受けるなど、海賊行為について対策を講じていますが、テロ及び海賊の襲撃を受けた場合、あるいは政情不安及び戦闘などが起こった場合、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。今後、これら水域が通常の戦争保険除外地域として指定された場合（一部水域は既に指定されています。）には、保険料の水準及び保険金の支払いに影響を与える可能性があります。また、物流事業等、特定の国において行う事業活動は、当該事業を行う国の治安・情勢不安等による事業環境の悪化により、事業の縮小、廃止、撤退等を決定する場合があります、その場合当社グループの業績及び財務状況に影響を受ける可能性があります。

(12) 訴訟その他の法定手続の発生について

当社グループの定期船事業、航空運送事業、物流事業、不定期専用船事業、不動産業、その他の事業の事業活動において、各種の訴訟や規制当局による調査及び処分に関するリスクを有しています。以下の事例も含め、訴訟等の内容及び結果によっては、当社グループの業績及び財務状況に影響を受ける可能性があります。

当社グループは、2012年9月以降自動車等の貨物輸送に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、海外当局の調査対象となっています。

また、完成自動車車両等の海上輸送について、主要自動車船社と共同して運賃を設定したとして、請求金額を特定しないまま損害賠償及び差し止め等を求める集団民事訴訟を、一部の地域にて提起されていますが、現時点ではこれらの調査・訴訟の結果を合理的に予測することは困難です。

なお、上記は当社グループが事業を継続する上で、予想される主なリスクを具体的に例示したものであり、これらに限定されるものではありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は以下のとおりです。

なお、当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しています。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりです。

(1) 経営成績の状況

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	16,084	22,807	6,723	41.8%
売上原価	13,752	18,273	4,521	32.9%
販売費及び一般管理費	1,616	1,844	228	14.1%
営業損益	715	2,689	1,974	275.9%
経常損益	2,153	10,031	7,878	365.9%
親会社株主に帰属する当期純損益	1,392	10,091	8,698	624.8%

平均為替レート	105.79円/US\$	112.06円/US\$	6.27円 円安
平均消費燃料油価格	US\$362.95/MT	US\$531.19/MT	US\$168.25 高

(概況)

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症による世界経済への影響が継続する中、ライナー&ロジスティクス事業を中心に輸送スペースの需給が逼迫した状況が続き、運賃水準が上昇しました。これにより、第1四半期から、前連結会計年度における各四半期の業績を上回り、好調に推移しました。

コンテナ船部門では、旺盛な貨物需要が継続する中、新型コロナウイルス感染症拡大を端緒とするサプライチェーン全体の混乱が収束せず、年間を通じて強い市況推移となりました。これにより、OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.（“ONE社”）の業績は堅調に推移しました。航空運送事業と物流事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により国際旅客便の減便・運休が継続する一方、貨物の荷動きは堅調に推移しました。また、海上輸送の混乱を受け、海上貨物の一部が航空輸送に切り替わる動きも継続しました。不定期専用船事業については、自動車輸送部門では、配船の工夫等により船舶の稼働率を向上させ、自動車物流では不採算事業から撤退する一方、成長が見込まれる事業への投資を行い、事業ポートフォリオ再編を進めました。ドライバルク輸送部門では、鉄鉱石や石炭の荷動きが堅調であったことに加え、台風や豪雨、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための水際対策により世界的に滞船が発生した結果、需給が逼迫し、市況は各船型で前連結会計年度を大きく上回る水準で推移しました。エネルギー輸送部門では、船腹需給バランスにおける不均衡により、タンカーの市況が前連結会計年度比で大きく下落しましたが、LNG船を中心に安定的な収益を生む長期契約に支えられ、堅調に推移しました。燃料油価格は前連結会計年度比で上昇しました。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高2兆2,807億円、営業利益2,689億円、経常利益1兆31億円、親会社株主に帰属する当期純利益1兆91億円となり、大幅な増収増益となりました。なお、当社持分法適用会社ONE社の好調な業績等により、営業外収益で持分法による投資利益として7,426億円を計上しました。うち、同社からの持分法による投資利益計上額は当連結会計年度において7,137億円、第4四半期連結会計期間では2,224億円となりました。

<セグメント別概況>

当連結会計年度のセグメント別概況は以下のとおりです。

(単位：億円)

		売上高				経常損益		
		前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減額	増減率	前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減額
ロ ジ ス テ ィ & ク ス 事 業	定期船事業	1,705	1,905	200	11.7%	1,408	7,342	5,934
	航空運送事業	1,224	1,887	662	54.1%	332	740	407
	物流事業	5,612	8,474	2,862	51.0%	270	587	316
不定期専用船事業		6,815	9,745	2,929	43.0%	186	1,391	1,204
そ の 他 事 業	不動産業	68	42	△26	△38.9%	25	21	△4
	その他の事業	1,297	1,704	406	31.3%	△22	△12	10

<定期船事業>

コンテナ船部門においては、新型コロナウイルス感染症拡大を端緒とする港湾混雑や、ドライバー不足等による内陸部の混雑が緩和されず、サプライチェーン全体の混乱が収束しなかったことにより、需給が逼迫しました。第4四半期では、ロシア・ウクライナ情勢の影響を受けましたが、需給逼迫による運賃市況の上昇が継続し、ONE社の業績は堅調に推移しました。主要航路のうち、北米航路においては、港湾混雑に起因する回転率の低下により減便を余儀なくされた結果、積高は前連結会計年度を下回り、消席率は前連結会計年度を上回りました。また、欧州航路では、積高は前連結会計年度を上回りましたが、下半期に需給の逼迫が軟化した影響で消席率は前連結会計年度を下回りました。運賃は両航路ともに前連結会計年度を上回り、収支良化に大きく寄与しました。このような状況下、ONE社はコンテナの追加調達や臨時便投入を通じて、サプライチェーンの混乱への対応に努めました。

以上の結果、定期船事業全体では前連結会計年度比で増収増益となりました。

<航空運送事業>

航空運送事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により国際旅客便の減便・運休が継続する一方、航空貨物の荷動きは自動車・半導体関連貨物等を中心に堅調に推移しました。更に、コンテナ船の輸送スペース不足や港湾混雑の影響により海上貨物の一部が航空輸送に切り替わる動きも継続し、貨物搭載量・運賃ともに高水準で推移しました。ロシア・ウクライナ情勢の影響により第4四半期に一部の欧州線を運休しましたが、当事業の業績への影響は軽微なものに留まりました。

以上の結果、航空運送事業全体では前連結会計年度比で大幅な増収増益となりました。

また第3四半期には、今後の事業環境の変化に応じた柔軟な機材の活用を可能とするため、ボーイング747-8F計7機のリース契約を中途解約の上、自社保有化を行いました。これによりリース契約の解約金として、第3四半期に約80億円の特別損失を計上しました。

<物流事業>

航空貨物取扱事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により国際旅客便の減便・運休が継続し、供給スペースが減少している中、旺盛な需要を受け、需給は逼迫しました。このような状況下、機動的な購買活動により輸送スペースを確保し、チャーター機材を手配したことで取扱量は前連結会計年度比で増加し、業績を牽引しました。

海上貨物取扱事業は、港湾や内陸部の混雑に伴う需給逼迫により、輸送スペース確保に苦慮し、取扱量は前連結会計年度比で微減となりましたが、高騰する仕入れ価格に販売価格が追い付き利益水準が改善し、堅調に推移しました。

ロジスティクス事業は、需要の底堅い一般消費財を中心に前連結会計年度比で取扱量が増加しました。

内航輸送事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた前連結会計年度から輸送需要が復調し、取扱量が増加しました。

以上の結果、物流事業全体では前連結会計年度比で増収増益となりました。

<不定期専用船事業>

自動車輸送部門では、世界的な半導体不足や新型コロナウイルス感染症の影響に起因する自動車部品不足による完成車取扱台数への影響がありましたが、最適な配船計画と航海スケジュールの策定を行うことで船舶の稼働率を向上させつつ、関係会社との協働や、顧客との綿密な情報交換を通じて代替貨物の集荷を行い、前連結会計年度比で取扱台数は増加しました。また、環境対応船の整備を積極的に推進し、3月には2隻目のLNG燃料自動車専用船が稼働を開始しました。自動車物流は、国・地域ごとに事業環境が異なる中で、不採算事業からの撤退を含む合理化・コスト削減を進める一方、成長が見込まれる事業への投資を行い、トルコでの完成車ターミナル建設や開業、中国から中央アジアへの完成車鉄道輸送の取組み等、事業ポートフォリオ再編を進めました。

ドライバルク輸送部門では、ケープサイズは、7月から9月のピークシーズンに、雨期が明けたブラジル出しの鉄鉱石の出荷が伸びる一方、中国では度重なる台風・豪雨の被害や、新型コロナウイルス感染症の水際対策強化により再び滞船隻数が増加し、市況は11年ぶりの高値となりました。中国での滞船解消に伴い、市況は10月上旬をピークに反落したものの前年同期を大きく上回る水準で推移しましたが、1月以降は季節的調整局面に入り、前年同期並みの水準となりました。パナマックスサイズは、6月から7月にかけて天然ガス価格が石炭価格を上回ったため、石炭調達が発活し、電力需要期を前に中国で石炭輸入が増加した結果、市況は10月にピークに達しました。その後、世界的な滞船が鎮静化するにつれ、市況は調整局面に入りましたが、1月以降はブラジル出し大豆の荷動きが例年より早く始まり、前年同期を上回る水準で推移しました。結果として、市況は前年同期を大きく上回る水準で推移しました。このような環境下、市況変動による収支影響を抑えるために先物取引を用いて収入を固定化するほか、長期契約獲得による収入の安定化と効率的な運航によるコスト削減に努めました。

エネルギー輸送部門では、5月以降にOPECプラスの協調減産が段階的に縮小されたものの、船腹需給バランスの改善には至らず、VLCC（大型タンカー）と石油製品タンカーの市況は歴史的な低迷が続きました。2月下旬にはロシア・ウクライナ情勢の影響を受けて石油製品タンカーの市況は急騰したものの、VLCC（大型タンカー）の市況への影響は一時的となり、低迷が続きました。VLGC（大型LPGタンカー）は、6月以降、季節的な不需要期に入ったことに加え、米国出しLPG価格の高止まりにより、米国出しと中東出しのLPG価格差が縮小した結果、長距離輸送により輸送費が相対的に割高となる米国出しの取引が鈍化し、荷動きも減少したため、市況は低調に推移しました。9月以降は冬場の需要期に向けた荷動きに加えてパナマ運河の混雑により市況が高騰したものの、好市況だった前年同期を下回りました。タンカーは市況変動の影響を受ける短期契約の割合は小さいものの、前年同期比で市況の下落幅が非常に大きく、収支を悪化させる要因となりました。LNG船は安定的な収益を生む長期契約に支えられて順調に推移しました。また海洋事業はFPSO（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）、ドリルシップが順調に稼働しました。

以上の結果、不定期専用船事業全体では前連結会計年度比で増収増益となりました。

<不動産業、その他の事業>

不動産業は、当社子会社株式の一部譲渡に伴い、前連結会計年度比では減収減益となりました。またこの譲渡により、第2四半期において約230億円の特別利益を計上しました。

その他の事業は、燃料油販売事業が好調に推移し、船用品・船用資材販売事業、及び技術サービス業で復調が見られ、前連結会計年度を上回る業績となりました。客船事業は、乗船当日のPCR検査等新型コロナウイルス感染症対策を強化しながら、一部のクルーズを催行しました。また第4四半期では、1月からの定期入渠後に運航再開を予定していましたが、3月下旬に電気関係機器の不具合が発生し、運航休止となりました。これらにより、その他の事業では前連結会計年度比で増収となりましたが、損失を計上しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比べて1,231億円増の2,266億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益 1兆373億円、減価償却費1,015億円、持分法による投資損益△7,426億円、利息及び配当金の受取額2,880億円などにより5,077億円（前年同期1,593億円）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、船舶を中心とする固定資産の取得及び売却などにより△1,485億円（前年同期△168億円）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の減少や配当金の支払い、社債の償還やリース債務返済等により△2,375億円（前年同期△1,254億円）となりました。

(3) 生産、受注及び販売の実績

当社グループは国際的な海上貨物運送業を中核として多角的事業を展開しているため、生産、受注の各実績を求めることが実務的に困難であり、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示していません。

当連結会計年度における売上高をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
定期船事業	190,552	111.7
航空運送事業	188,731	154.1
物流事業	847,492	151.0
不定期専用船事業	974,556	143.0
不動産業	4,207	61.1
その他の事業	170,405	131.3
計	2,375,944	142.1
消去	(95,169)	148.6
合計	2,280,775	141.8

（注） 売上高に対する割合が10%以上の顧客はいません。

2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの財政状態及び経営成績等の状況に関する分析・検討の内容は以下のとおりです。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

(1) 財政状態及び経営成績等の分析

当連結会計年度末の総資産は、受取手形、営業未収入金及び契約資産の増加や、ONE社等の持分法適用会社の利益計上に伴う投資有価証券の増加等により、前連結会計年度末に比べ9,545億円増加し、3兆800億円となりました。社債、借入金等の減少により、有利子負債は前連結会計年度末比で1,428億円減少して8,082億円となり、負債合計額は前連結会計年度末に比べ1,371億円減少し1兆3,209億円となりました。純資産の部では、利益剰余金が9,514億円増加し、株主資本とその他の包括利益累計額の合計である自己資本が1兆7,137億円となり、これに非支配株主持分453億円を加えた純資産の合計は、1兆7,590億円となりました。これらにより、有利子負債自己資本比率（D/Eレシオ）は0.47に、また自己資本比率は55.6%となりました。なお、D/Eレシオ算定上の有利子負債は連結貸借対照表上に計上されている負債のうち、借入金、社債及びリース債務を対象としています。経営成績については「1. 経営成績等の状況の概要（1）経営成績の状況」をご参照ください。

(2) 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況

当社グループは、2018年4月から開始する5カ年の中期経営計画として“Staying Ahead 2022 with Digitalization and Green”を策定しました。“Staying Ahead 2022 with Digitalization and Green”の利益・財務目標並びに2021年度実績については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（2）中長期的なグループ経営戦略及び目標とする経営指標及び（3）中長期的なグループ経営戦略と優先的に対処すべき課題」をご参照ください。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析並びに資本の財源及び資金の流動性

① キャッシュ・フローの状況

「1. 経営成績等の状況の概要（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

② 資金需要

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、当社グループの不定期専用船事業運営に関する海運業費用です。この中には燃料費・港費・貨物費等の運航費、船員費・船舶修繕費等の船費及び借船料などが含まれます。このほか物流事業や航空運送事業等の運営に関する労務費等の役務原価、各事業についての人件費・情報処理費用・その他物件費等の一般管理費があります。一方、設備資金需要としては船舶・航空機投資や物流設備・ターミナル設備等への投資があります。当連結会計年度中に2,051億円の設備投資を行っています。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による資金需要への悪影響はありません。

③ 財務政策

当社グループの事業活動の維持拡大に必要な資金については、財務の健全性を損なうことなく、また、過度に特定の市場リスクに晒されることなく安定的に確保するために、金融機関からの借入や社債、コマーシャル・ペーパーの発行による調達を行うこととしているほか、船舶に関してはリース等を活用しています。

当社グループの主要な設備である船舶投資については、営業活動によって個々の船舶が将来収受する運賃もしくは貸船料収入の通貨や期間にあわせた長期の借入のほか、社債発行により調達した資金や内部留保した資金も投入しています。このほか物流・ターミナル施設等設備投資についても同様に将来のキャッシュ・フローにあわせた安定的な資金等を投入しています。運転資金については、主に期間が1年以内の短期借入並びにコマーシャル・ペーパーの発行により調達することとしています。一部長期の借入によっても調達しています。2022年3月31日現在の短期及び長期借入金の残高は5,779億円で、通貨は円のみならず米ドル等の外貨建借入金を含んでおり、金利は変動及び固定です。また、資本市場から調達した社債の残高は、2022年3月31日現在1,270億円となっています。

当社グループは、資金の流動性確保に努めており、2022年3月31日現在1,000億円のコマーシャル・ペーパー発行枠に加え、予備的借入枠として円建て及び米ドル建てコミットメントライン（借入枠）を有しているほか、キャッシュマネジメントシステム等を活用しグループ内金融による資金効率向上にも取り組んでいます。

なお、当社は国内2社、海外1社の格付機関から格付を取得しています。2022年3月31日現在の負債格付（長期）は、日本格付研究所（JCR）：「A」、格付投資情報センター（R&I）：「A-」、ムーディーズ・インベスターズ・サービス：「Ba2」となっています。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して作成されています。その作成にあたっては経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りが必要となります。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案して合理的に判断していますが、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の連結財務諸表の作成における重要な見積りの判断に影響を及ぼすと考えています。

① 収益の認識

当社グループの収益の認識は、主に一定の期間にわたり充足される履行義務として、航海期間及び輸送期間における日数等に基づき進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しています。

② 貸倒引当金

当社グループは、売上債権等の貸倒損失に備えて回収不能となる見積額を貸倒引当金として計上しています。将来、債務者の財政状況の悪化等の事情によってその支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

③ 投資の評価について

当社グループは、金融機関や取引先等の株式を保有しています。これらの株式は、市場価格が存在する株式等に関して原則として市場価格にて評価を行い、市場価格の存在しない株式等に関しては投資先の財政状態等を勘案し、価値の下落が一時的でないと判断する場合には減損処理を行います。

④ 減価償却資産の償却

当社グループは、有形及び無形の減価償却資産を保有しています。これらの減価償却資産は、合理的と判断される償却方法及び償却期間で償却されていますが、実際の資産価値の減価は会計上の減価償却による貸借対照表価額の減少とは異なる場合があります。

⑤ 退職給付

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されています。これらの前提条件には、割引率、昇給率、退職率及び年金資産の長期期待運用収益率等が含まれます。当社グループは毎年数理計算の基礎となる前提条件を見直しており、必要に応じて、その時々々の市場環境等をもとに調整を行っています。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性を評価するに際して、将来の課税所得を合理的に見積っています。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存しますので、その見積額が減少し繰延税金資産の一部又は全部を将来実現できないと判断した場合、あるいは税率変動等を含む各国税制の変更等があった場合、その判断を行った期間に繰延税金資産が減額され税金費用が計上されます。

⑦ 固定資産の減損

当社グループは、原則として事業用資産においては投資の意思決定を行う事業ごとにグルーピングを行い、賃貸不動産、売却予定資産及び遊休資産等においては個別物件ごとにグルーピングを行っています。資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としています。正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により、使用価値は将来キャッシュ・フローに基づき算定しています。

会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定については、「第5 経理の状況

1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」をご参照ください。

(5) 今後の見通し

コンテナ船部門は、新型コロナウイルス感染症拡大による中国のロックダウンやロシア・ウクライナ情勢等による影響で先行きは不透明ですが、これまで継続してきた北米を中心とする旺盛な需要の落ち着きと共に、下期以降、徐々に正常化に向かう前提で見通しを策定しています。国内ターミナルは、前連結会計年度と同水準の取扱量を想定していますが、海外は北米西岸のターミナルを当連結会計年度の早い段階でONE社へ移管することを目指します。

航空運送事業は、国際旅客便の市場復帰と需要減少により、需給逼迫が一定程度緩和することを想定していますが、引き続き好調な業績を見込みます。

物流事業では、航空貨物取扱事業において前連結会計年度と同水準の取扱量を見込んでおり、輸送需要の減少や国際旅客便の市場復帰に伴い利益水準は低下するものの、例年よりも高い水準で推移することを想定しています。海上貨物取扱事業においては、取扱量の増加を見込みますが、輸送需要の弱まりにより利益水準が低下する見通しです。ロジスティクス事業については、これまで進めてきた価格改定等の契約見直しやコスト削減の取り組みによる収益の安定化を見込んでいます。

自動車輸送部門では、半導体不足が緩和され、北米を中心に輸送台数が増加する見通しです。

ドライバルク事業部門では、市況が全船型において前連結会計年度に比べ落ち着く見込みですが、堅調な推移を想定しています。

エネルギー事業部門では、VLCC（大型タンカー）やVLGC（大型LPGタンカー）は低迷した市況が継続しますが、LNG船や海洋事業における中長期の安定契約に支えられ、堅調に推移する見通しです。

以上を踏まえ、翌連結会計年度は増収減益を見込んでいますが、業績は引き続き好調な水準で推移すると見ています。

（注）2023年3月期より、「ドライバルク輸送部門」は「ドライバルク事業部門」へ、「エネルギー輸送部門」は「エネルギー事業部門」へ名称を変更します。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループでは、(株)MTIを核として、(株)日本海洋科学を始めとするグループ会社や社外パートナーと共に、顧客や取引先も含めたESG経営に資するような最先端の研究を日々行っています。具体的には、温室効果ガス（GHG）削減と安全運航を目的として、自律操船や自律機関推進プラント運転、アンモニア等の代替燃料を使った運航船、船型改良、次世代SIMS等の幅広い研究を実運航データ分析技術や高度なシミュレーション技術等も駆使しながら行っています。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は1,078百万円です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、海・陸・空にまたがるグローバルな当社各サービスの充実・強化などを目的として継続的に実施しています。

当社グループは、当連結会計年度は全体で2,051億円の設備投資を実施しました。

定期船事業及び不定期専用船事業において、船舶を中心にそれぞれ42億円及び1,186億円、航空運送事業において航空機などに744億円、物流事業において輸送機器や物流施設・設備などに82億円、その他の事業において6億円の設備投資を実施しました。

所要資金については、自己資金、借入金及び社債によっています。

また、当連結会計年度において除売却した主要な設備の内容は以下のとおりです。

船舶

セグメントの名称	設備の内容	隻数 (隻)	載貨重量吨数 (K/T)	前連結会計年度末帳簿価額 (百万円)
不定期専用船事業	撒積船 (ケーブサイズ)	4	794,601	708
	撒積船 (パナマックスサイズ)	3	265,294	2,219
	撒積船 (ハンディサイズ)	3	146,575	1,030
	自動車船	1	16,178	9
	油槽船	3	922,402	6,549
	LNG船	11	389,572	841
	在来・プロジェクト貨物船	1	20,360	—

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末現在における当社グループの主要な設備は以下のとおりです。

(1) 船舶

セグメントの名称	船種	区分	隻数 (隻)	載貨重量屯数 (K/T)	帳簿価額 (百万円)
定期船事業	コンテナ船	所有船	26	1,665,849	24,969
		傭船	29	3,039,080	—
不定期専用船事業	撒積船 (ケーブサイズ)	所有船	19	3,625,779	32,839
		共有船	1	15,943 (298,000)	78
		傭船	91	17,860,735	—
	撒積船 (パナマックスサイズ)	所有船	30	2,687,808	59,419
		共有船	4	171,958 (343,916)	3,237
		傭船	56	4,761,101	5,138
	撒積船 (ハンディサイズ)	所有船	51	2,505,554	94,148
		傭船	93	4,603,560	—
	チップ船	所有船	11	574,966	12,835
		傭船	26	1,438,903	1,632
	自動車船	所有船	38	727,205	66,029
		傭船	70	1,299,253	—
	油槽船	所有船	27	5,145,592	102,443
		共有船	4	218,477 (720,551)	5,703
		傭船	18	2,982,657	6,531
	LNG船	所有船	9	653,393	94,674
		共有船	7	306,397 (548,764)	25,976
		傭船	3	224,913	—
	在来・プロジェクト貨物船	所有船	23	418,165	16,409
		傭船	22	317,106	—

(注) 1. 載貨重量屯数の()内は、共有船他社持分を加えた数値です。

2. 社員(海上職)数は、「(3) 船舶及び航空機以外の主要な設備」に含めています。

(2) 航空機

セグメントの名称	設備の内容	機数(機)	一機当たり 最大離陸重量(t)	帳簿価額 (百万円)
航空運送事業	航空機	15	447	102,766

(3) 船舶及び航空機以外の主要な設備

(a) 当社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (名)
			建物及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
郵船ビルディング(本店) (東京都千代田区)	不定期船事業他 会社統轄業務	統轄業務施設	7,964	4,320 (4,579)	195	12,480	1,221
大井コンテナ関連施設 (東京都品川区)	定期船事業	コンテナ関連施設	130	1,946 (51,048)	56	2,132	—
六甲コンテナ関連施設 (神戸市東灘区)	定期船事業	コンテナ関連施設	409	1,836 (51,797)	24	2,271	—

(b) 国内子会社

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (名)
			建物及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
郵船ロジスティクス(株) (東京都品川区他)	物流事業	統轄業務施設他	2,123	2,775 (47,069)	214	5,112	1,439
(株)ユニエックスNCT (東京都中央区他)	定期船事業	物流倉庫他	1,066	3,454 (39,590)	890	5,410	470

(c) 在外子会社

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (名)
			建物及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
YUSEN LOGISTICS (AMERICAS) INC. 他北米地域主要1社 (NEW JERSEY, U.S.A. 他)	物流事業	物流倉庫他	5,370	4,329 (540,098)	1,938	11,637	1,808
YUSEN LOGISTICS (UK) LTD. 他欧州地域主要15社 (NORTHAMPTON, U.K. 他)	物流事業	物流倉庫他	29,002	1,426 (434,354)	6,684	37,114	7,372
TASCO BHD. 他アジア地域主要14社 (SELANGOR, MALAYSIA 他)	物流事業	物流倉庫他	30,037	6,214 (859,676)	8,086	44,338	9,560
YUSEN TERMINALS LLC 他北米地域主要2社 (CALIFORNIA, U.S.A. 他)	定期船事業	コンテナ関連設備他	40	—	9,406	9,446	210

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は機械装置、車両運搬具、器具及び備品、建設仮勘定、その他の有形固定資産からなっています。

2. 当社の社員（海上職）は「本店」の従業員数に含めています。

3. 国内・在外子会社において社員（海上職）が所属している場合には、その社員（海上職）を当該会社の従業員数に含めています。

(4) その他

連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、以下のとおりです。

会社名	セグメントの 名称	設備の内容	賃借料年額 (百万円)	リース 契約残高 (百万円)	期間 (年)	契約内容
当社	定期船事業	コンテナパン	6,183	3,971	1～9	オペレーティング・リース

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資計画については、景気動向や投資効率等を総合的に勘案して策定しており、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除売却の計画は以下のとおりです。

(1) 新設

船舶

セグメントの名称	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力 (載貨重量屯数 (K/T))
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手 (起工)	完了 (竣工)	
不定期専用船事業	317,940	57,504	自己資金、借入金及び社債	2020年8月～ 2024年2月	2022年4月～ 2024年12月	1,616,101

(2) 除売却

船舶

セグメントの名称	設備の内容	当連結会計年度末 帳簿価額 (百万円)	除売却の予定時期	除売却による減少能力 (載貨重量屯数 (K/T))
不定期専用船事業	撒積船 (パナマックスサイズ)	5	2022年4月	75,894
不定期専用船事業	油槽船	614	2022年4月～ 2022年6月	47,786

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	298,355,000
計	298,355,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2022年3月31日)	提出日現在 発行数（株） (2022年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	170,055,098	170,055,098	東京証券取引所 市場第一部（事業年度末現在） プライム市場（提出日現在）	単元株式数は100株です。
計	170,055,098	170,055,098	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年6月22日 (注) 1	—	1,700,550,988	—	144,319,833	△121,500,000	30,191,857
2017年10月1日 (注) 2	△1,530,495,890	170,055,098	—	144,319,833	—	30,191,857

(注) 1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものです。

2. 2017年6月21日開催の第130期定時株主総会決議により、同年10月1日を効力発生日とする株式併合（10株を1株に併合し、発行可能株式総数を2,983,550千株から298,355千株に変更）を実施したため、発行済株式総数は1,530,495,890株減少し、170,055,098株となっています。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	91	74	1,448	769	143	130,045	132,570	－
所有株式数 （単元）	－	542,219	104,947	93,591	458,646	327	493,512	1,693,242	730,898
所有株式数の割合 （％）	－	32.02	6.20	5.53	27.09	0.02	29.15	100	－

- (注) 1. 自己株式506,763株は、「個人その他」に5,067単元を、「単元未満株式の状況」に63株を含めて記載しています。なお、自己株式506,763株は株主名簿上の株式数であり、2022年3月31日現在の実質保有株式数は506,713株です。
2. 「金融機関」の欄には、日本マスタートラスト信託銀行(株)（役員報酬BIP信託口）が所有する当社株式6,120単元が含まれています。
3. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ14単元及び74株含まれています。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	東京都港区浜松町2-11-3	27,930	16.47
(株)日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1-8-12	9,707	5.73
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 （常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部）	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. （東京都港区港南2-15-1）	4,543	2.68
明治安田生命保険(相) （常任代理人 (株)日本カストディ銀行）	東京都千代田区丸の内2-1-1 （東京都中央区晴海1-8-12）	3,102	1.83
三菱重工業(株)	東京都千代田区丸の内3-2-3	3,077	1.82
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内1-2-1	2,315	1.37
JPモルガン証券(株)	東京都千代田区丸の内2-7-3	2,315	1.37
SMBC日興証券(株)	東京都千代田区丸の内3-3-1	1,814	1.07
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 （常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部）	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U. S. A. （東京都港区港南2-15-1）	1,519	0.90
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 （常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部）	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. （東京都港区港南2-15-1）	1,417	0.84
計	—	57,743	34.06

(注) 1. 上記信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式を次のとおり含んでいます。

日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) 26,640千株、(株)日本カストディ銀行 (信託口) 8,338千株

2. 2020年9月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント(株)及びその共同保有者が2020年9月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント(株)	東京都港区芝公園 1-1-1	5,448	3.20
日興アセットマネジメント(株)	東京都港区赤坂 9-7-1	3,070	1.81
計	—	8,518	5.01

3. 2021年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村證券(株)及びその共同保有者が2020年12月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券(株)	東京都中央区日本橋 1-13-1	310	0.18
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	639	0.38
野村アセットマネジメント(株)	東京都江東区豊洲 2-2-1	7,575	4.45
計	—	8,525	5.01

4. 2021年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、(株)みずほ銀行及びその共同保有者が2021年8月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、大量保有(変更)報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
(株)みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1-5-5	1,143	0.67
みずほ証券(株)	東京都千代田区大手町 1-5-1	722	0.42
アセットマネジメントOne(株)	東京都千代田区丸の内 1-8-2	5,876	3.46
計	—	7,741	4.55

5. 2021年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、㈱三菱UFJ銀行及びその共同保有者が2021年12月13日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、大量保有（変更）報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	1,925	1.13
三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区丸の内1-4-5	6,875	4.04
三菱UFJ国際投信㈱	東京都千代田区有楽町1-12-1	1,472	0.87
三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区大手町1-9-2	192	0.11
計	—	10,466	6.16

6. 2022年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、ブラックロック・ジャパン㈱及びその共同保有者が2022年3月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、大量保有（変更）報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン㈱	東京都千代田区丸の内1-8-3	2,579	1.52
ブラックロック（ネザーランド）BV (BlackRock (Netherlands) BV)	オランダ王国 アムステルダム HA1096 アムステルブレイン 1	310	0.18
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド (BlackRock Fund Managers Limited)	〒EC2N 2DL 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	487	0.29
ブラックロック・アセット・マネジメント・カナダ・リミテッド (BlackRock Asset Management Canada Limited)	カナダ国 オンタリオ州 トロント市 ベイ・ストリート 161, 2500号	213	0.13
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)	〒4 D04 YW83 アイルランド共和国 ダブリン ボールスブリッジ ボールスブリッジパーク 2 1階	1,506	0.89
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (BlackRock Fund Advisors)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	4,472	2.63
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ． (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	2,506	1.47
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	〒EC2N 2DL 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	356	0.21
計	—	12,433	7.31

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 509,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 168,815,200	1,688,152	—
単元未満株式	普通株式 730,898	—	—
発行済株式総数	170,055,098	—	—
総株主の議決権	—	1,688,152	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,400株 (議決権14個) 及び日本マスタートラスト信託銀行㈱ (役員報酬BIP信託口) が所有する当社株式612,000株 (議決権6,120個) が含まれています。

② 【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
日本郵船㈱ (注) 1, 2	東京都千代田区丸の内 2-3-2	506,700	—	506,700	0.29
日本港運㈱	神戸市中央区海岸通 5-1-3	800	—	800	0.00
三洋海事㈱	兵庫県尼崎市中在家町 3-449	1,500	—	1,500	0.00
計	—	509,000	—	509,000	0.29

(注) 1. 株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない株式50株 (議決権0個) があります。
 なお、当該株式数は、「① 発行済株式」の「単元未満株式」欄の普通株式に含まれています。
 2. 日本マスタートラスト信託銀行㈱ (役員報酬BIP信託口) が所有する当社株式612,000株 (議決権6,120個) は含まれていません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、取締役等が持続的な成長への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害を共有することを目的として、2016年6月20日開催の第129期定時株主総会において、取締役 (社外取締役を除く) に対する業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しています。同総会決議に基づき2019年3月の取締役会において同制度の3年間の延長を決議し、また、2022年6月22日開催の第135期定時株主総会において、当該株式報酬制度の内容を一部改定のうえ継続することを決議しています (以下、改定後の制度を「本制度」という。)

1. 本制度の概要

- ① 連続する3事業年度 (本制度導入時においては2022年4月1日から開始する3事業年度。以下、この連続する各3事業年度を「対象期間」という。) を対象として、一定の金額を上限とする信託金を拠出し、取締役等を受益者とする信託期間約3年間の信託 (以下、「本信託」という。) を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式 (※1) を株式市場から取得します。なお、本信託の設定は、2016年度より導入し、運用している信託制度を継続することによって行います。
- ② 取締役等に、役位に応じた「固定ポイント」 (※2) 及び業績に応じた「変動ポイント」を付与します。
- ③ 付与された固定ポイントについて、それに応じた数の当社株式を交付するものとし (1ポイントは当社株式1株とします (※3))、具体的には、毎事業年度終了後に交付株式の一定割合を売却したうえで得られる金銭及び残りの株式 (以下、これら金銭と当社株式を併せて「当社株式等」という。) を交付及び給付 (以下「交付等」という。) します。

- ④付与された変動ポイントについては、3事業年度分の変動ポイントに、対象期間終了後、業績連動指標の達成度に応じて算出される業績連動係数（変動範囲：0～2.0）を乗じた数の当社株式を交付するものとし、具体的には、対象期間終了後に交付株式の一定割合を売却したうえで、当社株式等を交付等します。なお、業績連動指標については以下のとおりです。

	指標とその達成度の測り方	ウェイト	当指標を選んだ目的
(i)	配当込み当社TSR（株主総利回り：Total Shareholder Return） (a) 東証株価指数（TOPIX）成長率との比較 (b) 競業他社TSRとの比較	80%	株主との中長期の利益意識の共有を図る
(ii)	当社独自のESG指標達成度	20%	中長期成長戦略であるESG経営の加速を図る

(※1) 本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しません。また、当社株式にかかる配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充当します。信託報酬及び信託費用に充当した後、最終的に信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金を超過する部分については当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(※2) 固定ポイントに基づき毎年交付される当社株式には、交付後3年間の譲渡制限を設けます。なお、全ての交付株式について、別途、インサイダー取引規制の観点から定めた社内規程による譲渡制限を適用します。

(※3) 当社株式について、株式分割・株式併合などを行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整します。

2. 信託期間満了時の取扱い

当社は、信託期間満了時、本株主総会で承認を受けた範囲内で信託契約の3事業年度の延長及び追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定し、信託期間を延長することがあり、以降も同様とします。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として本信託から当社に残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却します。

3. 株式報酬枠の設定

信託期間内に当社が本信託へ拠出する信託金の金額は16億円を上限とします。信託期間を延長する場合、延長前の信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出する信託金の合計額は、上記上限額の範囲内とします。信託期間において、本信託より交付される当社株式の総数は、100万株を上限とします。この上限株式数は、信託金の上限額等を踏まえ、設定しています。

4. 対象者（受益者要件）

対象者は、執行役員を兼務する取締役、会長執行役員を兼務しない取締役会長及び兼務執行役員を除く執行役員であって、以下の要件を充足する者とします。

（固定ポイント及び変動ポイントにかかる共通の受益者要件）

①対象期間に対応した職務執行期間中に取締役等であること（対象期間に対応した職務執行期間中新たに取締役等になった者を含む。）（※1、2、3）

②国内居住者であること

③在任中に一定の非違行為があった者でないこと（※4）

（※1）制度対象者である取締役等が退任する場合、所定の手続きを経た後遅滞なく、退任時に付与されている固定及び変動ポイント数に応じ算出した数の株式の一定割合を売却したうえで、当社株式等を交付等するものとします。

（※2）制度対象者である取締役等が在任中に死亡した場合は、所定の手続きを経た後遅滞なく、死亡時に付与される固定及び変動ポイント数に応じた数の当社株式を市場で売却して得られる金銭について、当該取締役等の相続人に対して給付するものとします。

（※3）制度対象者である取締役等が在任中に国内居住者でなくなることが決まった場合は、所定の手続きを経た後遅滞なく、その時点で付与されている固定及び変動ポイント数に応じ算出した数の当社株式を市場で売却して得られる金銭について、給付するものとします。

（※4）対象期間中に制度対象者が不正行為等の非違行為を行った場合、本制度に基づき付与された全ポイントを没収し、または本制度に基づき交付された株式等（役位固定部分にかかるもの）の価値に相当する金銭の賠償を過去3年に遡及して求めることがあります。

5. 信託契約の内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託延長契約日	2022年8月上旬（予定）
信託の期間	2016年8月3日～2025年8月末日（予定）
制度開始日	2016年8月3日
議決権行使	行使しないものとします
取得株式の種類	当社普通株式
信託金の上限額	16億円（信託報酬・信託費用を含む。）
株式の取得時期	2022年8月上旬（予定）～2022年8月末日（予定） （なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。）
株式の取得方法	株式市場から取得
帰属権利者	当社
残余財産	信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	10,046	76,257,145
当期間における取得自己株式	874	8,387,300

（注） 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡し)	275	1,194,203	—	—
保有自己株式数	506,713	—	507,587	—

(注) 1. 処分価額の総額は簿価より算定しています。

2. 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡に伴う株式の増減は含まれていません。

3. 当事業年度及び当期間の処理自己株式数・保有自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行(株) (役員報酬BIP信託口) が所有する株式数は含まれていません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、連結配当性向25%を目安とし、業績の見通し等を総合的に勘案し利益配分を決定しています。合わせて、業績の変動に左右されない最低限の配当を継続することを基本とし、1株当たり年間20円を当面の下限金額としています。

当社は、期末配当と中間配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当（基準日は毎年9月30日）につきましては定款の定めに基づき取締役会としています。

これらに加え、当事業年度（2022年3月期）は自己株式取得についても検討してきましたが、配当金の支払いのみを実施することとし、期末配当を1株当たり1,250円とし、同中間配当金200円と合わせた年間配当金を1株当たり1,450円としています。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2021年11月4日 取締役会	33,910	200
2022年6月22日 定時株主総会	211,935	1,250

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当です。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主・投資家、顧客、取引先、地域社会、当社及び当社グループ会社従業員などのステークホルダーの信頼を得て、その期待に応えるべく経営の透明性と効率性を確保し、適切な経営体制の構築・維持に努めています。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、事業が高度に専門的であることから会社業務に精通した社内取締役を主体とする経営が事業運営に最適であると判断し、また、監督機能の充実には重要な業務執行の決定も必要であるとの考えに沿って監査役会設置会社を選択しています。

複数の社外取締役を含む取締役会と複数の社外監査役を含む監査役会をそれぞれ設置し、監査役の機能を有効に活用しながら経営に対する監督機能の強化に努めています。社外役員は、国際情勢や経済・金融情勢、企業経営等に精通する専門家として幅広い知識に基づく実践的、客観的かつ専門的な視点から取締役会の適切な意思決定や経営監督の実現を図っています。

イ 取締役会

取締役会は、法定事項の決議、重要な経営方針・戦略の策定、業務執行の監督等を行っています。

取締役会の多様性と専門性を確保し、実質的な議論をより活発に深化させることを念頭に、当社は8名の取締役を選任し、うち3名は当社の独立性基準に則った社外取締役としています。これは、海運・物流を中核としてグローバルに展開する当社グループの事業に精通する十分な数の社内取締役と、企業経営に資する高い専門的知見を有し取締役会の監督機能の一層の充実を図りうる一定数の独立社外取締役により構成するのが適当であるとの考えに基づいています。

取締役会は、取締役会長 内藤忠顕を取締役会議長とし、長澤仁志、原田浩起、曾我貴也、日暮豊に加え、社外取締役である片山善博、国谷裕子、田邊栄一により構成されており、監査役についても、取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べています。

ロ 指名諮問委員会・報酬諮問委員会

当社はコーポレート・ガバナンスのさらなる充実と取締役会機能の透明性の確保のため、社外取締役（原則として筆頭）を委員長とし、独立社外取締役を過半数とする構成の下、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しています。

代表取締役社長、取締役会長、独立社外取締役3名を構成員とする指名諮問委員会は委員長の招集により、少なくとも年に1度開催し（必要に応じて随時開催）、①取締役の選解任に関する事項、②代表取締役社長の選解任並びにその後継者プランに関する事項、③代表取締役の選解任に関する事項、④独立役員の独立性の基準に関する事項、⑤執行役員の選解任に関する事項等について協議します。

指名諮問委員会と構成員、開催頻度を同じくする報酬諮問委員会では、①取締役及び執行役員の報酬に係る方針・手続に係る事項、②取締役及び執行役員の報酬の内容・制度設計に関する事項、について協議します。

各諮問委員会開催にあたり、社長は、会長や社外取締役と個別に面談し、十分な意見交換を行うなど、諮問委員会の機能向上に努めています。

指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は、互選により社外取締役 片山善博を委員長とし、長澤仁志、内藤忠顕、国谷裕子、田邊栄一の5名により構成されています。

ハ 経営会議

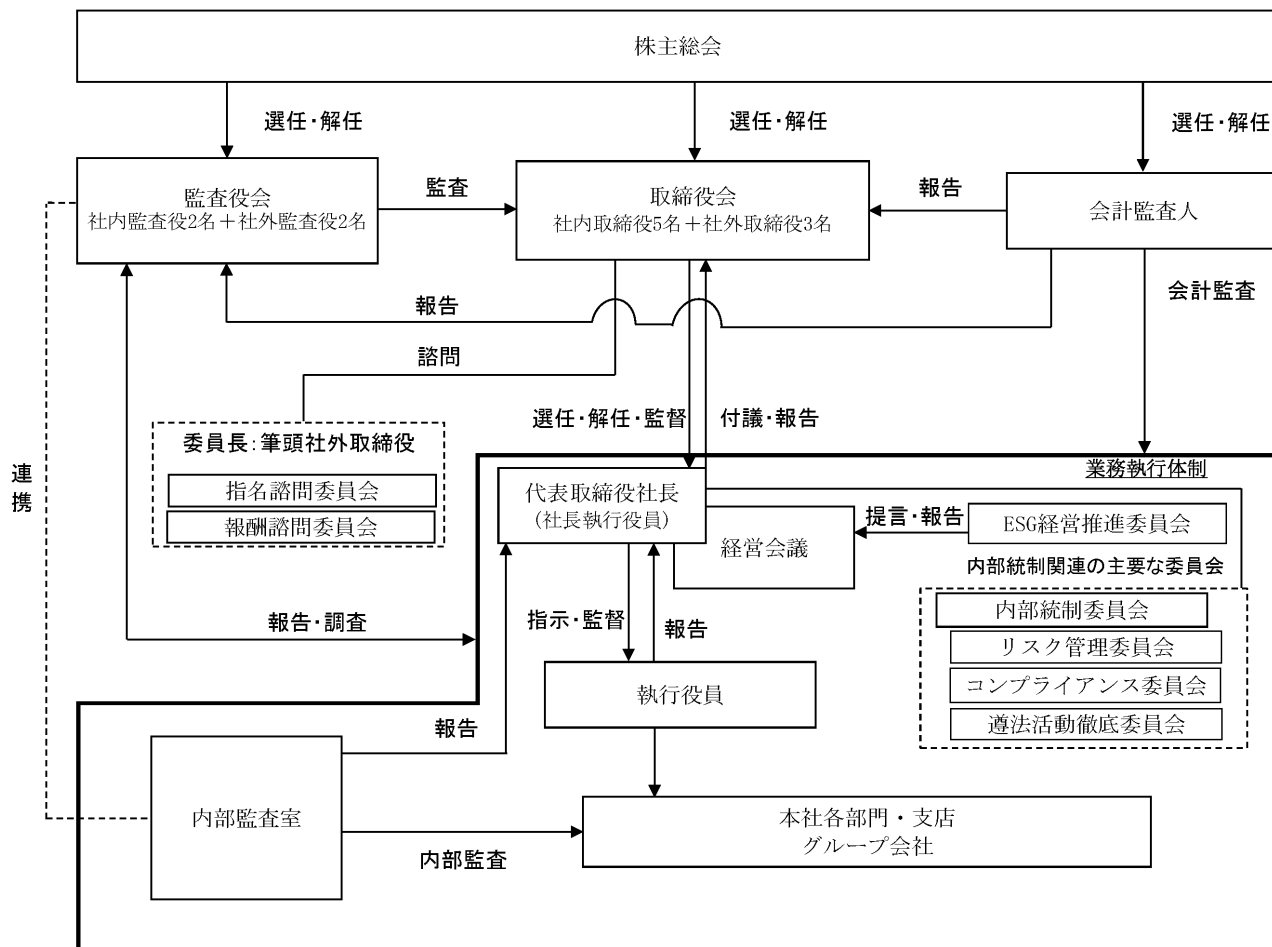
当社は、機動的かつ透明性の高い意思決定を行うため、取締役会付議事項及び社長決裁事項等の重要な業務執行のための事前の審議機関として経営会議を設置しています。構成員は、社長執行役員の長澤仁志（議長）及び本部長である執行役員の原田浩起、小山智之、河野晃、曾我貴也、日暮豊、鹿島伸浩です。

また、常勤監査役に加え、ESGの視点を反映させるべくESG経営推進担当の執行役員も会議に出席し、必要に応じ意見を述べています。

ニ 監査役会

当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をします。監査役は監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、取締役の職務の執行の違法性・妥当性について監査します。監査役会は、互選により常勤監査役の宮本教子を議長として、常勤監査役の高橋栄一、独立社外監査役の中曾宏、桑原聡子の4名で構成されています。また法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名（松井道夫）を選任しています。

<当社のコーポレート・ガバナンス体制図>



③ 企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムについては、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会が内部統制システム全体を統括し、その上で以下の施策を実施しています。一方、監査役が有効な監査を行う体制を整えると共に内部監査部門である内部監査室がグループ各社も含め、ガバナンスプロセスの有効性やリスクのコントロール状況を点検・評価しています。

イ 法令・定款の遵守

当社は、当社グループ全体に適用する企業理念、同理念を実現するための心構えとしてのグループ・バリュー「誠意、創意、熱意」及び企業行動憲章を定めています。これに基づき役員・従業員等が果たすべき行動指針としての行動規準を定め、これらに則った適切な経営体制の強化及び当社グループ内における周知徹底に努めています。その体制としては、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会（年2回開催）を設置し、チーフコンプライアンスオフィサーを総括者とする体制のもとに、各種コンプライアンス研修の実施、グループ会社との連携強化等を図り、法令及び定款の遵守はもとより、企業倫理や社会規範を尊重する体制や仕組みの強化に努めています。また、「郵船しゃべり場」を始めとする内部通報・相談窓口の適切な運用、コンプライアンス総点検の定期的実施等を通じ、コンプライアンスに関する問題の早期把握に努め、把握した場合には直ちに適切な対策を講じています。なお、内部通報・相談窓口の利用状況（通報・相談件数）については当社ホームページ上で開示しています。

ロ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理方針とリスク管理規則を制定し、それに基づく体制整備及びリスク管理を推進しています。具体的には、法務・フェアトレード推進グループが全社的にリスク情報を収集統括し、定期的にリスク管理委員会を開催し、経営者が関与して重要リスクを特定し、リスク管理状況を評価しています。その結果に基づき、主管部門が対応策の検討、実施、モニタリング及び改善を行っています。

ハ 財務報告

当社の財務報告は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しており、当社はその信頼性の確保に努めています。財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に準拠して、整備及び運用を行っています。また、会社情報の適時開示の重要性に鑑み、金融商品取引法、会社法等の法令に準拠した書類等の作成や金融商品取

引所の定める規則に基づく適時適切な情報開示に努めるとともに、IR活動やウェブサイト等を通じ、株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対し積極的に企業情報の提供に努めています。決算関連の開示情報の収集体制については、開示情報の種類毎に報告部門を定め、当該各部門より開示情報を漏れなく収集されるようにチェック体制の整備を行っています。

当社では代表取締役社長を委員長とする情報開示委員会を設置し、開示統制の整備・運用状況を検証し、有価証券報告書及び内部統制報告書等の適正性を確認するための体制の整備に取り組んでいます。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は片山善博氏、国谷裕子氏、田邊栄一氏、宮本教子氏、高橋栄一氏、中曽宏氏及び桑原聡子氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき定めた定款第34条及び第44条により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、20百万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結しています。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、適切な人材確保及び職務執行の萎縮防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しています。契約の概要等は以下のとおりです。

イ 被保険者の範囲

当社又は国内子会社等の役員（執行役員等を含む。）、各社取締役会にて選任された管理職従業員又は役員を退任した者等。

ロ 保険契約の内容の概要

- ・被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は当社が負担しており、被保険者（当社を除く。）の実質的な保険料負担はありません。

- ・填補の対象となる保険事故の概要

法律上の損害賠償金及び争訟費用等を被保険者が負担することによって生じる損害等を填補します。

- ・役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

法令違反であることを認識して行った行為に起因する場合等、保険契約上、一定の免責事由があります。また、保険契約上、免責額の定めも設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めています。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めています。

⑧ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、事業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものです。

ロ 中間配当金

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めています。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものです。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性9名 女性3名 (役員のうち女性の比率25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	内 藤 忠 顕	1955年9月30日	1978年4月 当社入社 2004年4月 当社石油グループ長 2005年4月 当社経営委員 2007年4月 当社常務経営委員 2008年6月 当社取締役・常務経営委員 2009年4月 当社代表取締役・専務経営委員 2013年4月 当社代表取締役・副社長経営委員 2015年4月 当社代表取締役社長・社長経営委員 2019年6月 当社取締役会長・会長経営委員 2020年6月 当社取締役会長・会長執行役員 2022年4月 当社取締役会長(現在に至る)	(注) 3	46
代表取締役社長 社長執行役員	長 澤 仁 志	1958年1月22日	1980年4月 当社入社 2004年4月 当社LNGグループ長 2007年4月 当社経営委員 2009年4月 当社常務経営委員 2011年6月 当社取締役・常務経営委員 2013年4月 当社代表取締役・専務経営委員 2018年4月 当社代表取締役・副社長経営委員 2019年6月 当社代表取締役社長・社長経営委員 2020年6月 当社代表取締役社長・社長執行役員 (現在に至る)	(注) 3	28
代表取締役 専務執行役員	原 田 浩 起	1960年9月21日	1983年4月 当社入社 2011年4月 当社バルク・エネルギー輸送統轄グループ 長 2014年4月 当社経営委員 2018年4月 当社常務経営委員 2019年4月 当社専務経営委員 同 年6月 当社取締役・専務経営委員 2020年6月 当社取締役・専務執行役員 2021年4月 当社代表取締役・専務執行役員 (現在に至る)	(注) 3	7
取締役 専務執行役員	曾 我 貴 也	1959年12月4日	1984年4月 当社入社 2010年8月 当社自動車物流グループ長 2015年4月 当社経営委員 2018年4月 当社常務経営委員 2020年6月 当社常務執行役員 2021年4月 当社専務執行役員 2022年6月 当社取締役・専務執行役員 (現在に至る)	(注) 3	5
取締役 専務執行役員	日 暮 豊	1963年2月2日	1985年4月 当社入社 2014年4月 当社法務グループ長 2016年4月 当社経営委員 2020年4月 当社常務経営委員 同 年6月 当社取締役・常務執行役員 2022年4月 当社取締役・専務執行役員 (現在に至る)	(注) 3	7
取締役 (非常勤)	片 山 善 博	1951年7月29日	1974年4月 自治省入省 1998年12月 同省退官 1999年4月 鳥取県知事 2007年4月 同上退任 慶應義塾大学教授 2010年9月 総務大臣 2011年9月 同上退任 2016年6月 当社取締役(現在に至る) 2017年3月 慶應義塾大学教授退任 同 年4月 早稲田大学公共経営大学院教授 2022年3月 同上退任 同 年4月 大正大学特任教授(現在に至る)	(注) 3	19

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (非常勤)	国 谷 裕 子	1957年2月3日	1981年4月 日本放送協会（NHK）総合テレビ 「7時のニュース」英語放送アナウンサー ・ライター、「NHKスペシャル」リサー チャー 1987年7月 日本放送協会（NHK）衛星放送 「ワールド・ニュース」キャスター 1993年4月 日本放送協会（NHK）総合テレビ 「クローズアップ現代」キャスター 2016年4月 東京藝術大学理事（非常勤） （現在に至る） 2017年6月 当社取締役（現在に至る）	(注) 3	7
取締役 (非常勤)	田 邊 栄 一	1953年9月16日	1978年4月 三菱商事㈱入社 2001年5月 同社退社 ㈱ローソン取締役 2005年3月 同社代表取締役副社長執行役員 2007年6月 同上退任 三菱商事㈱入社 2008年4月 同社執行役員 2012年4月 同社常務執行役員 2016年4月 同社副社長執行役員 同 年6月 同社代表取締役副社長執行役員 2018年3月 同社取締役 同 年6月 同社顧問 2019年6月 当社取締役（現在に至る） 2020年6月 三菱商事㈱顧問退任	(注) 3	2
監査役 (常勤)	宮 本 教 子	1960年9月10日	1983年4月 当社入社 2012年4月 当社IRグループ長 2014年4月 当社経営委員 2018年4月 当社常務経営委員 2019年4月 当社顧問格嘱託 同 年6月 当社監査役（常勤）（現在に至る）	(注) 4	13
監査役 (常勤)	高 橋 栄 一	1958年10月14日	1982年4月 当社入社 2010年4月 当社主計グループ長 2012年4月 当社経営委員 2016年4月 当社常務経営委員 同 年6月 当社取締役・常務経営委員 2018年4月 当社取締役・専務経営委員 2019年6月 当社代表取締役・専務経営委員 2020年6月 当社代表取締役・専務執行役員 2021年4月 当社取締役 同 年6月 当社監査役（常勤）（現在に至る）	(注) 7	40
監査役 (非常勤)	中 曾 宏	1953年10月12日	1978年4月 日本銀行入行 2003年5月 同行金融市場局長 2008年11月 同行理事 2013年3月 同行副総裁 2018年3月 同上退任 同 年7月 ㈱大和総研理事長（現在に至る） 2020年6月 当社監査役（現在に至る）	(注) 6	0
監査役 (非常勤)	桑 原 聡 子	1964年11月1日	1990年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律 事務所）入所 1998年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー 2020年3月 同上退任 同 年4月 外苑法律事務所パートナー （現在に至る） 同 年6月 当社監査役（現在に至る）	(注) 5	0
計					179

- (注) 1. 取締役片山善博、取締役国谷裕子、取締役田邊栄一の3氏は、社外取締役です。
2. 監査役中曾宏、監査役桑原聡子の両氏は、社外監査役です。
3. 任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4. 任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
5. 桑原氏は、辞任した兼元氏の補欠として選任され、任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
6. 任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
7. 任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
8. 監査役桑原聡子氏の戸籍上の氏名は、太田聡子です。
9. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しています。補欠監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
松井道夫	1953年3月22日	1976年4月 当社入社 1987年3月 当社退社 同年4月 松井証券㈱入社 1988年12月 同社取締役 1990年10月 同社常務取締役営業本部長 1995年6月 同社代表取締役社長 2020年6月 同社顧問（現在に至る）	—

② 社外役員の状況

当社は、社外取締役3名及び社外監査役2名を選任しています。社外取締役及び社外監査役はいずれも独立役員であり、経営陣から独立した立場で、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するべく、取締役会及び取締役を監督・監査しています。

社外取締役の片山善博氏は、官界・政界・学界における豊富な経験を通じて培われた幅広い知識・見識、人脈と高い独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役として選任しています。また、主として行政・公共政策に関する経験と専門的な知見を活かし、すべてのステークホルダーの視点と幅広い見地から、取締役会及び指名・報酬諮問委員会での審議等を通じて、当社の経営方針、当社グループや組織の構造的な課題や人材活用・育成等に関する提言などにより、取締役会及び取締役等の職務執行の監督と透明性かつ客観性のある各諮問委員会の運営等に貢献する役割を果たしていただくことを期待しています。

社外取締役の国谷裕子氏は、キャスターとして長期にわたり、政治・経済・国際関係・社会等に係る問題を幅広く提起してきた経験と豊富な見識を活かし、多様な視点と高い独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役として選任しています。また、そのグローバルな視点に基づく環境・社会課題等に対する見識により、すべてのステークホルダーの視点と幅広い見地から、取締役会及び指名・報酬諮問委員会での審議等を通じて、当社の経営方針、脱炭素などの環境問題への取り組みやダイバーシティ&インクルージョンの推進等に関する提言などにより、取締役会及び取締役等の職務執行の監督と各諮問委員会での協議及び手続きの透明性の確保等に貢献する役割を果たしていただくことを期待しています。

社外取締役の田邊栄一氏は、三菱商事㈱の代表取締役副社長執行役員等を歴任した豊富な経営と業務執行監督経験に基づき、企業経営全般に対する知見と独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役として選任しています。また、その企業経営全般に関する経験と知見を活かし、すべてのステークホルダーの視点と幅広い見地から、取締役会及び指名・報酬諮問委員会での審議などを通じて、当社の経営方針、変化する事業環境への対応、新規事業の展開や適切なガバナンスの在り方等に関する提言などにより、取締役会及び取締役等の職務執行の監督と各諮問委員会での協議及び手続きの透明性の確保等に貢献する役割を果たしていただくことを期待しています。同氏が以前在籍していた三菱商事㈱と当社との間の取引額は双方から見て売上高の1%未満です。社外取締役3氏が業務を執行する又は社外役員を兼務するなどのその他の重要な兼職先とは、特記すべき関係はありません。

社外監査役の中曾宏氏は、日本銀行において副総裁を務めた経験と同行における国内外での豊富な実務経験を通じて培われた金融・経済分野全般に関する幅広い知見、グローバル金融システム、市場取引、国際金融に精通

する専門性を有しており、その知識と見識は当社の監査に資することから社外監査役として選任しています。

社外監査役の桑原聡子氏は、長年の弁護士としての活動を通じた主に企業法務・金融法務分野における豊富な実務経験と法律に精通する専門性、加えて他企業の社外役員として会社経営に関与された経験を有しており、その知識と見識は当社の監査に資することから社外監査役として選任しています。社外監査役2氏が業務を執行する又は社外役員を兼務するなどのその他の重要な兼職先とは、特記すべき関係はありません。

当社は、各社外取締役及び社外監査役について、当社の「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」及び（株）東京証券取引所の独立役員制度における独立性基準を満たし、その独立性に影響を及ぼす資金的及び取引関係並びに特別の利害関係がない人物を選任し、経営の一層の透明性確保と監視機能の強化に努めています。

社外取締役及び社外監査役の当社株式の所有状況は、①役員一覧に記載のとおりです。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、内部監査、コンプライアンス、内部統制の運用状況、並びに監査役監査及び会計監査の結果について取締役会で報告を受けています。また、社外監査役は、内部監査、コンプライアンス、内部統制の運用状況、並びに監査役監査及び会計監査の結果について取締役会で報告を受けるほか、会計監査人から監査・レビューの結果報告を受けることとしており、これらの情報交換を通して連携強化に努めています。

（３）【監査の状況】

① 監査役監査の状況

社外監査役2名を含む監査役4名は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針と職務の分担等の監査計画に従い、オンライン会議ツール等も活用しながら、取締役会等の重要な会議に出席し、また経営層への業務執行ヒアリングを通して意見を表明し、監査業務を適切に遂行しています。

当事業年度において当社は、監査役会を18回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

氏名	監査役会出席状況
宮本 教子	18回／18回
高橋 栄一	11回／11回
中曾 宏	18回／18回
桑原 聡子	18回／18回

高橋栄一氏は2021年6月の就任以降に開催された監査役会を対象としています。

監査役会においては、監査方針や監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の再任、会計監査人の報酬、定時株主総会への付議議案内容の監査、等に関して審議いたしました。

また、常勤監査役は、経営会議、執行役員会、内部統制委員会等の重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け説明を求めるとともに議事録や決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、対面またはオンライン形式で子会社の取締役及び監査役等との情報交換を図り、必要に応じて事業報告を受けるとともに、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、内部統制システムの構築・運用の状況を定期的に監視・検証するとともに、監査役会にて社外監査役に定期的に報告を行い、情報の共有及び意思の疎通を図り、適正な監査意見の形成に努めました。当事業年度において内部監査部門及び会計監査人と定期的に会合を開き、必要に応じて臨時の会合を設けるなど、緊密に連携を維持しています。

なお、監査役の指揮命令の下に、執行部門から独立して、専任のスタッフを有する監査役室を設置し、監査役監査業務の遂行をサポートしています。

当社の監査役のうち、高橋栄一氏は当社の主計・財務グループを管掌する代表取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

② 内部監査の状況等

当社の内部監査室（2021年度末現在33名）は「内部監査規則」に基づいて、当社及び国内グループ会社の内部監査を実施しています。なお、海外グループ会社の内部監査は、内部監査室の方針と指導の下、海外4地域（米州、欧州、南アジア及び東アジア）の地域統轄会社に所属する内部監査人により実施され、内部監査室及び地域統轄会社の長へ報告が行われています。

監査役は会計監査人の独立性・体制・品質等を監視しつつ、会計監査人と有機的な連携を保ち、双方向情報交換により相互補完し、各々の監査の質の向上と効率化に努めています。また、監査役は、毎月監査役会を開催し、監査結果その他情報の共有を図るほか、定期的に内部監査室と打ち合わせを行うことに加え、会計監査人を交えた打ち合わせを実施し、三者の連携強化に努めています。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 監査開始年度

2007年3月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

北村 嘉章氏

隅田 拓也氏

柴田 勝啓氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士20名、会計士試験合格者等4名、その他42名であり、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っています。

e. 会計監査人の選任方針、及び解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の評価に関する基準を定め、会計監査人の選任の決定にあたっては、監査体制、独立性等の評価を実施のうえ、選任を決定し、また、再任又は不再任の決定にあたっては、監査体制、独立性、職務遂行状況等の評価を実施のうえ、再任又は不再任を決定しています。当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に該当すると判断した場合に監査役全員の同意によって解任致します。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。また、上記のほか、会計監査人による適正な職務の遂行が困難であること、その他会計監査人の変更が相当であると認められる場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査役会による会計監査人の評価

監査役会は、会計監査人の評価に関する基準を定め、同基準に基づいて、監査体制、独立性、職務遂行状況等の評価を実施のうえ、毎年、再任又は不再任を決定しています。

本年度についても、上記評価の結果、監査役会は有限責任監査法人トーマツの再任を決定しました。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	185	2	196	2
連結子会社	128	6	125	0
計	313	9	321	3

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計に関する助言・指導業務です。2020年度中に上記以外に2019年度の監査に係る追加報酬14百万円を当社子会社より、会計監査人である有限責任監査法人トーマツに支払っています。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、会計に関する助言・指導業務です。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、合意された手続業務です。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、会計に関する助言・指導業務です。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイト トーマツ グループ）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	10	—	15
連結子会社	373	115	352	94
計	373	125	352	109

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、合意された手続業務です。2020年度中に上記以外に2019年度の監査に係る追加報酬4百万円を当社子会社より、監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイト トーマツ グループ）に支払っています。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、合意された手続業務等です。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、合意された手続業務等です。2021年度中に上記以外に2020年度の監査に係る追加報酬3百万円を当社子会社より、監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイト トーマツ グループ）に支払っています。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、合意された手続業務等です。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、適正かつ効率的な監査を実現するために必要な監査日数及び人員数等につきまして、監査公認会計士等と十分な協議を重ねた上で、監査報酬を定めるように努めています。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人及び社内関係部署との面談・聴取を通じて、会計監査人が提出した監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等の相当性について必要な検証を行ったうえ、会社法第399条第1項及び第2項の定めにより会計監査人の報酬等の額に同意しました。

（４）【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、「役員等の報酬決定に関する方針」（以下、「決定方針」という。）を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社は、取締役の報酬制度を、当社の事業規模、内容、人材確保やサステナビリティの観点から、同業及び同規模他社並びに従業員給与等の水準とのバランスを勘案したうえ、持続的な成長に向けた健全な中長期インセンティブとなり、また株主と利害を共有することを志向したものとなるよう設計します。業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動型株式報酬、賞与で構成します。社外取締役については、業務執行から独立した立場で当社の経営の監督及び助言を行うことから、基本報酬のみとします。すべての取締役について、役員退職慰労金は支給しません。

イ 基本報酬

役位及び職責に基づく固定報酬を、金銭で毎月支給します。

ロ 賞与

単年度の業績などの経営状況や株主還元等を勘案し、支給が相当であるときは、株主総会に議案を上程し、その決議により決定した賞与額の限度内において、役位及び職責に応じた額を、評価の対象となる会計年度の次年度内に支給します。

ハ 業績連動型株式報酬

中期経営計画等で示す中長期的業績目標との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高い信託方式の業績連動型株式報酬制度（Board Incentive Plan）を導入し、業績連動指標は、資本効率を追求するとともに、偏りなく会社業績を評価に反映するため、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、EBITDA、ROEを採用します。中期経営計画の達成度・期初の連結業績予想の達成度・前年度実績との比較の三つの項目ごとに各業績連動指標のウェイトを定め、それぞれについて業績連動指標を用いて業績達成度等（以下、単に「業績達成度等」という。）を測ります。取締役の役位に基づく固定ポイントと、業績達成度等に応じて算出されるポイントを、1事業年度ごとに付与し、累積ポイント相当の株式を3事業年度の期間満了後に交付します。業績達成度等に応じて付与されるポイントは、業績連動係数を乗じて算出し、その変動範囲は0～1.5とします。

報酬の支給割合は、業績向上に貢献する意欲を促進し、かつ、持続的な成長に向けた健全な中長期インセンティブとして機能するよう配慮し、業績目標等を平均的に達成した場合、基本報酬と株式報酬がほぼ1：1の割合となることを基準とし設定します。

取締役の報酬は、株主総会の決議による総額と内容の範囲内で、社長が提案し、取締役会の諮問機関として設置している報酬諮問委員会での協議や社外取締役との意見交換を経て、取締役会において支給額を決定します。報酬諮問委員会は、取締役会長、代表取締役社長、社外取締役を委員として構成し（社外取締役が過半数を占め、委員長は原則として筆頭社外取締役）、支給額決定にかかる協議のほか、取締役の報酬に関わる重要な事項を審議の上、取締役会に報告又は付議します。

また、決定方針は、報酬諮問委員会にて協議の上、取締役会において決定しています。

監査役の報酬は、業務執行から独立した立場で当社の監査を行う機能・役割を担うことから基本報酬のみとし、株主総会の決議による総額と内容の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議に基づき、個別具体的な支給額を決定します。

また、決定方針は、取締役会において決定しています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の基本報酬額は、2005年6月28日開催の第118期定時株主総会において月額総額の総額69百万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の数は17名です。

取締役（執行役員を兼務する取締役、会長執行役員を兼務しない取締役で、国内居住の者。）の業績連動型株式報酬については、2022年6月22日開催の第135期定時株主総会において上限額は3事業年度で合計16億円（ただし、当社の業績連動型株式報酬制度の対象者には取締役以外にも一定の要件を満たした執行役員が含まれており、上記上限額はそれら執行役員を含む同制度対象者全員にかかる上限額です。）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（執行役員を兼務する取締役、会長執行役員を兼務しない取締役で、国内居住の者。）の数は5名です。

また、取締役（執行役員を兼務する取締役。）の業績連動型金銭報酬については、2022年6月22日開催の第135期定時株主総会において上限額は1事業年度あたり3億円（ただし、当社の業績連動型金銭報酬制度の対象者には取締役以外にも一定の要件を満たした執行役員が含まれており、上記上限額はそれら執行役員を含む同制度対象者全員にかかる上限額です。）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（執行役員を兼務する取締役。）の数は4名です。

監査役の報酬額は、1994年6月29日開催の第107期定時株主総会において月額総額の総額9百万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の数は5名です。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、それが株主総会決議に基づく取締役会決議によるものであるところ、それら決議の内容は決定方針の内容に適ったものであること、また、上記取締役会決議は、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会において、取締役報酬の制度設計のみならず、個別の報酬金額の妥当性を含む具体的な報酬内容に関する協議が尽くされた上で行われていることから、決定方針に沿うものであると判断しました。

④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動型報酬			
		基本報酬	賞与	株式報酬	総額	
取締役	728	307	63	358	421	9
（うち、社外取締役）	(57)	(57)	（－）	（－）	（－）	(3)
監査役	105	105	－	－	－	5
（うち、社外監査役）	(27)	(27)	（－）	（－）	（－）	(2)

- (注) 1. 取締役への基本報酬額には、当事業年度に退任した取締役1名に対する支給額を含めています。
2. 監査役への基本報酬額には、当事業年度に退任した監査役1名に対する支給額を含めています。
3. 取締役への賞与は、当期末時点の社外取締役を除く取締役5名に対して支給する予定です。
4. 取締役の株式報酬額は、業績連動型株式報酬制度に基づく報酬額であり、その内容は前記①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項及び②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項に記載のとおりです。
a. 上記の表には、当事業年度に係る株式報酬についての、当事業年度中の株式給付引当金の繰入に伴う費用計上額（ただし、当期中の退任取締役については株式報酬支給に伴う費用計上額）の合計額を記載しています。
b. 前記①ハに記載のとおり算定された業績指標等に基づく業績連動型株式報酬の算定方法は、より具体的には、中期経営計画に掲げるROE min. 8.0%と連結経常利益700～1,000億円に対する達成度、期初の連結業績予想に対する達成度、また前年度実績との比較を指標として導かれた値に対し、それぞれ50%、30%、20%の比重により調整し、算定された業績連動係数を0～1.5の範囲で決定し、その業績連動係数を役位別ポイントの50%に乗じて付与ポイントが変動する設計にしています。当事業年度の連結業績指標の実績は、連結売上高2兆2,807億円、連結営業利益2,689億円、連結経常利益1兆31億円、親会社株主に帰属する当期純利益1兆91億円、EBITDA 3,705億円、ROE 86.0%となり、当期の業績連動係数は1.5になりました。
c. 当事業年度において、2021年6月に退任した取締役1名（社外取締役ではありません。）に対し当社株式41,208株を交付しています

⑤ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額（百万円）			
				固定報酬	業績連動報酬		
				基本報酬	賞与	株式報酬	総額
内藤 忠顕	取締役	提出会社	180	60	15	105	120
長澤 仁志	取締役	提出会社	191	63	15	111	127
原田 浩起	取締役	提出会社	116	47	11	56	68

- (注) 上記の株式報酬額は、業績連動型株式報酬制度に基づく報酬額であり、当事業年度に係る株式報酬についての、当事業年度中の株式給付引当金の繰入に伴う費用計上額の合計額を記載しています。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的の株式には、専ら株式価値の変動又は配当金を目的として保有する株式を、純投資目的以外の株式には、それら目的に加え中長期的な企業価値の向上に資すると判断し保有する株式を区分しています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有の合理性を検証し、中長期的な企業価値の向上に資すると判断した銘柄を保有することにしていきます。そしてこの方針に則り、保有する株式を削減することにも取り組んでいます。保有の合理性については取締役会で当社の資本コストをベースとする収益目標と、配当金・取引状況や事業活動への効果等を毎年、総合的に検証し、削減に向けた取り組みを決定しています。2016年度末に56銘柄保有していた上場株式は、当事業年度末までに20銘柄減り、36銘柄になっています。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	93	5,841
非上場株式以外の株式	36	68,066

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	1,109	購入等
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	2	0
非上場株式以外の株式	4	615

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
東京海上ホールディングス(株)	3,913,500	3,913,500	主に海運業を中心に保険購買の重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有※
	27,895	21,430		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	16,140,180	16,140,180	主に資金調達における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有※
	12,271	9,748		
トヨタ自動車(株)	2,477,595	495,519	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。当事業年度に株式分割が行われたことにより、保有株式数が増加。	無
	5,506	4,075		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
三菱重工業(株)	820,170	911,300	主に物流事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	3,297	3,103		
三菱地所(株)	1,396,652	1,396,652	主に不動産業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	2,540	2,674		
ヤマトホールディングス(株)	850,025	850,025	主に物流事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	1,949	2,488		
三菱瓦斯化学(株)	766,468	766,468	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	1,595	2,060		
三菱倉庫(株)	416,981	416,981	主に定期船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	1,267	1,439		
マツダ(株)	1,352,200	1,352,200	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	無
	1,229	1,216		
ENEOSホールディングス(株)	2,668,114	2,668,114	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	無
	1,221	1,336		
電源開発(株)	617,680	617,680	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	1,079	1,172		
三菱マテリアル(株)	390,862	434,291	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	837	1,103		
沖縄電力(株)	564,719	564,719	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	無
	778	878		
富士石油(株)	2,750,860	2,750,860	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	無
	728	629		
北越コーポレーション(株)	954,480	954,480	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	663	510		
(株)みずほフィナンシャルグループ	406,484	406,484	主に資金調達における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有※
	636	660		
AGC(株)	120,828	120,828	主に物流事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	無
	592	522		
東北電力(株)	700,000	700,000	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	無
	498	730		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)三菱総合研究所	121,000	162,000	主に総合シンクタンクとしての同社の知見によって当社の事業活動を円滑化する うで、同社との関係強化・維持のため。	無
	484	676		
(株)名村造船所	1,200,000	1,200,000	主に造船・船舶修繕等における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	393	259		
キリンホールディングス(株)	203,100	203,100	主に物流事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	無
	371	435		
三菱電機(株)	263,000	263,000	主に物流事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	370	446		
(株)ニコン	225,282	225,282	主に物流事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	296	221		
大平洋金属(株)	71,550	71,550	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	295	157		
三菱自動車工業(株)	700,096	700,096	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	無
	231	221		
東京電力ホールディングス(株)	490,584	490,584	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	無
	197	181		
新日本電工(株)	500,000	500,000	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	169	153		
川西倉庫(株)	100,000	100,000	主に物流事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	無
	110	125		
三菱製紙(株)	346,650	346,650	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	108	131		
山九(株)	23,127	23,127	主に定期船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	無
	92	113		
(株)日新	56,200	56,200	主に定期船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	91	84		
トレーディア(株)	68,747	68,747	主に定期船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	無
	83	96		
名港海運(株)	68,762	68,762	主に定期船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	79	79		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
三菱化工機(株)	22,700	22,700	主に物流事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	45	65		
三菱製鋼(株)	28,800	28,800	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	有
	32	24		
伊勢湾海運(株)	32,887	32,887	主に定期船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	無
	22	23		
(株)三菱ケミカルホールディングス	—	38,370	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。	無
	—	31		

- (注) 1. 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しています。
2. ※は、当該銘柄のグループ会社が当社株式を保有していることを示しています。
3. 各銘柄の定量的な保有効果については、各取引先との関係性を考慮し記載しません。保有の合理性については当社の資本コストをベースとする収益目標と、配当金・取引状況や事業活動への効果等を総合的に検証しています。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
三菱商事(株)	15,000,000	15,000,000	主に不定期専用船事業における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。議決権行使権限有り。	有
	69,015	46,950		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,669,000	4,669,000	主に資金調達における重要取引先であり、同社との関係強化・維持のため。議決権行使権限有り。	有※
	3,549	2,762		

- (注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。
2. みなし保有株式については、会計上オフバランスとなります。
3. ※は、当該銘柄のグループ会社が当社株式を保有していることを示しています。
4. 各銘柄の定量的な保有効果については、各取引先との関係性を考慮し記載しません。保有の合理性については当社の資本コストと、配当金・取引状況や事業活動への効果等を総合的に検証しています。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）及び事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けています。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同法人主催の各種セミナーに参加しています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	1,608,414	※1 2,280,775
売上原価	※3, ※5 1,375,232	※3, ※5 1,827,342
売上総利益	233,181	453,433
販売費及び一般管理費	※2, ※5 161,644	※2, ※5 184,493
営業利益	71,537	268,939
営業外収益		
受取利息	2,385	2,127
受取配当金	5,552	6,279
持分法による投資利益	155,928	742,645
為替差益	719	11,384
その他	5,530	4,012
営業外収益合計	170,115	766,449
営業外費用		
支払利息	15,978	12,279
デリバティブ損失	8,363	17,707
その他	1,974	2,247
営業外費用合計	26,316	32,234
経常利益	215,336	1,003,154
特別利益		
固定資産売却益	※4 42,009	※4 19,575
関係会社株式売却益	903	29,265
その他	4,706	2,619
特別利益合計	47,618	51,460
特別損失		
固定資産売却損	671	56
減損損失	※6 24,385	※6 2,810
契約損失引当金繰入額	54,955	—
航空機リース解約損	—	8,048
その他	12,523	6,383
特別損失合計	92,536	17,298
税金等調整前当期純利益	170,418	1,037,315
法人税、住民税及び事業税	15,000	42,459
法人税等調整額	9,102	△22,961
法人税等合計	24,102	19,498
当期純利益	146,315	1,017,817
非支配株主に帰属する当期純利益	7,086	8,711
親会社株主に帰属する当期純利益	139,228	1,009,105

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	146,315	1,017,817
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	12,339	10,107
繰延ヘッジ損益	1,992	6,346
為替換算調整勘定	9,286	14,892
退職給付に係る調整額	12,678	15,943
持分法適用会社に対する持分相当額	△4,398	90,974
その他の包括利益合計	※ 31,897	※ 138,263
包括利益	178,212	1,156,080
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	170,463	1,145,934
非支配株主に係る包括利益	7,749	10,146

②【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	144,319	45,737	311,892	△3,429	498,520
当期変動額					
剰余金の配当			△6,782		△6,782
親会社株主に帰属する 当期純利益			139,228		139,228
自己株式の取得				△15	△15
自己株式の処分		3		62	66
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△297			△297
連結範囲の変動		△1,229	453		△776
その他			9	0	10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△1,523	132,908	48	131,433
当期末残高	144,319	44,214	444,801	△3,381	629,954

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計		
当期首残高	9,474	△27,752	△18,966	1,388	△35,856	36,175	498,839
当期変動額							
剰余金の配当							△6,782
親会社株主に帰属する 当期純利益							139,228
自己株式の取得							△15
自己株式の処分							66
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							△297
連結範囲の変動							△776
その他							10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	12,530	△1,435	7,601	12,538	31,234	5,903	37,138
当期変動額合計	12,530	△1,435	7,601	12,538	31,234	5,903	168,571
当期末残高	22,004	△29,187	△11,365	13,927	△4,621	42,078	667,411

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	144,319	44,214	444,801	△3,381	629,954
会計方針の変更による 累積的影響額			6,467		6,467
会計方針の変更を反映した 当期首残高	144,319	44,214	451,268	△3,381	636,422
当期変動額					
剰余金の配当			△64,430		△64,430
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,009,105		1,009,105
自己株式の取得				△231	△231
自己株式の処分		0		183	183
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		99			99
連結範囲の変動			380		380
その他			△22	△0	△22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	99	945,031	△47	945,083
当期末残高	144,319	44,314	1,396,300	△3,428	1,581,506

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計		
当期首残高	22,004	△29,187	△11,365	13,927	△4,621	42,078	667,411
会計方針の変更による 累積的影響額							6,467
会計方針の変更を反映した 当期首残高	22,004	△29,187	△11,365	13,927	△4,621	42,078	673,879
当期変動額							
剰余金の配当							△64,430
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,009,105
自己株式の取得							△231
自己株式の処分							183
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							99
連結範囲の変動							380
その他							△22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10,132	13,735	97,150	15,810	136,829	3,281	140,110
当期変動額合計	10,132	13,735	97,150	15,810	136,829	3,281	1,085,194
当期末残高	32,136	△15,452	85,785	29,737	132,207	45,359	1,759,073

③【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 107,369	※2 233,019
受取手形及び営業未収入金	※2 234,909	—
受取手形、営業未収入金及び契約資産	—	※1, ※2 359,158
有価証券	144	—
棚卸資産	※2, ※3 37,619	※2, ※3 57,029
繰延及び前払費用	※2 56,438	※2 24,152
その他	104,108	94,937
貸倒引当金	△2,101	△3,433
流動資産合計	538,488	764,863
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	※2 534,378	※2 577,147
建物及び構築物（純額）	※2 109,198	※2 105,494
航空機（純額）	35,838	103,683
機械装置及び運搬具（純額）	※2 26,040	※2 27,548
器具及び備品（純額）	※2 5,303	※2 5,979
土地	※2 86,912	※2 72,722
建設仮勘定	※2 44,704	※2 65,834
その他（純額）	※2 5,314	※2 5,867
有形固定資産合計	※6, ※7 847,689	※6, ※7 964,277
無形固定資産		
借地権	4,912	5,117
ソフトウェア	※2 5,768	※2 6,135
のれん	10,190	8,711
その他	3,408	3,637
無形固定資産合計	24,279	23,602
投資その他の資産		
投資有価証券	※2, ※4 578,892	※2, ※4 1,146,438
長期貸付金	21,393	27,503
退職給付に係る資産	60,339	85,644
繰延税金資産	6,110	10,571
その他	※2, ※4 53,393	※2, ※4 62,099
貸倒引当金	△5,350	△5,236
投資その他の資産合計	714,779	1,327,019
固定資産合計	1,586,748	2,314,899
繰延資産	243	259
資産合計	2,125,480	3,080,023

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	※2 168,690	※2 218,650
1年内償還予定の社債	25,000	30,000
短期借入金	※2 161,045	※2 130,919
リース債務	※2 19,477	※2 23,818
未払法人税等	14,390	25,097
契約負債	—	39,792
賞与引当金	14,063	23,188
役員賞与引当金	366	517
株式給付引当金	170	1,270
契約損失引当金	14,364	134
事業再編関連引当金	3	—
その他	124,691	79,895
流動負債合計	542,262	573,282
固定負債		
社債	107,000	97,000
長期借入金	※2 560,913	※2 447,069
リース債務	※2 77,707	※2 79,493
繰延税金負債	64,718	57,446
退職給付に係る負債	16,697	15,907
役員退職慰労引当金	979	819
株式給付引当金	551	—
特別修繕引当金	14,595	16,347
契約損失引当金	52,071	18,074
事業再編関連引当金	927	407
その他	19,645	15,102
固定負債合計	915,805	747,667
負債合計	1,458,068	1,320,949
純資産の部		
株主資本		
資本金	144,319	144,319
資本剰余金	44,214	44,314
利益剰余金	444,801	1,396,300
自己株式	△3,381	△3,428
株主資本合計	629,954	1,581,506
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	22,004	32,136
繰延ヘッジ損益	△29,187	△15,452
為替換算調整勘定	△11,365	85,785
退職給付に係る調整累計額	13,927	29,737
その他の包括利益累計額合計	△4,621	132,207
非支配株主持分	42,078	45,359
純資産合計	667,411	1,759,073
負債純資産合計	2,125,480	3,080,023

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	170,418	1,037,315
減価償却費	98,803	101,596
減損損失	24,385	2,810
有形及び無形固定資産除売却損益 (△は益)	△41,063	△19,090
有価証券及び投資有価証券売却損益 (△は益)	△963	△29,301
有価証券及び投資有価証券評価損益 (△は益)	4,358	929
持分法による投資損益 (△は益)	△155,928	△742,645
受取利息及び受取配当金	△7,937	△8,407
支払利息	15,978	12,279
為替差損益 (△は益)	△3,285	△8,487
売上債権の増減額 (△は増加)	△35,150	—
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	—	△69,664
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△4,789	△20,207
仕入債務の増減額 (△は減少)	25,534	37,378
契約損失引当金の増減額 (△は減少)	43,357	△48,227
その他	11,342	11,636
小計	145,061	257,917
利息及び配当金の受取額	42,000	288,052
利息の支払額	△16,864	△11,795
独禁法関連の支払額	△958	—
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△9,902	△26,411
営業活動によるキャッシュ・フロー	159,336	507,762
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の売却及び償還による収入	—	147
有形及び無形固定資産の取得による支出	△102,087	△192,726
有形及び無形固定資産の売却による収入	76,026	35,435
投資有価証券の取得による支出	△14,121	△18,022
投資有価証券の売却及び償還による収入	12,916	10,155
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 取得による支出	△579	△0
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 取得による収入	1,762	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 売却による支出	△0	△56
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 売却による収入	883	36,013
貸付けによる支出	△19,221	△13,608
貸付金の回収による収入	22,415	10,044
その他	5,132	△15,954
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,871	△148,571

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△64,207	△1,905
コマーシャル・ペーパーの純増減額 (△は減少)	△19,000	—
長期借入れによる収入	125,187	18,423
長期借入金の返済による支出	△115,651	△160,671
社債の発行による収入	—	19,892
社債の償還による支出	△20,000	△25,000
リース債務の返済による支出	△19,903	△20,389
非支配株主からの払込みによる収入	1,221	5,983
自己株式の取得による支出	△15	△231
自己株式の売却による収入	33	290
配当金の支払額	△6,782	△64,430
非支配株主への配当金の支払額	△3,359	△5,283
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の 取得による支出	△925	△60
その他	△2,081	△4,155
財務活動によるキャッシュ・フロー	△125,483	△237,535
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,688	1,445
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	25,669	123,100
現金及び現金同等物の期首残高	77,092	103,593
連結の範囲の変更に伴う現金及び 現金同等物の増減額 (△は減少)	709	—
非連結子会社との合併に伴う現金及び 現金同等物の増加額	122	8
株式交換に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△7
現金及び現金同等物の期末残高	※ 103,593	※ 226,694

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数： 488社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しています。

連結の範囲の変更

WIND ENERGIZER I S.A. 他11社は、新たに設立したため、連結の範囲に含めています。

MONT BLANC SHIPHOLDING PTE. LTD. 他13社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、連結の範囲に含めています。

郵船不動産㈱は、株式の一部売却により、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しています。

DELPHINE LNG SHIPPING S.A.S. は、親会社であるDELPHINEMO LNG SHIPPING S.A.S. とFRANCE LNG SHIPPING S.A.S. が合併したことにより、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しています。

NYK LINE (BENELUX) B.V. 他33社は、会社を清算したため、連結の範囲から除外しています。

DELPHINEMO LNG SHIPPING S.A.S. は、2021年10月19日付をもってFRANCE LNG SHIPPING S.A.S. と合併したため、連結の範囲から除外しています。

NYK FIL-JAPAN SHIPPING CORP. 他2社は、株式売却のため、連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称

特記すべき主要な非連結子会社はありません。

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産の合計額、売上高の合計額、純利益の額のうち持分の合計額及び利益剰余金の額のうち持分の合計額等は、連結会社の総資産の合計額、売上高の合計額及び純利益、利益剰余金の額のうち持分の合計額等に比していずれも少額であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数： 非連結子会社 3社

関連会社 210社

主要な持分法適用会社の名称

主要な持分法適用会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しています。

持分法適用範囲の変更

PARTNERSHIP OF DIAMOND LNG SHIPPING 6 PTE. LTD. 他10社は、新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めています。

OYAK NYK RO-RO LIMAN ISLETMELERI A.S. 他5社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲に含めています。

郵船不動産㈱は、株式の一部売却により、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しています。

DELPHINE LNG SHIPPING S.A.S. は、親会社であるDELPHINEMO LNG SHIPPING S.A.S. とFRANCE LNG SHIPPING S.A.S. が合併したことにより、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しています。

KNUTSEN BOYELASTER VI KS 他1社は、会社を清算したため、持分法適用の範囲から除外しています。

KNOT SHUTTLE TANKERS 28 LP ASは、2021年10月25日付をもってKNUTSEN SHUTTLE TANKERS 2 ASと合併したため、持分法適用の範囲から除外しています。

KNOT SHUTTLE TANKERS 36 ASは、2021年10月30日付をもってKNUTSEN ATLANTIC CHARTERING ASと合併したため、持分法適用の範囲から除外しています。

KNOT SHUTTLE TANKERS 38 ASは、2021年11月1日付をもってKNUTSEN CANADIAN CHARTERING ASと合併したため、持分法適用の範囲から除外しています。

KNOT SHUTTLE TANKERS 40 ASは、2021年11月2日付をもってKNUTSEN NEWFOUNDLAND CHARTERING ASと合併したため、持分法適用の範囲から除外しています。

KNUTSEN SHUTTLE TANKERS 2 ASは、2021年11月29日付をもってKNOT SHUTTLE TANKERS 35 ASと合併したため、持分法適用の範囲から除外しています。

KNOT SHUTTLE TANKERS 22 ASは、2022年1月15日付をもってKNUTSEN TANKERS 3 ASと合併したため、持分法適用の範囲から除外しています。

HUNAN GAC BUSINESS NYK LOGISTICS CO., LTD. 他3社は株式売却のため、持分法適用の範囲から除外しています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

特記すべき主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 持分法非適用会社について持分法適用の範囲から除いた理由

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の純利益の額及び利益剰余金の額のうち持分の合計額等は、連結会社及び持分法適用会社の純利益の額のうち持分の合計額に比して少額であり、また利益剰余金等に及ぼす影響も軽微であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため除外しています。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が12月31日の持分法適用会社のうち、1社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。上記以外の決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社41社については、同日現在の財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

また、決算日が12月31日の会社8社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

なお、当連結会計年度より、連結子会社共立エステート㈱は決算日を3月31日から12月31日に変更しています。

決算期変更に伴う利益剰余金への影響については、連結株主資本等変動計算書に記載しています。

12月31日決算の主要な会社

NYK LINE (CHINA) CO., LTD.

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法（主として定額法）

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

主として定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、一部の在外連結子会社については、IFRS第16号「リース」を適用しています。これにより原則として、借手におけるすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっています。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり月割償却しています。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社において内規に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。

⑥ 特別修繕引当金

船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、船舶の将来の見積修繕額に基づいて計上しています。

⑦ 契約損失引当金

定期傭船契約や賃貸借契約の履行又は期限前返船等、並びに固定資産の購入に伴い発生する損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。

⑧ 事業再編関連引当金

事業の再編等に伴う損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として8年）による定額法により費用処理することとしています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

(全事業全般)

当社グループは、主に定期船事業、不定期専用船事業、航空運送事業、物流事業、不動産業及びその他の事業を営んでいます。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行っており、顧客との約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で認識しており、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を対価の純額で認識しています。

顧客からの対価は、通常、履行義務の充足時点から、1年以内に支払いを受けています。なお、重要な金融要素は含んでいません。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社グループが権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定し、変動対価が含まれています。なお、顧客との契約における対価に変動対価が含まれる場合には、当該変動対価に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めています。

取引価格の履行義務への配分は、約束した財又はサービスを顧客に移転するのと交換に権利を得ると見込んでい

る対価の金額を描写する金額で取引価格を各履行義務へ配分しています。取引価格を各履行義務に独立販売価格の比率で配分するため、契約における各履行義務の基礎となる別個の財又はサービスの契約開始時の独立販売価格を算定し、取引価格を当該独立販売価格に比例して配分しています。

収益を認識するにあたっては、定期船事業、不定期専用船事業、航空運送事業、物流事業及びその他の事業について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、一時点で履行義務を充足し収益を認識する他、主に一定の期間にわたり充足される履行義務として、進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しています。通常は下記の時点で、当社グループの履行義務を充足すると判断し収益を認識しています。また、ステップ1からステップ5に関する事項で、事業別に記載することがより適切であると判断した事項は、下記に記載をしています。

① 海運業に係る収益（定期船事業、不定期専用船事業）

海運業（定期船事業、不定期専用船事業）については、傭船契約等（連続航海傭船契約・数量輸送契約・個品運送契約・定期傭船契約等）の契約に基づき、顧客に対して、運送サービス等を提供しており、主に一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しています。運送サービス（定期傭船を除く）の場合は、航海期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を認識しています。なお、運送サービスのうち、不定期専用船事業の一部については、一航海の船舶が発港地を出発してから帰港地に到着するまでの期間が通常の期間（運送サービスの履行に伴う空船廻航期間を含み、運送サービスの履行を目的としない船舶の移動又は待機期間を除く。）である場合には、複数の顧客の貨物を積載する船舶の一航海を単一の履行義務としたうえで、当該期間にわたり収益を認識しています。定期傭船の場合は、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。

顧客からの対価は、定期傭船の場合は、通常、履行義務の提供前に顧客から収受し、収受より1年以内に履行義務を充足しています。定期傭船以外の場合は、通常、履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けています。なお、重要な金融要素は含んでいません。

取引価格は、主に航海数、運賃率、滞船料及び早出料等の変動要素があり、変動対価を含みます。

連続航海傭船契約及び数量輸送契約に係る変動対価（取引価格）の履行義務への配分は、変動性のある支払の条件が、航海ごとの運送サービスに個別に関連していること及び契約における履行義務及び支払条件のすべてを考慮した場合、個別の航海ごとに発生する変動対価の額のすべてを個別の航海ごとの運送サービスに配分することが、権利を得ると見込む対価の額を描写するため、個別の航海ごとの運送サービスへ配分しています。

なお、裸傭船契約については、主にリース取引に係る収益であり、収益認識に関する会計基準等の対象外のため、リース取引に関する会計基準等に従い、収益を認識しています。

② 航空業に係る収益（航空運送事業）

航空運送事業については、輸送サービス契約等の契約に基づき、顧客に対して、航空機貨物輸送サービス等を提供しており、主に一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しています。航空機貨物輸送サービスの場合は、輸送期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を認識しています。

③ 物流業に係る収益（物流事業）

物流事業については、運送契約等の契約に基づき、顧客に対して、国際貨物輸送サービス（海上・航空）及びロジスティクスサービス（陸運・倉庫）等を提供しており、主に一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しています。国際貨物輸送サービス（海上・航空）の場合は、船舶及び航空機の運送期間等における日数等に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を認識しています。また、ロジスティクスサービス（陸運・倉庫）の場合は、運送期間、保管期間等における日数等に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を認識しています。

④ その他の収益（不動産業、その他の事業）

その他の事業については、顧客に対して、主に船舶燃料の補油サービス、燃料販売等を提供しており、当該履行義務は、受渡時点において、顧客が船舶燃料の補油サービス、燃料販売等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しています。

なお、不動産業については、不動産賃貸業等を営んでおり、これは主にリース取引に係る収益であり、収益認識に関する会計基準等の対象外のため、リース取引に関する会計基準等に従い、収益を認識しています。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

資産及び負債、予定取引における金利変動リスク、為替変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスクを相殺するためのデリバティブ取引等に対し、ヘッジ会計を適用しています。また、燃料油購入等における価格変動リスクに備えるためのデリバティブ取引についても、同様にヘッジ会計を適用しています。その方法は、繰延ヘッジを採用していますが、為替予約等のうち所定の要件を満たすものについては振当処理を、金利スワップ等のうち所定の要件を満たすものについては特例処理を行っています。

なお、借入金・社債等の金利変動リスクに対しては金利スワップ等を、金銭債権債務・在外子会社等への投資・

予定取引等の外貨建取引の為替変動リスクに対しては通貨スワップ・為替予約・外貨建金銭債権債務等を、燃料油等の価格変動リスクに対しては燃料油スワップ等をヘッジ手段としています。ヘッジ有効性の評価は、毎四半期末にヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比率分析を行う方法によっています。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略しています。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しています。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりです。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理、特例処理

ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象…未払金、借入金

ヘッジ取引の種類…相場変動を相殺するもの、キャッシュフローを固定するもの

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間～20年間の均等償却を行っています。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 支払利息の処理方法

支払利息については原則として発生時の費用処理としていますが、長期かつ金額の重要な事業用資産で一定の条件に該当するものに限って建造期間中の支払利息を事業用資産の取得原価に算入しています。

② 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しています。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて会計処理を行っています。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

- ・連結財務諸表に計上した金額

固定資産計上額は主に以下のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
船舶	534,378百万円	577,147百万円
航空機	35,838百万円	103,683百万円

- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

減損の兆候を識別した資産又は資産グループ（以下、資産グループ）について、減損損失の測定を実施しており、その際の回収可能価額は使用価値または正味売却価額により算定しています。使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しています。将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画等における重要な仮定は、主として運賃、傭船料等の市況、及び貨物需要等に関する将来の見通しです。海運及び航空貨物市況を予測する上での、新型コロナウイルス感染症の影響に関する収束時期や今後の市場動向についての仮定は、新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明ですが、物流網全体の混乱はワクチン接種効果による労働者の復帰などから解消傾向となり、需給が徐々に適切なバランスに向かうとしています。需要の落ち着きにより、当社グループの売上高、営業利益の減少等の影響が生じると予測しています。

また、将来キャッシュ・フローの算定期間は当該資産グループに属する船舶、航空機等の平均残存耐用年数を基礎としています。採用した割引率は、主に資本コストを基礎として算定しています。正味売却価額は主に経営者が利用する専門家による評価結果を基礎として算定しています。

運賃、傭船料等の市況、及び貨物需要等に関する将来の見通しが悪化した場合や船舶、航空機等の評価額が低下した場合には新規または追加の減損損失を計上する可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

- ・連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	6,110百万円	10,571百万円

- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の課税所得を見積み、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画における重要な仮定は、運賃、傭船料等の市況、及び貨物需要等に関する将来の見通しです。これらを予測する上での、新型コロナウイルス感染症の影響に関する収束時期や今後の市場動向についての仮定は、新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明ですが、物流網全体の混乱はワクチン接種効果による労働者の復帰などから解消傾向となり、需給が徐々に適切なバランスに向かうとしています。需要の落ち着きにより、当社グループの売上高、営業利益の減少等の影響が生じると予測しています。

事業計画の前提となっている運賃、傭船料等の市況、及び貨物需要等に関する将来の見通しが悪化した場合には、繰延税金資産の取崩が発生する可能性があります。

ドライバルク構造改革に係る契約損失引当金

- ・連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
契約損失引当金	42,617百万円	－百万円

(注) 当連結会計年度については、重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、従来は、航海の完了時に海運業収益を計上する航海完了基準（ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準）を採用してきましたが、当連結会計年度の期首より、主として航海期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積み、収益を計上する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、従来の方法に比べて当連結会計年度の当期首残高は、主に受取手形、営業未収入金及び契約資産は43,222百万円、支払手形及び営業未払金は5,991百万円、契約負債は24,640百万円、利益剰余金は6,467百万円それぞれ増加し、繰延及び前払費用は35,147百万円、流動負債のその他は30,521百万円それぞれ減少しています。

また、当連結会計年度の売上高は15,778百万円、売上原価は8,914百万円、営業利益は6,863百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は8,559百万円それぞれ増加しています。当連結会計年度の受取手形、営業未収入金及び契約資産は58,992百万円、支払手形及び営業未払金は4,567百万円、契約負債は37,074百万円それぞれ増加し、繰延及び前払費用は55,387百万円、流動負債のその他は53,478百万円それぞれ減少しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び営業未収入金」は、当連結会計年度より「受取手形、営業未収入金及び契約資産」に含めて表示しています。また、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「売上債権の増減額（△は増加）」は、当連結会計年度より「売上債権及び契約資産の増減額（△は増加）」に含めて表示しています。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っていません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

これにより、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、従来、決算日前1ヶ月の市場価格の平均等に基づく時価法を採用していましたが、当連結会計年度より、決算期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しています。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響は軽微です。

（未適用の会計基準等）

・ASU第2016-02号「リース」

（1）概要

本会計基準は、借手にほとんどすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することを要求するものです。

（2）適用予定日

2023年3月期の期首から適用予定です。

（3）当該会計基準等の適用による影響

ASU第2016-02号「リース」の適用により、2023年3月期期首の連結貸借対照表において、資産と負債がそれぞれ約400億円増加する見込みです。また、利益剰余金に与える影響は軽微です。

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）

（1）概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

（2）適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「関係会社株式売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた5,609百万円は、「関係会社株式売却益」903百万円、「その他」4,706百万円として組み替えています。

(追加情報)

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

当社は、2016年6月20日開催の株主総会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度として、「役員報酬BIP信託」(以下「本制度」という。)を導入し、2019年3月の取締役会において、本制度を延長しました。信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じています。

本制度は、当社取締役及び執行役員(社外取締役及び国内非居住、外国籍、または上場子会社の取締役である執行役員を除く。以下「取締役等」という。)を対象に、当社が拠出する金銭を原資として当社が設定した信託(役員報酬BIP信託)が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に、各連結会計年度における業績目標の達成度及び役位に応じて付与されるポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付する制度です。

なお、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度1,220百万円、当連結会計年度1,192百万円及び前連結会計年度696千株、当連結会計年度612千株です。

また、上記役員報酬の当連結会計年度末の負担見込額については、株式給付引当金として計上しています。

(ロシア・ウクライナ情勢について)

当社は、ロシア系海運会社との間で、LNG船を実質的に共同で所有・管理するなどの関係がありますが、ロシア・ウクライナ情勢に伴う各国制裁に鑑み、関係者と協議しつつ対応しています。

ロシア・ウクライナ情勢は当社グループの翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。が、現時点で財務上の影響を合理的に見積ることは困難です。

(連結損益計算書関係)

※1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
従業員給与	72,313百万円	79,659百万円
賞与引当金繰入額	10,327 "	17,107 "
退職給付費用	3,764 "	2,643 "

※3. 売上原価に含まれる退職給付費用及び引当金繰入額の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
特別修繕引当金繰入額	10,331百万円	12,081百万円
賞与引当金繰入額	3,628 "	6,303 "
退職給付費用	717 "	△630 "

※４．固定資産売却益のうち主要なものは次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
船舶	13,942百万円	18,784百万円

※５．売上原価、販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
	1,471百万円	1,078百万円

※６．減損損失

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社及び連結子会社は、原則として事業用資産においては投資の意思決定を行う事業ごとにグルーピングを行い、賃貸不動産、売却予定資産及び遊休資産等においては個別物件ごとにグルーピングを行っています。

当連結会計年度において、売却予定資産については売却予定価額が帳簿価額を下回ることにより、事業用資産については業績の低迷等により収益性が著しく悪化した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（24,385百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は以下のとおりです。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
ノルウェー	事業用資産	船舶（ドライバルカー）	9,346
日本	事業用資産	船舶（ドライバルカー）	4,843
日本	売却予定資産	船舶（タンカー）	1,750
日本	売却予定資産	船舶（ドライバルカー）	1,698
日本	事業用資産	船舶（タンカー）	1,674
その他	売却予定資産等	船舶等	5,072
合計	—	—	24,385

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としています。正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により、使用価値は将来キャッシュ・フローを主として8.01%で割り引いて算定しています。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社及び連結子会社は、原則として事業用資産においては投資の意思決定を行う事業ごとにグルーピングを行い、賃貸不動産、売却予定資産及び遊休資産等においては個別物件ごとにグルーピングを行っています。

当連結会計年度において、売却予定資産については売却予定価額が帳簿価額を下回ることにより、事業用資産については業績の低迷等により収益性が著しく悪化した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,810百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は以下のとおりです。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
日本	事業用資産	船舶（タンカー）	1,613
その他	事業用資産等	建物及び構築物等	1,197
合計	—	—	2,810

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としています。正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により、使用価値は将来キャッシュ・フローを主として5.27%で割り引いて算定しています。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	15,922	12,653
組替調整額	△65	781
税効果調整前	15,857	13,434
税効果額	△3,517	△ 3,327
その他有価証券評価差額金	12,339	10,107
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	4,417	5,110
組替調整額	△1,312	3,261
資産の取得原価調整額	△304	△ 1,466
税効果調整前	2,799	6,905
税効果額	△807	△ 558
繰延ヘッジ損益	1,992	6,346
為替換算調整勘定		
当期発生額	12,101	15,691
組替調整額	△2,814	△ 799
税効果調整前	9,286	14,892
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	9,286	14,892
退職給付に係る調整額		
当期発生額	18,643	27,022
組替調整額	△1,499	△ 4,571
税効果調整前	17,143	22,451
税効果額	△4,465	△ 6,507
退職給付に係る調整額	12,678	15,943
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△5,895	88,880
組替調整額	1,497	2,093
持分法適用会社に対する持分相当額	△4,398	90,974
その他の包括利益合計	31,897	138,263

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	170,055	—	—	170,055
合計	170,055	—	—	170,055
自己株式				
普通株式(注)	1,224	6	35	1,195
合計	1,224	6	35	1,195

(注) 1. 自己株式数には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式(当連結会計年度期首730千株、当連結会計年度末696千株)が含まれています。

2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加です。

3. 自己株式の減少は、役員報酬BIP信託口による株式の交付等による減少です。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会 (注) 1	普通株式	3,391	利益剰余金	20	2020年3月31日	2020年6月30日
2020年11月5日 取締役会(注) 2	普通株式	3,391	利益剰余金	20	2020年9月30日	2020年12月2日

(注) 1. 2020年6月29日定時株主総会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれています。

2. 2020年11月5日取締役会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会(注)	普通株式	30,520	利益剰余金	180	2021年3月31日	2021年6月21日

(注) 2021年6月18日定時株主総会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金125百万円が含まれています。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	170,055	—	—	170,055
合計	170,055	—	—	170,055
自己株式				
普通株式（注）	1,195	30	104	1,121
合計	1,195	30	104	1,121

（注）1. 自己株式数には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式（当連結会計年度期首696千株、当連結会計年度末612千株）が含まれています。

2. 自己株式の増加は、役員報酬BIP信託口による株式の取得及び単元未満株式の買取りによる増加です。

3. 自己株式の減少は、役員報酬BIP信託口による株式の交付等による減少です。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会 （注）1	普通株式	30,520	利益剰余金	180	2021年3月31日	2021年6月21日
2021年11月4日 取締役会（注）2	普通株式	33,910	利益剰余金	200	2021年9月30日	2021年12月1日

（注）1. 2021年6月18日定時株主総会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金125百万円が含まれています。

2. 2021年11月4日取締役会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金118百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会（注）	普通株式	211,935	利益剰余金	1,250	2022年3月31日	2022年6月23日

（注）2022年6月22日定時株主総会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金765百万円が含まれています。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 受取手形、営業未収入金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3. (1)顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高」に記載しています。

※ 2. 担保に提供している資産

	前連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)
現金及び預金	3,768百万円	9,118百万円
受取手形及び営業未収入金	5,366 "	— "
受取手形、営業未収入金及び契約資産	— "	6,352 "
棚卸資産	199 "	136 "
繰延及び前払費用	182 "	258 "
船舶(注)	88,204 "	88,852 "
建物及び構築物	1,905 "	1,976 "
機械装置及び運搬具	7,197 "	7,299 "
器具及び備品	10 "	50 "
土地	648 "	704 "
建設仮勘定	237 "	505 "
有形固定資産の「その他」	108 "	512 "
ソフトウェア	161 "	122 "
投資有価証券(注)	97,631 "	114,419 "
投資その他の資産の「その他」	367 "	439 "
計	205,993百万円	230,749百万円
担保が付されている債務		

	前連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)
支払手形及び営業未払金	19百万円	146百万円
短期借入金	13,481 "	25,603 "
リース債務(流動)	189 "	218 "
長期借入金	83,514 "	49,060 "
リース債務(固定)	2,319 "	2,345 "
計	99,525百万円	77,374百万円

(注)船舶のうち、78百万円(前連結会計年度は118百万円)及び投資有価証券のうち、113,809百万円(前連結会計年度は83,313百万円)は関連会社等の債務の担保目的で差し入れたものです。

※ 3. 棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)
商品及び製品	1,818百万円	1,492百万円
仕掛品	676 "	499 "
原材料及び貯蔵品	35,123 "	55,037 "

※ 4. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりです。

	前連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)
投資有価証券(株式)	484,731百万円	1,039,916百万円
投資その他の資産の「その他」(出資金)	10,467 "	11,439 "
(内、共同支配企業に対する投資の金額)	165,478 "	194,931 "

5. 偶発債務

(1) 保証債務等

連結会社（当社及び連結子会社）以外の会社の金融機関からの借入れ等に対し、債務保証等を行っています。

前連結会計年度 (2021年3月31日)		当連結会計年度 (2022年3月31日)	
PE WHEATSTONE PTY LTD	39,356百万円	PE WHEATSTONE PTY LTD	33,451百万円
CAMERON LNG, LLC	17,140 "	MERO 2 OWNING B.V.	24,500 "
MERO 2 OWNING B.V.	10,296 "	TAMANDARE OWNING B.V.	15,543 "
AZALEE LNG SHIPPING S.A.S.	8,839 "	MERO 4 OWNING B.V.	15,176 "
CAROLINE 77	8,438 "	BIGNONE LNG SHIPPING S.A.S.	9,965 "
LNG SAKURA SHIPPING CORPORATION	5,485 "	DELPHINE LNG SHIPPING S.A.S.	9,924 "
YEBISU SHIPPING LTD.	4,844 "	AZALEE LNG SHIPPING S.A.S.	9,739 "
OYAK NYK RO-RO LIMAN ISLETMELERI A.S.	3,376 "	CAROLINE 77	9,328 "
CAMELIA LNG SHIPPING S.A.S.	2,532 "	CAROLINE 82	8,852 "
TATA NYK SHIPPING PTE. LTD.	2,208 "	CAMELIA LNG SHIPPING S.A.S.	6,744 "
BETA LULA CENTRAL S.A.R.L.	1,756 "	YEBISU SHIPPING LTD.	5,005 "
BIGNONE LNG SHIPPING S.A.S.	1,687 "	LNG SAKURA SHIPPING CORPORATION	4,937 "
ETESCO DRILLING SERVICES, LLC	1,471 "	OYAK NYK RO-RO LIMAN ISLETMELERI A.S.	4,406 "
LAVANDE LNG SHIPPING S.A.S.	1,194 "	CAMERON LNG, LLC	2,008 "
従業員	51 "	BETA LULA CENTRAL S.A.R.L.	1,976 "
その他20社	5,495 "	ROMARIN LNG SHIPPING S.A.S.	1,954 "
計	114,176百万円	TATA NYK SHIPPING PTE. LTD.	1,616 "
		VIOLETTE LNG SHIPPING S.A.S.	1,545 "
		LAVANDE LNG SHIPPING S.A.S.	1,366 "
		従業員	31 "
		その他23社	5,764 "
		計	173,842百万円

(注) 複数の保証人がいる連帯保証については、当社及び連結子会社の負担となる金額を記載しています。

(2) (前連結会計年度)

当社及び連結子会社が船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれています。残価保証による潜在的な最大支払額は4,007百万円であり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性があります。なお、当該オペレーティング・リース契約は2022年1月までの間に終了します。

(当連結会計年度)

当社及び連結子会社が船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれています。残価保証による潜在的な最大支払額は3,525百万円であり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性があります。なお、当該オペレーティング・リース契約は2023年1月までの間に終了します。

(3) (前連結会計年度)

当社グループは、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2012年9月以降自動車等の貨物輸送に関して複数の海外当局の調査対象となっています。また、完成自動車車両等の海上輸送について、主要自動車船社と共同して運賃を設定したとして、請求金額を特定しないまま損害賠償及び差し止め等を求める集団民事訴訟が複数の地域にて提起されています。

海外当局による調査及び民事上の損害賠償請求訴訟については、独禁法関連引当金に計上したものを除き、現時点ではそれらの結果を合理的に予測することは困難です。

(当連結会計年度)

当社グループは、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2012年9月以降自動車等の貨物輸送に関して海外当局の調査対象となっています。また、完成自動車車両等の海上輸送について、主要自動車船社と共同して運賃を設定したとして、請求金額を特定しないまま損害賠償及び差し止め等を求める集団民事訴訟が複数の地域にて提起されています。

海外当局による調査及び民事上の損害賠償請求訴訟については、独禁法関連引当金に計上したものを除き、現時点ではそれらの結果を合理的に予測することは困難です。

※6. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりです。

前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1,059,036百万円	998,354百万円

※7. 有形固定資産の取得価額から控除されている保険差益等による圧縮記帳額は次のとおりです。

前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
5,730百万円	5,126百万円

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金勘定	107,369百万円	233,019百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△3,775 "	△6,324 "
現金及び現金同等物	103,593百万円	226,694百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年以内	21,280百万円	15,807百万円
1年超	51,804 "	43,987 "
合計	73,084百万円	59,794百万円

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年以内	7,059百万円	3,625百万円
1年超	11,604 "	5,931 "
合計	18,663百万円	9,557百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、船舶や航空機、輸送関連施設等の取得に係る設備投資需要や事業活動に係る運転資金需要に対し、内部資金を充当するほか、外部から資金を調達しています。調達方法は主として銀行等金融機関からの借入又は社債によっています。資金運用については主として短期的な預金等としています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形、営業未収入金及び契約資産は顧客の信用リスクにさらされています。また、外貨建取引は為替の変動リスクが生じます。

投資有価証券は満期保有目的の債券及び株式であり、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクにさらされています。

支払手形及び営業未払金は短期間で決済されるものです。その内、外貨建取引は為替の変動リスクが生じます。

借入金金利変動リスクにさらされていますが、回避するためにデリバティブ取引を利用しヘッジしています。

デリバティブ取引は、具体的には、借入金に係る金利変動リスクを回避するために金利スワップ等を、外貨建の債権・債務に係る為替変動リスクを回避するために為替先物予約、通貨スワップ等を、燃料油、備船料の価格変動リスク等を回避するために燃料油スワップ、運賃（備船料）先物取引等を利用しています。

デリバティブ取引に係るヘッジ会計についての詳細は以下のとおりであり、ヘッジの有効性評価の方法については前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しています。

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ等については特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

② 主なヘッジ手段とヘッジ対象

主なヘッジ手段	主なヘッジ対象
通貨スワップ	借入金、貸付金
金利スワップ	借入金、貸付金
燃料油スワップ	燃料油購入価格
為替予約	外貨建予定取引、在外子会社持分への投資

③ 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引には、将来の市場価格（為替・金利・商品価格・株価等）の変動によって発生する損失に係る市場リスクと、取引の相手方が倒産等により当初の契約どおりに取引を履行できなくなった場合に発生する損失に係る信用リスクがあります。当社及び連結子会社の利用しているデリバティブ取引は、基本的に特定の債権・債務を対象にしており、デリバティブ取引と債権・債務とが互いに市場リスクを減殺する働きをするためデリバティブ取引の時価の変動による重要なリスクはありません。また、取引相手として信用度の高い金融機関等と取引を行っており信用リスクもほとんど無いものと考えています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形、営業未収入金及び契約資産、長期貸付金に係る信用リスクは与信管理規程等に沿ってリスク低減を図っています。

満期保有目的の債券は、資金運用管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少です。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の債権・債務に係る為替変動リスクについては為替先物予約、通貨スワップ等を利用してヘッジしています。

また、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために金利スワップ等を実施しています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引は、「金融商品を用いたリスク管理に関する規程」等に定められている社内規程に基づき主として経理関連担当部門で管理されています。また、不正な取引が行われないように、取引の実行と管理は異なる担当者により行われています。デリバティブ取引の契約額等の情報は定期的に取締役会に報告されます。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに不測の資金需要にも対応できるよう、複数の金融機関との間でコミットメントライン契約等を締結しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金利スワップ取引、通貨スワップ取引における契約額等は、交換金利を計算するための算出基礎であり、実際の交換金額を表すものではないため、当社及び連結子会社における市場リスク・信用リスクを測る指標とはなりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 ^(※2)			
① その他有価証券	83,890	83,890	—
② 関連会社株式	17,697	10,624	△7,072
(2) 長期貸付金	21,393		
貸倒引当金 ^(※3)	△751		
	20,641	22,403	1,761
資産計	122,229	116,919	△5,310
(1) 社債	132,000	133,275	1,275
(2) 長期借入金	560,913	568,452	7,539
(3) リース債務	97,184	103,626	6,442
負債計	790,097	805,354	15,256
デリバティブ取引 ^(※4)	△11,064	△11,064	—

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び営業未収入金」、「支払手形及び営業未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2) 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度
関係会社株式	467,034
非上場株式	7,808
その他	2,607
合計	477,449

(※3) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金は控除しています。

(※4) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しています。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 ^(※2)			
① その他有価証券	75,922	75,922	—
② 関連会社株式	22,496	21,154	△1,342
(2) 長期貸付金	27,503		
貸倒引当金 ^(※3)	△222		
	27,281	27,919	637
資産計	125,699	124,995	△704
(1) 社債	127,000	129,044	2,044
(2) 長期借入金	447,069	445,467	△1,602
(3) リース債務	103,311	105,153	1,841
負債計	677,380	679,664	2,284
デリバティブ取引 ^(※4)	△5,377	△5,377	—

（※1）「現金及び預金」、「受取手形、営業未収入金及び契約資産」、「支払手形及び営業未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

（※2）市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
関係会社株式	1,017,419
非上場株式	29,492
その他	1,107
合計	1,048,019

（※3）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金は控除しています。

（※4）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しています。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	107,369	—	—	—
受取手形及び営業未収入金	234,679	230	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期のあるもの				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
長期貸付金	—	8,083	11,899	1,410
合計	342,048	8,313	11,899	1,410

当連結会計年度 (2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	233,019	—	—	—
受取手形、営業未収入金及び契約資産	357,920	1,238	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期のあるもの				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
長期貸付金	—	5,903	5,452	16,146
合計	590,939	7,142	5,452	16,146

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
1年内償還予定の社債	25,000	—	—	—	—	—
短期借入金	161,045	—	—	—	—	—
リース債務 (流動)	19,477	—	—	—	—	—
社債	—	30,000	10,000	33,000	—	34,000
長期借入金	—	119,495	70,460	51,737	37,490	281,728
リース債務 (固定)	—	15,026	15,074	11,993	7,557	28,054
合計	205,523	164,522	95,535	96,731	45,048	343,782

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
1年内償還予定の社債	30,000	—	—	—	—	—
短期借入金	130,919	—	—	—	—	—
リース債務（流動）	23,818	—	—	—	—	—
社債	—	10,000	33,000	—	20,000	34,000
長期借入金	—	68,651	55,237	48,013	77,836	197,329
リース債務（固定）	—	18,285	14,447	9,162	6,730	30,866
合計	184,737	96,937	102,685	57,175	104,567	262,196

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	75,877	—	—	75,877
その他	44	—	—	44
デリバティブ取引				
金利関連	—	1,494	—	1,494
資産計	75,922	1,494	—	77,416
デリバティブ取引				
通貨関連	—	3,680	—	3,680
商品関連	—	3,269	—	3,269
負債計	—	6,949	—	6,949

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
子会社及び関連会社株式				
関連会社株式	21,154	—	—	21,154
長期貸付金	—	27,919	—	27,919
資産計	21,154	27,919	—	49,073
社債	—	129,044	—	129,044
長期借入金	—	445,467	—	445,467
リース債務	—	105,153	—	105,153
負債計	—	679,664	—	679,664

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しています。主に上場株式、国債がこれに含まれます。一方、公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約、通貨スワップ等）、金利関連取引（金利スワップ）、商品関連取引（運賃（傭船料）、燃料油等）であり、時価を算定する評価技法に使用されるインプットは主に為替レート、金利、先物取引相場価格等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法等により算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローとLIBOR・TORFの利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。

社債

当社の発行する社債の時価は、相場価格に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額（＊）と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。

（＊）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2021年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2022年 3 月31日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度 (2021年 3 月31日)

(単位：百万円)

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	64,095	30,288	33,807
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	173	147	25
小計	64,269	30,435	33,833
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	19,615	26,074	△6,458
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	5	7	△2
小計	19,621	26,081	△6,460
合計	83,890	56,517	27,373

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	77,820	31,547	46,272
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	33	15	17
小計	77,853	31,563	46,290
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	18,249	20,821	△ 2,571
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	11	13	△ 1
小計	18,261	20,834	△ 2,573
合計	96,114	52,397	43,716

3. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	2,518	178	0
債券	—	—	—
その他	11	3	—
合計	2,529	181	0

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	616	200	61
債券	—	—	—
その他	0	0	—
合計	616	200	61

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について4,282百万円減損処理を行っています。また、当連結会計年度において、有価証券について929百万円減損処理を行っています。

なお、減損処理にあたっては、原則として期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っています。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（2021年3月31日）

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	USドル買円売	—	—	—	—
	USドル売円買	13,165	—	△94	△94
	円売ユーロ買	4,662	—	8	8
	タイバーツ売円買	8,049	—	72	72
	その他	7,949	—	△94	△94
	通貨スワップ取引				
	受取台湾ドル支払円	1,552	—	12	12
	受取タイバーツ支払円	1,991	—	38	38
	金利通貨スワップ				
	受取USドル変動・ 支払メキシコペソ固定	248	—	29	29
合計		37,619	—	△27	△27

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	USドル買円売	2,031	—	8	8
	USドル売円買	120,960	—	197	197
	タイバーツ売円買	10,002	—	295	295
	その他	12,368	—	△101	△101
	通貨スワップ取引				
	受取台湾ドル支払円	—	—	—	—
	受取タイバーツ支払円	1,600	—	100	100
	金利通貨スワップ				
	受取USドル変動・ 支払メキシコペソ固定	274	262	20	20
合計		147,238	262	519	519

(2) 金利関連

前連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

(3) 商品関連

前連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引	運賃（傭船料）先物取引				
	傭船料買建	738	—	△75	△75
	傭船料売建	3,371	—	△3,054	△3,054
市場取引以外の取引	運賃（傭船料）先物取引				
	傭船料買建	1,062	—	303	303
	傭船料売建	11,912	—	△2,482	△2,482
	燃料油スワップ取引				
	受取変動・支払固定	681	—	△21	△21
合計		17,766	—	△5,330	△5,330

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引	運賃（傭船料）先物取引				
	傭船料買建	2,738	—	△180	△180
	傭船料売建	7,739	—	△1,303	△1,303
市場取引以外の 取引	運賃（傭船料）先物取引				
	傭船料買建	—	—	—	—
	傭船料売建	15,199	7,896	△2,974	△2,974
	燃料油スワップ取引				
	受取変動・支払固定	1,901	68	411	411
合計		27,579	7,965	△4,047	△4,047

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の 方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引				
	USドル売円買	在外子会社持分 への投資	104,517	675	△5,970
	ユーロ売円買		5,103	—	△220
	その他		167	—	8
	通貨スワップ取引				
	受取USドル支払円	傭船料 借入金 貸付金	12,267	12,267	△144
	受取シンガポールドル・ 支払USドル		159	95	△12
	その他		14	3	14
為替予約等の 振当処理	為替予約取引				
	USドル買円売	設備資金 予定取引	28,864	15,566	2,465
	USドル売円買		1,204	—	△2
金利通貨スワッ プの一体処理 (特例処理・ 振当処理)	金利通貨スワップ取引				
	受取USドル固定・ 支払円変動	未払金	680	—	83
合計			152,979	28,608	△3,779

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1 年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引	在外子会社持分 への投資			
	USドル売円買		89,479	—	△6,739
	その他		1,405	—	45
	通貨スワップ取引	傭船料 貸付金 借入金			
	受取USドル支払円		12,267	12,267	743
	受取シンガポールドル・ 支払USドル		104	34	△7
	その他		3	—	3
為替予約等の 振当処理	為替予約取引	設備資金 予定取引			
	USドル買円売		21,320	—	2,563
	USドル売円買		13,938	1,025	△736
	その他		1,912	—	△72
合計			140,433	13,328	△4,199

(2) 金利関連

前連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1 年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引	長期借入金			
	受取固定・支払変動		10,000	10,000	774
	受取変動・支払固定		96,878	75,918	△4,260
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金			
	受取固定・支払変動		25,000	25,000	(注 1)
	受取変動・支払固定		29,828	25,114	
合計			161,706	136,033	△3,485

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	長期借入金	10,000	10,000	589
	受取変動・支払固定		85,207	53,419	905
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	長期借入金	25,000	25,000	(注1)
	受取変動・支払固定		25,619	19,679	
合計			145,827	108,098	1,494

(3) 商品関連

前連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	運賃（傭船料）先物取引				
	傭船料買建	傭船料	109	—	29
	傭船料売建		6,064	—	△543
	燃料油スワップ取引				
	受取変動・支払固定	燃料油	1,280	13	108
	燃料油カラー取引（注2）				
	買建コール・売建プット	燃料油	4,076	—	92
	運賃（傭船料）カラー取引（注2）				
	買建プット・売建コール	傭船料	4,764	3,405	△76
合計			16,296	3,418	△389

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	運賃（備船料）先物取引				
	備船料買建	備船料	183	—	△0
	備船料売建		4,809	—	△585
	燃料油スワップ取引				
	受取変動・支払固定	燃料油	4,609	1,054	742
	燃料油カラー取引（注2）				
	買建コール・売建プット	燃料油	12,274	—	1,258
	運賃（備船料）カラー取引（注2）				
	買建プット・売建コール	備船料	3,764	2,631	△637
合計			25,640	3,686	778

（注） 1. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

2. 燃料油カラー取引及び運賃（備船料）カラー取引はゼロコストオプション取引であり、コールオプション・プットオプションが一体の契約のため、一括して記載しています。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しています。確定給付企業年金制度（すべて積立型制度です。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

なお、一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されています。

また、一部の在外連結子会社でも確定拠出型あるいは確定給付型の制度を設けています。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
退職給付債務の期首残高	87,788百万円	91,523百万円
勤務費用	3,296 "	3,348 "
利息費用	1,067 "	1,082 "
数理計算上の差異の発生額	1,902 "	△1,781 "
退職給付の支払額	△3,934 "	△3,347 "
過去勤務費用の発生額	△89 "	25 "
その他	1,493 "	976 "
退職給付債務の期末残高	91,523百万円	91,827百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年金資産の期首残高	118,453百万円	140,465百万円
期待運用収益	1,556 "	1,699 "
数理計算上の差異の発生額	21,367 "	24,676 "
事業主からの拠出額	620 "	1,486 "
退職給付の支払額	△2,556 "	△2,242 "
その他	1,023 "	686 "
年金資産の期末残高	140,465百万円	166,772百万円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	5,155百万円	5,300百万円
退職給付費用	1,007 "	918 "
退職給付の支払額	△440 "	△458 "
制度への拠出額	△364 "	△345 "
その他	△59 "	△205 "
退職給付に係る負債の期末残高	5,300百万円	5,208百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	90,107百万円	89,893百万円
年金資産	△146,444 "	△172,553 "
	△56,337 "	△82,660 "
非積立型制度の退職給付債務	12,694 "	12,923 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△43,642 "	△69,736 "
退職給付に係る負債	16,697 "	15,907 "
退職給付に係る資産	△60,339 "	△85,644 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△43,642百万円	△69,736百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	3,296百万円	3,348百万円
利息費用	1,067 "	1,082 "
期待運用収益	△1,556 "	△1,699 "
数理計算上の差異の費用処理額	△1,284 "	△4,246 "
過去勤務費用の費用処理額	△90 "	40 "
簡便法で計算した退職給付費用	1,007 "	918 "
その他	△166 "	△5 "
確定給付制度に係る退職給付費用	2,273百万円	△562百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
過去勤務費用	5百万円	9百万円
数理計算上の差異	17,137 "	22,441 "
合 計	17,143百万円	22,451百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
未認識過去勤務費用	6百万円	15百万円
未認識数理計算上の差異	18,184 "	39,994 "
合 計	18,190百万円	40,010百万円

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
債券	32%	28%
株式	53 "	58 "
現金及び預金	2 "	1 "
その他	13 "	13 "
合 計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度35%、当連結会計年度44%含まれています。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
割引率	主として1.1%	主として1.1%
長期期待運用収益率	主として1.8%	主として1.8%
予想昇給率等	主として1.2%～7.0%	主として1.2%～7.1%

(注) 一部の従業員については勤続ポイントと等級ポイントによるポイント制を採用しており、予想昇給率等には予想ポイントの上昇率が含まれています。

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度2,326百万円、当連結会計年度2,764百万円です。

また、上記退職給付費用以外に、一部の連結子会社における複数事業主制度の厚生年金基金等への要拠出額を退職給付費用として処理しています。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	3,083百万円	5,036百万円
退職給付に係る負債	4,056 "	3,965 "
固定資産減損損失	37,239 "	33,747 "
有価証券評価損	8,271 "	4,808 "
税務上の繰越欠損金(注)2	96,470 "	74,102 "
未実現固定資産売却益	1,359 "	1,442 "
特別修繕引当金	3,979 "	4,537 "
未払費用	493 "	464 "
繰延ヘッジ損失	11,708 "	14,691 "
貸倒引当金	2,538 "	2,848 "
契約損失引当金	18,862 "	4,982 "
その他	12,364 "	21,529 "
繰延税金資産小計	200,429百万円	172,156百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△83,938 "	△48,684 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△95,678 "	△64,916 "
評価性引当額小計(注)1	△179,617百万円	△113,600百万円
繰延税金資産合計	20,812百万円	58,555百万円
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	△14,783百万円	△21,761百万円
退職給付信託設定益	△2,885 "	△2,872 "
減価償却費	△1,728 "	△2,047 "
圧縮記帳積立金	△3,731 "	△1,274 "
その他有価証券評価差額金	△8,895 "	△12,284 "
繰延ヘッジ利益	△8,359 "	△9,537 "
連結子会社留保利益等	△10,330 "	△13,624 "
その他	△28,705 "	△42,028 "
繰延税金負債合計	△79,419百万円	△105,431百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△58,607百万円	△46,875百万円

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金及び契約損失引当金に係る評価性引当額の減少です。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※)	5,069	3,823	723	10,661	19,536	56,655	96,470
評価性引当額	△4,869	△3,760	△664	△10,543	△19,385	△44,714	△83,938
繰延税金資産	199	62	59	118	151	11,941	12,532

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

当連結会計年度（2022年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※)	2,354	395	593	17,361	8,290	45,105	74,102
評価性引当額	△1,976	△269	△485	△3,507	△8,039	△34,405	△48,684
繰延税金資産	378	126	107	13,853	251	10,700	25,417

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	28.8%	28.7%
のれん償却額	0.4 "	0.0 "
持分法による投資損益	△26.8 "	△20.5 "
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 "	0.0 "
評価性引当額の変動	0.5 "	△8.4 "
海運業所得に係る税負担軽減額	0.4 "	△0.9 "
外国税の損金算入による影響額	0.3 "	0.1 "
繰越欠損金の消滅による税効果取崩額	5.7 "	0.0 "
米国税制改正による影響額	△0.1 "	— "
その他	4.5 "	2.8 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.1%	1.9%

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含みます。）を有しています。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,484百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、売却による損益は25,682百万円（売却益は特別利益に、売却損は特別損失に計上）です。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,321百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、売却による損益は348百万円（売却益は特別利益に、売却損は特別損失に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりです。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	45,949	45,211
	期中増減額	△737	△29,768
	期末残高	45,211	15,443
期末時価		123,866	70,805

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な減少額は連結範囲の変更（24,750百万円）、用途変更（4,321百万円）、減価償却（659百万円）による減少です。

3. 期末時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含みます。）です。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度及び当連結会計年度の連結損益計算書に計上している「売上高」は、主に「顧客との契約から生じる収益」です。それ以外の源泉から認識した収益は、主にリース取引に係る金額であり、その金額に重要性がないため売上高に含めて開示しています。

分解した収益については、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載しています。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

(6) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

当連結会計年度の顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権(※)	268,509	335,673
契約資産	10,150	23,485
契約負債	26,024	39,792

(※)顧客との契約から生じた債権には、リース取引等に係る金額が含まれていますが、その金額に重要性がないため顧客との契約から生じた債権に含めて開示しています。

当社グループが通常の営業活動において、顧客に移転した財又はサービスと交換に受取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件が付されているものを契約資産として表示しています。契約資産は通常、顧客が対価を支払う、又は支払期限が到来する前に当社グループが財又はサービスを顧客へ移転する場合に増加し、対価に対する当社グループの権利が無条件になることにより減少します。当社グループが通常の営業活動において、顧客に財又はサービスを移転する義務のうち、顧客から対価を受取っている、又は対価の期限が到来しているものを契約負債として表示しています。また、定期傭船を除いた、定期船事業、不定期専用船事業においては、主として、顧客からの貨物を積港にて船舶へ搭載した時点で運賃(滞船料及び早出料等除く)が法的な請求権として確定します。契約資産は、運送サービス(定期傭船除く)の期間に空船廻航期間を含む不定期専用船事業の一部取引で発生し、主として、顧客からの貨物を積港にて船舶へ搭載した時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は通常、当社グループが財またはサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受取った場合に増加し、当社グループが履行義務を充足することにより減少します。契約負債の減少要因は、主として履行義務の充足によるものです。契約負債の増加要因は、主として前受の増加によるものです。

当連結会計年度に認識した収益の内、当連結会計年度期首の契約負債残高に含まれていたものは、25,988百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

実務上の便法を適用し注記を省略した取引を除き、当連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額に重要性はありません。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

また、以下の残存履行義務に配分した取引価格に関しては、実務上の便法を適用し注記を省略しています。

海運業(定期船事業、不定期専用船事業)に係る連続航海傭船契約及び数量輸送契約については、市場環境の変化による影響を安定化させる観点から、顧客との長期契約に重点を置いています。一方、当該連続航海傭船契約及び数量輸送契約に係る収益は、取引価格に航海数、運賃率等の変動要素があることから変動対価に該当します。当該変動対価は、収益認識に関する会計基準第72項の要件に従って、個別の航海ごとの運送サービスに配分される変動対価であるため、完全に未充足の履行義務に配分される変動対価として、注記を省略しています。当該変動対価は履行義務の進捗につれて解消され、最長26年以内に収益計上します。

定期傭船契約については、提供した時間に基づき顧客に請求する権利を有する契約であり、収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、請求する権利を有している額で収益を認識しているため、注記を省略しています。

当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記を省略しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社及び連結子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社のマネジメントが経営資源の配分及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっています。

当社及び連結子会社は、海・陸・空にまたがるグローバルな総合物流事業を展開しており、定期船事業、航空運送事業、物流事業、不定期専用船事業、不動産業、その他の事業の6つを報告セグメントとしています。なお、各報告セグメントの主要な事業・役務の内容は以下のとおりです。

報告セグメント名称	主要な事業・役務の内容
定期船事業	外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店業、コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業
航空運送事業	航空運送業
物流事業	倉庫業、貨物運送取扱業、沿海貨物海運業
不定期専用船事業	外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店業
不動産業	不動産の賃貸・管理・販売業
その他の事業	客船事業、機械器具卸売業（船舶用）、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。報告セグメントの利益又は損失は経常利益又は経常損失をベースとした数値です。セグメント間の内部収益及び振替高は主として第三者間取引価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	ライナー&ロジスティクス事業			不定期専用船事業
	定期船事業	航空運送事業	物流事業	
売上高				
外部顧客に対する売上高	166,181	115,069	559,749	681,313
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,355	7,389	1,485	251
計	170,537	122,459	561,234	681,564
セグメント利益又は損失（△）	140,821	33,281	27,049	18,605
セグメント資産	428,685	65,535	348,707	1,271,637
その他の項目				
減価償却費	9,891	3,232	19,913	63,293
のれんの償却額又は負ののれんの償却額（△）	42	—	814	924
受取利息	187	203	267	1,694
支払利息	3,347	337	1,811	9,614
持分法投資利益又は損失（△）	141,565	—	△163	17,504
持分法適用会社への投資額	249,459	—	1,918	223,884
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,782	1,569	6,946	85,745

	その他事業		計	調整額 （注）	連結財務諸表 計上額
	不動産業	その他の事業			
売上高					
外部顧客に対する売上高	5,963	80,136	1,608,414	—	1,608,414
セグメント間の内部売上高又は振替高	920	49,652	64,055	△64,055	—
計	6,884	129,789	1,672,469	△64,055	1,608,414
セグメント利益又は損失（△）	2,584	△2,251	220,090	△4,754	215,336
セグメント資産	52,400	173,614	2,340,579	△215,099	2,125,480
その他の項目					
減価償却費	1,366	1,159	98,857	△53	98,803
のれんの償却額又は負ののれんの償却額（△）	—	—	1,782	—	1,782
受取利息	1	703	3,058	△673	2,385
支払利息	48	1,079	16,237	△259	15,978
持分法投資利益又は損失（△）	—	△2,977	155,929	△0	155,928
持分法適用会社への投資額	—	418	475,680	△313	475,367
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	384	753	102,181	△402	101,778

- （注） 1. セグメント利益又は損失の調整額の内容は、セグメント間取引及び振替高に係る調整66百万円、全社費用△4,820百万円です。なお、全社費用は、特定のセグメントに帰属しない一般管理費及び営業外費用です。セグメント資産の調整額の内容は、セグメント間取引に係る債権及び資産の調整△237,649百万円、全社資産22,550百万円です。なお、全社資産の主なものは、当社での余剰運用資金（現金及び預金）です。
2. 「一般貨物輸送事業」は2021年4月1日より「ライナー&ロジスティクス事業」へ名称を変更しています。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	ライナー&ロジスティクス事業			不定期専用船事業
	定期船事業	航空運送事業	物流事業	
売上高				
外部顧客に対する売上高	185,931	178,411	845,279	974,284
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,620	10,320	2,213	271
計	190,552	188,731	847,492	974,556
セグメント利益又は損失（△）	734,245	74,068	58,727	139,100
セグメント資産	945,345	141,904	418,931	1,497,120
その他の項目				
減価償却費	9,818	5,651	21,003	63,356
のれんの償却額又は負ののれんの償却額（△）	45	—	859	846
受取利息	60	107	213	1,659
支払利息	2,561	568	1,683	8,212
持分法投資利益又は損失（△）	715,990	—	△103	30,412
持分法適用会社への投資額	757,825	—	2,198	269,832
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,296	74,471	8,214	118,653

	その他事業		計	調整額 （注）	連結財務諸表 計上額
	不動産業	その他の事業			
売上高					
外部顧客に対する売上高	4,095	92,772	2,280,775	—	2,280,775
セグメント間の内部売上高又は振替高	111	77,632	95,169	△95,169	—
計	4,207	170,405	2,375,944	△95,169	2,280,775
セグメント利益又は損失（△）	2,127	△1,231	1,007,038	△3,884	1,003,154
セグメント資産	27,764	221,454	3,252,520	△172,497	3,080,023
その他の項目					
減価償却費	702	1,109	101,643	△46	101,596
のれんの償却額又は負ののれんの償却額（△）	—	—	1,750	—	1,750
受取利息	90	942	3,073	△946	2,127
支払利息	19	113	13,158	△879	12,279
持分法投資利益又は損失（△）	198	△3,856	742,642	3	742,645
持分法適用会社への投資額	2,459	420	1,032,735	△2,009	1,030,726
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	83	687	206,407	△1,266	205,140

- （注） 1. セグメント利益又は損失の調整額の内容は、セグメント間取引及び振替高に係る調整59百万円、全社費用△3,943百万円です。なお、全社費用は、特定のセグメントに帰属しない一般管理費及び営業外費用です。セグメント資産の調整額の内容は、セグメント間取引に係る債権及び資産の調整△290,074百万円、全社資産117,577百万円です。なお、全社資産の主なもの、当社での余剰運用資金（現金及び預金）です。
2. 「一般貨物輸送事業」は2021年4月1日より「ライナー&ロジスティクス事業」へ名称を変更しています。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

（収益認識に関する会計基準等の適用）

（会計方針の変更）に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、報告セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に變更しています。

これにより、当連結会計年度の外部顧客に対する売上高は、不定期専用船事業で26,017百万円増加し、セグメント利益又は損失は、不定期専用船事業で9,936百万円増加しています。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
1,053,797	101,882	164,118	273,583	15,032	1,608,414

(注) 売上高は、売上を計上した国を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
547,666	31,346	180,874	85,854	1,948	847,689

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高10%以上を占める顧客がないため、記載していません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
1,479,673	149,451	217,907	415,444	18,298	2,280,775

(注) 売上高は、売上を計上した国を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
630,908	35,309	204,993	90,285	2,781	964,277

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高10%以上を占める顧客がないため、記載していません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	定期船事業	航空運送事業	物流事業	不定期専用船事業	不動産業	その他の事業	全社・消去	合計
減損損失	194	—	1,126	22,399	536	129	—	24,385

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	定期船事業	航空運送事業	物流事業	不定期専用船事業	不動産業	その他の事業	全社・消去	合計
減損損失	75	—	902	1,832	—	—	—	2,810

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	定期船事業	航空運送事業	物流事業	不定期専用船事業	不動産業	その他の事業	全社・消去	合計
のれんの当期末残高及び 負ののれんの当期末残高（△）	89	—	4,284	5,816	—	—	—	10,190

（注）のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	定期船事業	航空運送事業	物流事業	不定期専用船事業	不動産業	その他の事業	全社・消去	合計
のれんの当期末残高及び 負ののれんの当期末残高（△）	49	—	3,674	4,987	—	—	—	8,711

（注）のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. であり、その要約財務諸表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	820,309	2,340,248
固定資産合計	617,754	672,138
流動負債合計	357,286	539,816
固定負債合計	505,863	525,499
純資産合計	574,913	1,947,071
売上高	1,597,798	3,372,753
税引前当期純利益	373,176	1,888,297
当期純利益	367,247	1,875,191

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	3,703.27円	10,144.29円
1株当たり当期純利益金額	824.55円	5,973.76円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	667,411	1,759,073
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	42,078	45,359
(うち非支配株主持分(百万円))	(42,078)	(45,359)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	625,332	1,713,713
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	168,859	168,933

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	139,228	1,009,105
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(百万円)	139,228	1,009,105
普通株式の期中平均株式数(千株)	168,853	168,923

(注) 1株当たり純資産額の算定上、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、当該信託が保有する当社株式を、「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めています。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は、前連結会計年度696千株、当連結会計年度612千株です。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度705千株、当連結会計年度627千株です。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議しました。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としています。

2. 株式分割の方法

2022年9月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式1株につき、3株の割合をもって分割します。

3. 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	170,055,098株
今回の分割により増加する株式数	340,110,196株
株式分割後の発行済株式総数	510,165,294株
株式分割後の発行可能株式総数	895,065,000株

4. 株式分割の日程

基準日公告日	2022年9月15日(木)	(予定)
基準日	2022年9月30日(金)	
効力発生日	2022年10月1日(土)	

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	1,234.42円	3,381.43円
1株当たり当期純利益金額	274.85円	1,991.25円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

6. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

今回の株式分割は、2022年10月1日を効力発生日としていますので、2022年3月31日を基準日とする2022年3月期の期末配当金及び2022年9月30日を基準日とする2023年3月期の中間配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施します。

7. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2022年10月1日(土)を効力発生日として、当社定款の一部を変更します。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>298,355,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>895,065,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日	2022年5月26日(木)
効力発生日	2022年10月1日(土)

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	無担保第23回普通社債	2004年6月9日	10,000	10,000	2.36	なし	2024年6月7日
〃	無担保第25回普通社債	2006年6月22日	10,000	10,000	2.65	なし	2026年6月22日
〃	無担保第31回普通社債 (注) 1	2011年9月9日	25,000 (25,000)	—	1.218	なし	2021年9月9日
〃	無担保第32回普通社債	2011年9月9日	10,000	10,000	2.13	なし	2031年9月9日
〃	無担保第35回普通社債 (注) 1	2012年6月18日	10,000	10,000 (10,000)	1.177	なし	2022年6月17日
〃	無担保第38回普通社債 (注) 1	2017年5月31日	20,000	20,000 (20,000)	0.39	なし	2022年5月31日
〃	無担保第39回普通社債	2017年5月31日	10,000	10,000	0.53	なし	2024年5月31日
〃	無担保第40回普通社債	2018年5月24日	10,000	10,000	0.29	なし	2023年5月24日
〃	無担保第41回普通社債	2019年8月29日	13,000	13,000	0.29	なし	2024年8月29日
〃	無担保第42回普通社債	2019年8月29日	14,000	14,000	0.65	なし	2029年8月29日
〃	無担保第43回普通社債	2021年7月29日	—	10,000	0.26	なし	2026年7月29日
〃	無担保第44回普通社債	2021年7月29日	—	10,000	0.38	なし	2028年7月28日
合計		—	132,000 (25,000)	127,000 (30,000)	—	—	—

(注) 1. ()内記載金額は、1年以内に償還予定の金額です。

2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりです。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
30,000	10,000	33,000	—	20,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	6,536	5,101	3.43	—
1年以内に返済予定の長期借入金	154,509	125,817	1.08	—
1年以内に返済予定のリース債務	19,477	23,818	2.81	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	560,913	447,069	1.14	2023年～2037年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	77,707	79,493	2.83	2023年～2061年
その他有利子負債 未払金	3,732	—	—	—
合計	822,875	681,299	—	—

(注) 1. 平均利率は当期末現在の加重平均です。

2. 長期借入金、リース債務の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりです。

区分	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)
長期借入金	68,651	55,237	48,013	77,836
リース債務	18,285	14,447	9,162	6,730

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しています。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	504,611	1,051,381	1,675,958	2,280,775
税金等調整前四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	159,892	433,004	728,188	1,037,315
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	151,093	411,319	692,216	1,009,105
1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	894.72	2,435.15	4,097.91	5,973.76

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり 四半期純利益金額 (円)	894.72	1,540.28	1,662.63	1,875.80

② 訴訟

「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係) 4. 偶発債務」に記載した事項の他、2017年6月に当社が傭船・運航するコンテナ船「ACX CRYSTAL」とアメリカ海軍イージス艦「FITZGERALD」が衝突した事故に関連し、米国において、「FITZGERALD」船員のうち当該事故による死亡者の遺族及び負傷したと主張する者等 (以下、「原告」という。) から、総額308百万米ドルの損害賠償等を求める訴訟を提起されています。これに対し第一審及び控訴審の裁判所より訴えを却下する趣旨の判断が示されましたが、原告 (控訴人) からのその後の申立を受け2021年7月、当該控訴審裁判所は本件の再審理を行うことを決定し、審理が続いています。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当事業年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)
海運業収益		
貨物運賃	378,087	566,567
貸船料	144,597	159,769
その他海運業収益	35,167	47,341
海運業収益合計	557,851	773,678
海運業費用		
運航費		
貨物費	30,393	39,471
燃料費	90,833	154,828
港費	48,827	58,401
その他運航費	2,156	3,229
運航費合計	172,209	255,931
船費		
船員費	2,464	2,782
退職給付費用	△806	△2,380
賞与引当金繰入額	514	757
船舶修繕費	—	60
船舶減価償却費	6,860	6,411
その他船費	266	407
船費合計	9,299	8,038
借船料	※1 330,006	※1 376,743
その他海運業費用	30,042	20,487
海運業費用合計	※1 541,559	※1 661,200
海運業利益	16,292	112,478
その他事業収益		
不動産賃貸収益	3,782	3,507
その他収益	111	53
その他事業収益合計	3,894	3,560
その他事業費用		
不動産賃貸費用	1,570	1,390
その他費用	8	18
その他事業費用合計	1,578	1,408
その他事業利益	2,315	2,152
営業総利益	18,607	114,630
一般管理費	※2 34,053	※2 36,380
営業利益又は営業損失 (△)	△15,445	78,249

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業外収益		
受取利息	7,139	5,961
受取配当金	※1 87,552	※1 301,796
貸倒引当金戻入額	26,564	60,256
為替差益	1,467	8,417
その他営業外収益	1,651	2,333
営業外収益合計	124,375	378,766
営業外費用		
支払利息	7,313	4,857
社債利息	1,508	1,297
社債発行費償却	90	91
デリバティブ損失	7,648	13,814
債務保証損失引当金繰入額	—	50
独禁法関連引当金繰入額	16	15
その他営業外費用	1,392	2,749
営業外費用合計	17,969	22,875
経常利益	90,960	434,140
特別利益		
固定資産売却益	※3 957	※3 9,046
関係会社株式売却益	217	23,815
関係会社清算益	10,061	4,692
その他特別利益	1,961	1,362
特別利益合計	13,198	38,916
特別損失		
固定資産売却損	※4 416	—
固定資産除却損	※5 17	※5 204
貸倒引当金繰入額	2,190	3,963
関係会社株式評価損	3,348	5,000
関係会社出資評価損	3,392	2,564
減損損失	4,076	1,631
契約損失引当金繰入額	51,941	—
債務保証損失引当金繰入額	1,507	—
関係会社船舶投資損失引当金繰入額	457	—
その他特別損失	5,074	1,433
特別損失合計	72,423	14,796
税引前当期純利益	31,735	458,259
法人税、住民税及び事業税	△6,603	6,373
法人税等調整額	86	△36,334
法人税等合計	△6,517	△29,960
当期純利益	38,252	488,220

②【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	144,319	30,191	1,688	31,880	1,187	1,737	42,809
当期変動額							
剰余金の配当							△6,782
利益準備金の積立					678		△678
圧縮記帳積立金の取崩						△110	110
当期純利益							38,252
自己株式の取得							
自己株式の処分			△1	△1			
会社分割による減少							△159
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	△1	△1	678	△110	30,742
当期末残高	144,319	30,191	1,687	31,878	1,865	1,627	73,551

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差 額等合計	
	利益剰余金 合計						
当期首残高	45,734	△3,422	218,511	11,967	△15,876	△3,908	214,602
当期変動額							
剰余金の配当	△6,782		△6,782				△6,782
利益準備金の積立	－		－				－
圧縮記帳積立金の取崩	－		－				－
当期純利益	38,252		38,252				38,252
自己株式の取得		△15	△15				△15
自己株式の処分		62	61				61
会社分割による減少	△159		△159				△159
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				8,065	△4,534	3,530	3,530
当期変動額合計	31,310	47	31,357	8,065	△4,534	3,530	34,887
当期末残高	77,044	△3,375	249,868	20,033	△20,411	△378	249,490

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	144,319	30,191	1,687	31,878	1,865	1,627	73,551
会計方針の変更による 累積的影響額							6,289
会計方針の変更を反映した 当期首残高	144,319	30,191	1,687	31,878	1,865	1,627	79,841
当期変動額							
剰余金の配当							△64,430
利益準備金の積立					4,022		△4,022
圧縮記帳積立金の取崩						△243	243
当期純利益							488,220
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	0	0	4,022	△243	420,010
当期末残高	144,319	30,191	1,687	31,879	5,888	1,384	499,851

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差 額等合計	
	利益剰余金 合計						
当期首残高	77,044	△3,375	249,868	20,033	△20,411	△378	249,490
会計方針の変更による 累積の影響額	6,289		6,289				6,289
会計方針の変更を反映した 当期首残高	83,334	△3,375	256,158	20,033	△20,411	△378	255,780
当期変動額							
剰余金の配当	△64,430		△64,430				△64,430
利益準備金の積立	－		－				－
圧縮記帳積立金の取崩	－		－				－
当期純利益	488,220		488,220				488,220
自己株式の取得		△231	△231				△231
自己株式の処分		183	183				183
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				7,990	△9,328	△1,338	△1,338
当期変動額合計	423,789	△47	423,742	7,990	△9,328	△1,338	422,404
当期末残高	507,124	△3,422	679,900	28,024	△29,740	△1,716	678,184

③【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,690	118,200
海運業未収金	※3 52,293	※3 101,429
その他事業未収金	※3 9	※3 25
契約資産	—	※3 9,913
短期貸付金	183	276
関係会社短期貸付金	76,711	45,243
貯蔵品	24,095	37,966
繰延及び前払費用	※3 38,953	※3 8,937
代理店債権	※3 7,254	※3 9,048
海運業未決算（借方）	※3 5,858	※3 7,769
リース債権	※3 13,902	※3 15,832
リース投資資産	※3 5,070	※3 5,605
その他流動資産	※3 41,933	※3 39,021
貸倒引当金	△666	△1,080
流動資産合計	286,291	398,189
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	※2 74,446	※2 76,908
建物（純額）	14,205	13,303
構築物（純額）	321	295
機械及び装置（純額）	27	17
車両及び運搬具（純額）	100	53
器具及び備品（純額）	668	739
土地	18,765	18,764
建設仮勘定	20,080	10,918
有形固定資産合計	※1 128,617	※1 121,002
無形固定資産		
のれん	2,606	2,295
借地権	511	511
ソフトウェア	2,357	2,626
その他無形固定資産	42	37
無形固定資産合計	5,518	5,470
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 66,450	75,011
関係会社株式	※2 458,051	※2 454,645
出資金	4,991	5,704
関係会社出資金	6,041	5,643
長期貸付金	975	340
従業員に対する長期貸付金	9	8
関係会社長期貸付金	365,373	442,187
破産更生債権等	※3 3,639	4,015
長期前払費用	※3 14,413	※3 13,766
前払年金費用	36,086	39,848
繰延税金資産	—	1,950
リース債権	※3 68,445	※3 78,012
リース投資資産	※3 25,567	※3 22,659
その他長期資産	※3 4,302	※3 6,225
貸倒引当金	△141,488	△82,055
投資その他の資産合計	912,858	1,067,966
固定資産合計	1,046,994	1,194,439

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延資産		
社債発行費	243	259
繰延資産合計	243	259
資産合計	1,333,529	1,592,888
負債の部		
流動負債		
海運業未払金	※4 43,046	※4 62,463
その他事業未払金	※4 14	※4 0
1年内償還予定の社債	25,000	30,000
短期借入金	※2, ※4 191,228	※2, ※4 111,519
リース債務	1	1
未払金	※4 7,954	※4 4,207
未払費用	※4 3,203	※4 1,235
未払法人税等	38	15,214
契約負債	—	※4 25,357
前受金	※4 23,899	※4 87
預り金	※4 41,728	※4 62,901
代理店債務	※4 718	※4 1,031
海運業未決算（貸方）	※4 5,010	※4 5,419
賞与引当金	2,615	4,101
役員賞与引当金	—	63
株式給付引当金	170	1,270
独禁法関連引当金	131	146
契約損失引当金	14,095	—
関係会社船舶投資損失引当金	110	—
その他流動負債	※4 15,608	※4 19,811
流動負債合計	374,575	344,833
固定負債		
社債	107,000	97,000
長期借入金	※2 427,519	※2 371,411
関係会社長期借入金	2,095	1,730
リース債務	2	1
株式給付引当金	551	—
特別修繕引当金	—	61
関係会社船舶投資損失引当金	87,673	75,532
契約損失引当金	49,205	17,366
債務保証損失引当金	1,283	1,112
事業再編関連引当金	927	407
繰延税金負債	29,317	—
資産除去債務	1,844	1,718
その他固定負債	※4 2,040	※4 3,527
固定負債合計	709,464	569,870
負債合計	1,084,039	914,703

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	144,319	144,319
資本剰余金		
資本準備金	30,191	30,191
その他資本剰余金	1,687	1,687
資本剰余金合計	31,878	31,879
利益剰余金		
利益準備金	1,865	5,888
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	1,627	1,384
繰越利益剰余金	73,551	499,851
利益剰余金合計	77,044	507,124
自己株式	△3,375	△3,422
株主資本合計	249,868	679,900
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	20,033	28,024
繰延ヘッジ損益	△20,411	△29,740
評価・換算差額等合計	△378	△1,716
純資産合計	249,490	678,184
負債純資産合計	1,333,529	1,592,888

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

船舶及び建物

定額法

その他有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法によっています。）

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

のれん

20年以内の均等償却

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他無形固定資産

定額法

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(4) 長期前払費用

定額法

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定により、3年間で均等償却しています。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり月割償却しています。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理することとしています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(5) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。

(6) 特別修繕引当金

船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、船舶の将来の見積修繕額に基づいて計上しています。

(7) 関係会社船舶投資損失引当金

船舶保有関係会社が調達し当社が定期傭船している船舶において、収益性が著しく悪化したことに伴い発生する損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。

(8) 契約損失引当金

定期傭船契約や賃貸借契約の履行又は期限前返船等、並びに固定資産の購入に伴い発生する損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。

(9) 事業再編関連引当金

事業の再編に伴う損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。

(10) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財務状態等を個別に勘案し、損失負担見込額を計上しています。

(11) 独禁法関連引当金

各国の競争法（独占禁止法を含む）違反の嫌疑に関連して発生する課徴金等の支払いの見込額を計上しています。

7. 収益及び費用の計上基準

(1) 海運業収益及び海運業費用の計上基準

当社は、主に定期船事業、不定期専用船事業等を営んでおり、傭船契約等（連続航海傭船契約・数量輸送契約・個品運送契約・定期傭船契約等）の契約に基づき、顧客に対して、運送サービス等を提供しており、主に一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しています。運送サービス（定期傭船を除く）の場合は、航海期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を認識しています。なお、運送サービスのうち不定期専用船事業の一部については、一航海の船舶が発港地を出発してから帰港地に到着するまでの期間が通常の期間（運送サービスの履行に伴う空船廻航期間を含み、運送サービスの履行を目的としない船舶の移動又は待機期間を除く。）である場合には、複数の顧客の貨物を積載する船舶の一航海を単一の履行義務としたうえで、当該期間にわたり収益を認識しています。定期傭船の場合は、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

8. ヘッジ会計の方法

資産及び負債、予定取引における金利変動リスク、為替変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスクを相殺するためのデリバティブ取引等に対し、ヘッジ会計を適用しています。また、燃料油購入等における価格変動リスクに備えるためのデリバティブ取引についても、同様にヘッジ会計を適用しています。その方法は、繰延ヘッジを採用していますが、為替予約等のうち所定の要件を満たすものについては振当処理を、金利スワップ等のうち所定の要件を満たすものについては特例処理を行っています。

なお、借入金・社債等の金利変動リスクに対しては金利スワップ等を、金銭債権債務・在外子会社等への投資・予定取引等の外貨建取引の為替変動リスクに対しては通貨スワップ・為替予約・外貨建金銭債権債務等を、燃料油等の価格変動リスクに対しては燃料油スワップ等をヘッジ手段としています。ヘッジ有効性の評価は、毎四半期末にヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比率分析を行う方法によっています。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略しています。

9. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて会計処理を行っています。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

(重要な会計上の見積り)

関係会社船舶投資損失引当金

- ・財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
関係会社船舶投資損失引当金	87,784百万円	75,532百万円

- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

船舶保有関係会社が調達し当社が定期傭船している船舶において、収益性が著しく悪化したことに伴い発生する損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。

将来の損失見込み額の算定は、当該船舶の帳簿価額、将来キャッシュ・フローの割引現在価値、正味売却価額等を基礎として行っています。将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画等における重要な仮定は、主として運賃、傭船料等の市況、及び貨物需要等に関する将来の見通しです。これらを予測する上での、新型コロナウイルス感染症の影響に関する収束時期や今後の市場動向についての仮定は、新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明ですが、物流網全体の混乱はワクチン接種効果による労働者の復帰などから解消傾向となり、需給が徐々に適切なバランスに向かうとしています。需要の落ち着きにより、当社グループの売上高、営業利益の減少等の影響が生じると予測しています。

また、将来キャッシュ・フローの算定期間は当該資産グループに属する船舶平均残存耐用年数を基礎としています。採用した割引率は、主に資本コストを基礎として算定しています。正味売却価額は主に経営者が利用する専門家による評価結果を基礎として算定しています。

運賃、傭船料等の市況、及び貨物需要等に関する将来の見通しが悪化した場合や船舶の評価額が低下した場合には新規または追加の繰入を計上する可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

- ・財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	一百万円	1,950百万円

(注) 重要性が増したため当事業年度より注記しています。

- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一です。

関係会社貸付金に対する貸倒引当金

- ・財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
関係会社貸付金	442,085百万円	487,431百万円
貸倒引当金	137,105百万円	78,002百万円
貸倒引当金戻入額	26,707百万円	60,585百万円

- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社貸付金について、個別に回収可能性を勘案し、財務内容評価法に基づき回収不能見込額を貸倒引当金へ計上しています。財務内容評価法を採用するに際し、債務者である関係会社の支払能力を総合的に判断しています。関係会社の支払能力は、関係会社の経営状態、債務超過の程度、事業活動の状況、今後の収益及び資金繰りの見通し、その他債権回収に関係のある一切の定量的・定性的要因を考慮することにより判断しています。関係会社の支払能力を判断する上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する収束時期や今後の市場動向についての仮定は、新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明ですが、物流網全体の混乱はワクチン接種効果による労働者の復帰などから解消傾向となり、需給が徐々に適切なバランスに向かうとしています。需要の落ち着きにより、当社グループの売上高、営業利益の減少等の影響が生じると予測しています。

関係会社の経営状態により追加の貸倒引当金の繰入または戻入が生じる可能性があります。

ドライバルク構造改革に係る契約損失引当金

- ・財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
契約損失引当金	42,617百万円	一百万円

(注) 当事業年度については、重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、従来は、航海の完了時に海運業収益を計上する航海完了基準を採用してきましたが、当事業年度の期首より、主として航海期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を計上する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、従来の方法に比べて当事業年度の当期首残高は、主に海運業未収金は30,170百万円、契約資産は7,852百万円、海運業未払金は4,875百万円、契約負債は19,898百万円、繰越利益剰余金は6,289百万円それぞれ増加し、繰延及び前払費用は30,240百万円、前受金は23,874百万円それぞれ減少しています。

また、当事業年度の実業収益は18,656百万円、海運業費用は13,007百万円、営業利益は5,649百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ7,100百万円増加しています。当事業年度の実業未収金は42,206百万円、契約資産は9,913百万円、海運業未払金は5,552百万円、契約負債は25,357百万円それぞれ増加し、繰延及び前払費用は42,285百万円、前受金は33,865百万円それぞれ減少しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。

これにより、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、従来、決算日前1ヶ月の市場価格の平均等に基づく時価法を採用していましたが、当事業年度より、決算期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しています。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響は軽微です。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「特別利益」の「その他特別利益」に含めていた「関係会社株式売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しています。また、前事業年度において、独立掲記していた「特別利益」の「関係会社船舶投資損失引当金戻入額」は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他特別利益」に含めて表示しています。これらの表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「その他特別利益」に表示していた691百万円、「関係会社船舶投資損失引当金戻入額」に表示していた1,487百万円は、「関係会社株式売却益」217百万円、「その他特別利益」1,961百万円として組み替えています。

前事業年度において、「特別損失」の「その他特別損失」に含めていた「関係会社株式評価損」、「関係会社出資評価損」、「減損損失」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しています。これらの表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「その他特別損失」に表示していた15,891百万円は、「関係会社株式評価損」3,348百万円、「関係会社出資評価損」3,392百万円、「減損損失」4,076百万円、「その他特別損失」5,074百万円として組み替えています。

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記していた「流動資産」の「未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他流動資産」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「未収入金」に表示していた14,379百万円は、「その他流動資産」として組み替えています。

(追加情報)

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

役員報酬BIP信託に係る取引については、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(ロシア・ウクライナ情勢について)

当社は、ロシア系海運会社との間で、LNG船を実質的に共同で所有・管理するなどの関係がありますが、ロシア・ウクライナ情勢に伴う各国制裁に鑑み、関係者と協議しつつ対応しています。

ロシア・ウクライナ情勢は当社の翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。現時点で財務上の影響を合理的に見積ることは困難です。

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引により発生した収益、費用の項目は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
(1) 海運業費用	170,100百万円	183,922百万円
うち借船料	121,941 "	123,124 "
(2) 受取配当金	84,733 "	298,932 "

※2. 一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
(1) 給与・報酬額	11,974百万円	13,072百万円
(2) 株式給付引当金繰入額	496 "	731 "
(3) 役員賞与引当金繰入額	— "	63 "
(4) 賞与引当金繰入額	2,113 "	3,337 "
(5) 退職給付費用	271 "	△1,264 "
(6) 情報処理関係費	5,342 "	5,473 "
(7) 減価償却費	1,399 "	1,338 "
(8) のれん償却額	311 "	311 "
(9) 貸倒引当金繰入額	△173 "	148 "

※3. 固定資産売却益の内容は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
船舶	639百万円	8,241百万円
その他	318 "	805 "
計	957百万円	9,046百万円

※4. 固定資産売却損の内容は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
船舶	272百万円	— 百万円
その他	144 "	— "
計	416百万円	— 百万円

※ 5. 固定資産除却損の内容は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当事業年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)
建物	1百万円	181百万円
その他	16 "	23 "
計	17百万円	204百万円

(貸借対照表関係)

※ 1. 有形固定資産の取得価額から控除されている国庫補助金等による圧縮記帳額は次のとおりです。

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)
	493百万円	493百万円

※ 2. 担保に提供している資産

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)
船舶	7,894百万円	7,048百万円
投資有価証券	122 "	— "
関係会社株式 (注)	36,616 "	37,216 "

担保が付されている債務

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)
短期借入金	746百万円	825百万円
長期借入金	2,613 "	2,063 "

(注) 関係会社株式37,216百万円 (前事業年度は36,616百万円) は関係会社等の債務の担保目的で差し入れたものです。

※ 3. 関係会社に対する資産

(前事業年度)

独立掲記したもの以外の関係会社に対する資産の合計は174,307百万円であり、このうちリース債権は82,347百万円です。

(当事業年度)

独立掲記したもの以外の関係会社に対する資産の合計は185,744百万円であり、このうちリース債権は93,845百万円です。

※ 4. 関係会社に対する負債

(前事業年度)

独立掲記したもの以外の関係会社に対する負債の合計は113,377百万円です。

(当事業年度)

独立掲記したもの以外の関係会社に対する負債の合計は97,271百万円です。

5. 偶発債務
(1) 保証債務等

前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
日本貨物航空(株)	50,188百万円	PE WHEATSTONE PTY LTD	33,451百万円
PE WHEATSTONE PTY LTD	39,356 "	NYK ITF (CAYMAN) LTD.	32,872 "
NYK BULKSHIP (ATLANTIC) N.V.	28,500 "	NYK BULKSHIP (ATLANTIC) N.V.	25,494 "
SAGA SHIPHOLDING (NORWAY) AS	25,739 "	SAGA SHIPHOLDING (NORWAY) AS	25,251 "
YUSEN TERMINALS LLC	20,185 "	MERO 2 OWNING B.V.	24,500 "
CAMERON LNG, LLC	17,140 "	YUSEN TERMINALS LLC	20,385 "
NYK BULKSHIP (ASIA) PTE. LTD.	17,079 "	NYK BULKSHIP (ASIA) PTE. LTD.	17,365 "
MERO 2 OWNING B.V.	10,296 "	TAMANDARE OWNING B.V.	15,543 "
AZALEE LNG SHIPPING S.A.S.	8,839 "	MERO 4 OWNING B.V.	15,176 "
CAROLINE 77	8,438 "	BIGNONE LNG SHIPPING S.A.S.	9,965 "
NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD	7,759 "	DELPHINE LNG SHIPPING S.A.S.	9,924 "
NYK ITF (CAYMAN) LTD.	7,196 "	AZALEE LNG SHIPPING S.A.S.	9,739 "
LNG SAKURA SHIPPING CORPORATION	5,485 "	CAROLINE 77	9,328 "
NYK PORTS LLC	5,230 "	CAROLINE 82	8,852 "
船舶保有・貸渡関係会社等 (185社)	80,601 "	GREEN BULL ONE CORPORATION	6,990 "
従業員	51 "	CAMELIA LNG SHIPPING S.A.S.	6,744 "
その他53社	64,518 "	YEBISU SHIPPING LTD.	5,005 "
計	396,608百万円	船舶保有・貸渡関係会社等 (195社)	90,442 "
		従業員	31 "
		その他55社	55,014 "
		計	422,081百万円

- (注) 1. 保証債務等残高のうち、外貨によるものは357,704百万円 (2,782,198千US\$ 他) (前事業年度は284,201百万円 (2,423,457千US\$ 他)) です。
2. 保証債務等は、主として子会社の船舶等資産取得のための借入金に対するものです。
3. 船舶保有・貸渡関係会社等は、専ら船舶保有・貸渡を行うためにパナマ、シンガポール、リベリア等に設立した子会社及び関連会社等であり、当社はこれらの会社の概ね全社から船舶を定期傭船の上、運航しています。
4. 複数の保証人がいる連帯保証については、当社の負担となる金額を記載しています。

(2) (前事業年度)

当社は、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2012年9月以降自動車等の貨物輸送に関して複数の海外当局の調査対象となっています。また、完成自動車車両等の海上輸送について、主要自動車船社と共同して運賃を設定したとして、請求金額を特定しないまま損害賠償及び差し止め等を求める集団民事訴訟が複数の地域にて提起されています。

海外当局による調査及び民事上の損害賠償請求訴訟については、独禁法関連引当金に計上されたものを除き、現時点ではそれらの結果を合理的に予測することは困難です。

(当事業年度)

当社は、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2012年9月以降自動車等の貨物輸送に関して海外当局の調査対象となっています。また、完成自動車車両等の海上輸送について、主要自動車船社と共同して運賃を設定したとして、請求金額を特定しないまま損害賠償及び差し止め等を求める集団民事訴訟が複数の地域にて提起されています。

海外当局による調査及び民事上の損害賠償請求訴訟については、独禁法関連引当金に計上されたものを除き、現時点ではそれらの結果を合理的に予測することは困難です。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 子会社株式	259	1,943	1,683
(2) 関連会社株式	2,972	10,539	7,567
合計	3,231	12,482	9,251

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度
子会社株式	250,046
関連会社株式	204,772
合計	454,819

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

当事業年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 子会社株式	259	2,479	2,220
(2) 関連会社株式	2,972	20,961	17,989
合計	3,231	23,441	20,209

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	当事業年度
子会社株式	245,495
関連会社株式	205,918
合計	451,413

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	40,969百万円	23,851百万円
特定外国子会社等留保所得	3,370 "	3,846 "
有価証券評価損	28,921 "	28,424 "
固定資産減損損失	2,986 "	2,813 "
賞与引当金	753 "	1,131 "
税務上の繰越欠損金	29,299 "	21,352 "
関係会社船舶投資損失引当金	25,299 "	21,670 "
契約損失引当金	18,243 "	4,982 "
繰延ヘッジ損失	11,474 "	14,540 "
その他	8,538 "	8,286 "
繰延税金資産小計	169,856百万円	130,899百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△29,299 "	△9,498 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△140,185 "	△85,821 "
評価性引当額小計	△169,485百万円	△95,320百万円
繰延税金資産合計	371百万円	35,579百万円
繰延税金負債		
前払年金費用	△8,658百万円	△9,698百万円
退職給付信託設定益	△2,885 "	△2,872 "
圧縮記帳積立金	△659 "	△557 "
その他有価証券評価差額金	△8,111 "	△11,274 "
繰延ヘッジ利益	△7,855 "	△8,424 "
その他	△1,518 "	△800 "
繰延税金負債合計	△29,689百万円	△33,628百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△29,317百万円	1,950百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	28.8%	28.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.9 "	0.1 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△81.4 "	△18.1 "
評価性引当額の変動	△20.7 "	△16.5 "
トン数標準税制	2.1 "	△2.0 "
税効果を認識しない合算所得	16.6 "	1.1 "
繰越欠損金の消滅による税効果取崩額	29.0 "	— "
法人税等に計上した損金算入の租税公課に係る税額	1.8 "	0.1 "
その他	△0.6 "	0.0 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△20.5%	△6.5%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議しました。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としています。

2. 株式分割の方法

2022年9月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式1株につき、3株の割合をもって分割します。

3. 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	170,055,098株
今回の分割により増加する株式数	340,110,196株
株式分割後の発行済株式総数	510,165,294株
株式分割後の発行可能株式総数	895,065,000株

4. 株式分割の日程

基準日公告日	2022年9月15日(木)	(予定)
基準日	2022年9月30日(金)	
効力発生日	2022年10月1日(土)	

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	492.49円	1,338.15円
1株当たり当期純利益金額	75.51円	963.39円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

6. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

今回の株式分割は、2022年10月1日を効力発生日としていますので、2022年3月31日を基準日とする2022年3月期の期末配当金及び2022年9月30日を基準日とする2023年3月期の中間配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施します。

7. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2022年10月1日(土)を効力発生日として、当社定款の一部を変更します。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>298,355,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>895,065,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日	2022年5月26日(木)
効力発生日	2022年10月1日(土)

(関連会社からの配当)

当社の関連会社であるOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. は、2022年6月8日開催の取締役会において、剰余金の配当を決議しました。これにより、当社は2023年3月期第1四半期会計期間において、営業外収益に受取配当金として約1,243億円を計上する見込みです。

④【附属明細表】

【海運業収益及び費用明細表】

区別	要目	金額(百万円)
海運業収益	外航	
	運賃	566,567
	貸船料	159,739
	他船取扱手数料(注) 1	360
	その他(注) 2	46,981
	計	773,648
	内航	
	運賃	—
	貸船料	30
	他船取扱手数料	—
	その他	—
	計	30
	その他	—
	合計	773,678
海運業費用	外航	
	運航費	255,931
	船費	7,982
	借船料	376,743
	他社委託手数料	—
	その他(注) 3	20,487
	計	661,144
	内航	
	運航費	—
	船費	56
	借船料	—
	他社委託手数料	—
	その他	—
	計	56
	その他	—
	合計	661,200
海運業利益		112,478

(注) 1. 運航受託手数料

2. コンテナ関連収益等

3. コンテナ関連費用等

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資 有価証券	その他 有価証券	東京海上ホールディングス(株)	3,913,500	27,895
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	16,140,180	12,271
		トヨタ自動車(株)	2,477,595	5,506
		三菱重工業(株)	820,170	3,297
		三菱地所(株)	1,396,652	2,540
		ヤマトホールディングス(株)	850,025	1,949
		三菱瓦斯化学(株)	766,468	1,595
		三菱倉庫(株)	416,981	1,267
		マツダ(株)	1,352,200	1,229
		ENEOSホールディングス(株)	2,668,114	1,221
		電源開発(株) 他118社	47,580,336	15,134
計			78,382,221	73,908

(注) 端数株式は小数点以下を切り捨てて表示しています。

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資 有価証券	その他 有価証券	投資事業組合出資金	1	1,103
計			1	1,103

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
船舶	278,368	10,949	140,393 (1,613)	148,923	72,014	6,411	76,908
建物	46,031	111	2,491	43,651	30,348	988	13,303
構築物	2,411	20	110	2,321	2,025	28	295
機械及び装置	1,234	0	90	1,143	1,126	7	17
車両及び運搬具	655	4	9	650	596	51	53
器具及び備品	5,090	299	336	5,053	4,313	211	739
土地	18,765	—	0	18,764	—	—	18,764
建設仮勘定	20,080	31,711	40,873	10,918	—	—	10,918
有形固定資産計	372,637	43,098	184,307 (1,613)	231,427	110,425	7,697	121,002
無形固定資産							
のれん	5,875	—	—	5,875	3,579	311	2,295
借地権	511	—	—	511	—	—	511
ソフトウェア	15,728	1,111	347	16,492	13,865	820	2,626
その他無形固定資産	170	4	2	172	135	7	37
無形固定資産計	22,285	1,116	350	23,051	17,581	1,139	5,470
長期前払費用	17,624	1,759	1,506 (17)	17,878	4,111	1,120	13,766
繰延資産							
社債発行費	667	107	—	774	515	91	259
繰延資産計	667	107	—	774	515	91	259

(注) 1. 当期中の主要な増加及び減少は以下のとおりです。

有形固定資産

船舶	減少：船舶の売却	138,737百万円
建設仮勘定	増加：船舶の建造	31,434百万円
	減少：建造船舶の売却	30,299百万円

2. 当期末残高は以下の圧縮記帳額が控除されています。

船舶	340百万円
建物	91 "
構築物	15 "
機械及び装置	45 "
器具及び備品	0 "

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	142,155	7,807	4,735	62,091	83,136
賞与引当金	2,615	4,101	2,615	—	4,101
役員賞与引当金	—	63	—	—	63
株式給付引当金	721	718	170	—	1,270
特別修繕引当金	—	312	251	—	61
独禁法関連引当金	131	15	—	—	146
事業再編関連引当金	927	—	181	338	407
関係会社船舶投資損失引当金	87,784	—	11,391	860	75,532
契約損失引当金	63,300	22	28,300	17,656	17,366
債務保証損失引当金	1,283	50	—	222	1,112

- (注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入及び債権の回収による取崩しです。
2. 事業再編関連引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、損失見込額の減少による取崩しです。
3. 関係会社船舶投資損失引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、損失見込額の減少による取崩し及び貸倒引当金への振替額です。
4. 契約損失引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、損失見込額の減少による取崩し及び貸倒引当金への振替額です。
5. 債務保証損失引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、損失見込額の減少による取崩しです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

訴訟事項については、「2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (貸借対照表関係) 5. 偶発債務」及び「1 連結財務諸表等 (2) その他 ② 訴訟」に記載しています。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで			
定時株主総会	6月中			
基準日	3月31日			
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日			
1単元の株式数	100株			
単元未満株式の買取・買増請求				
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1－4－5 三菱UFJ信託銀行(株)証券代行部			
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1－4－5 三菱UFJ信託銀行(株)			
取次所	－			
買取・買増手数料	無料			
公告掲載方法	電子公告により行い、次の当社ウェブサイトに掲載します。 https://www.nyk.com/ir/stock/koukoku/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法で行います。			
株主に対する特典	飛鳥クルーズ優待割引券 3月末現在所有株式数 100株以上 500株未満 3枚 			

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) その有する単元未満株式を1単元の株式とする買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第134期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月18日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第134期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月18日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第135期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月6日関東財務局長に提出。

第135期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月12日関東財務局長に提出。

第135期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2021年6月21日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書

2021年11月4日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書

2022年3月4日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書

2022年5月9日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書

2022年6月8日関東財務局長に提出。

(5) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

2022年3月24日関東財務局長に提出。

(6) 訂正発行登録書（普通社債）

2022年5月9日関東財務局長に提出。

2022年6月8日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年 6 月 22 日

日本郵船株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 村 嘉 章
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	隅 田 拓 也
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴 田 勝 啓
--------------------	-------	---------

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本郵船株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結貸借対照表に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末において、船舶を577,147百万円、航空機を103,683百万円計上しており、当該金額はそれぞれ総資産の18.7%、3.3%を占めている。また、連結損益計算書に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、2,810百万円の減損損失を計上している。 連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）固定資産の減損に記載されているとおり、会社は、減損の兆候を識別した資産又は資産グループ（以下、資産グループ）のうち減損損失の認識が必要となった資産グループについては、減損損失の測定を実施しており、その際の回収可能価額は使用価値または正味売却価額により算定している。 使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定している。将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画等における重要な仮定は、主として運賃、備船料等の市況、及び貨物需要等に関する将来の見通しである。海運及び航空貨物市況の変動性は高く、新型コロナウイルス感染症が事業に与える影響を含め、その予測には高度な判断を要する。また、将来キャッシュ・フローの算定期間は当該資産グループに属する船舶、航空機等の平均残存耐用年数を基礎としていることから、比較的長期にわたる。そのため、将来キャッシュ・フローにおけるこれらの市況に関する経営者の判断や主観に依存する割合が高い。また、割引現在価値の計算に利用される割引率の算定は複雑であり、経営者の判断に依存する。 正味売却価額は主に経営者が利用する専門家による評価結果を基礎として算定される。評価対象となる資産グループによっては、観察可能な市場価額がない場合があり、評価手法及び評価結果は経営者が利用する専門家及び経営者の判断に大きく依存する場合がある。 以上から、当監査法人は、固定資産の減損会計の適用における回収可能価額の見積りに関する判断が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、固定資産の減損会計の適用における回収可能価額の見積りを検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 （使用価値） ・経営者による運賃、備船料等の市況、及び貨物需要等の仮定の設定を含む将来キャッシュ・フローを策定するための内部統制について、整備状況及び運用状況の有効性を検証した。 ・過年度における予算及び事業計画と実績を比較することにより、経営者による将来計画の見積りの精度を評価した。 ・重要な仮定である運賃、備船料等の市況、及び貨物需要等に関する将来の見通し等について、市場調査会社が発行するレポート等の利用可能な外部データとの比較や過去実績を利用した趨勢分析等により、当該重要な仮定の合理性を検討した。 ・経営者に質問を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を含む、今後の市場動向に関する経営者の仮定を評価した。 ・割引率については、当監査法人の内部専門家を起用し、経営者が採用した算定方法の妥当性を評価するとともに、利用されたインプットデータについて利用可能な外部データとの整合性を確かめた。 （正味売却価額） ・資産価値評価の内部専門家を利用し、経営者が採用した専門家の信頼性及び評価手法の妥当性を評価した。 ・参照可能な取引事例がある場合、評価額と取引事例との比較を実施して評価結果の妥当性を検証した。

収益認識に関する会計基準等の適用に伴う海運業の収益認識に係る会計方針の変更（収益計上額の正確性）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表注記（会計方針の変更）（収益認識に関する会計基準等の適用）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の期首から収益認識に関する会計基準等を適用した。これにより、海運業の運送サービス（定期備船除く）に係る収益について、従来は航海の完了時にその全額を計上する航海完了基準を適用していたが、主として航海期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、計上する方法に変更した。その結果、当連結会計年度の売上高は15,778百万円増加した。 上記の会計方針の変更にあたり、関連するITシステムのプログラム及び収益計上に関する業務プロセスが変更されている。 売上高は金額的・質的重要性が高く、意図された通りにITシステム、業務プロセスが機能せず、正確に収益が計上されない場合、連結財務諸表に重要な影響が生じる可能性がある。また、ITシステムの検証には高度な専門的知識を要する。 以上から、当監査法人は、海運業の収益認識に係る会計方針の変更に伴う収益計上額の正確性の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、収益計上額の正確性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 （内部統制の検討） ITに関連する領域は、当監査法人のIT専門家を利用して、以下の内部統制を検証した。 ・収益の計算基礎となる取引価額、航海開始日及び航海完了予定日の正確性を担保する内部統制について、整備状況及び運用状況の有効性を検証した。 ・関連するITシステムに関して、進捗度に応じた収益計上に係るシステムロジックを理解し、収益計上額の計算の正確性を担保するIT業務処理統制について整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 ・上記IT業務処理統制が当連結会計年度を通じて一貫して運用されていることを確かめるため、関連するITシステムに係るシステム変更管理、システム運用管理、アクセスセキュリティ等に関するIT全般統制について整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 （収益計上額の正確性の検討） 期末時点で未完了の航海に関して、サンプルを抽出し、以下の手続を実施した。 ・取引価額を契約書等の証憑と突合した。 ・航海の進捗度について船舶動静に関する外部データとの整合性を検討した。 ・収益計上額の正確性を再計算により検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本郵船株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本郵船株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年 6 月22日

日本郵船株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 村 嘉 章
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	隅 田 拓 也
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴 田 勝 啓
--------------------	-------	---------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本郵船株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第135期事業年度の財務諸表、すなわち、損益計算書、株主資本等変動計算書、貸借対照表、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵船株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益認識に関する会計基準等の適用に伴う海運業の収益認識に係る会計方針の変更（収益計上額の正確性）
財務諸表注記（会計方針の変更）（収益認識に関する会計基準等の適用）に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首から収益認識に関する会計基準等を適用した。これにより、海運業の運送サービス（定期傭船除く）に係る収益について、従来は航海の完了時にその全額を計上する航海完了基準を適用していたが、主として航海期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、計上する方法に変更した。その結果、当事業年度の海運業収益は18,656百万円増加した。監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由、並びに監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（収益認識に関する会計基準等の適用に伴う海運業の収益認識に係る会計方針の変更（収益計上額の正確性））と同一内容であるため、記載を省略している。

関係会社貸付金の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
財務諸表注記（重要な会計上の見積り）関係会社貸付金に対する貸倒引当金に記載されているとおり、会社は当事業年度の貸借対照表において、関係会社貸付金を487,431百万円（貸倒引当金78,002百万円）計上している。当該金額は、総資産の30.6%（同4.8%）を占めている。また、損益計算書において、関係会社貸付金に関する貸倒引当金戻入額を60,585百万円計上している。 会社は、財務内容評価法に基づき、関係会社に対する貸付金の評価を行っている。財務内容評価法を採用する場合には、債務者の支払能力を総合的に判断する必要がある。債務者の支払能力は、債務者の経営状態、債務超過の程度、事業活動の状況、今後の収益及び資金繰りの見通し、その他債権回収に係る一切の定量的・定性的要因を考慮することにより判断されるため、貸倒引当金の繰入及び戻入れの要否の判断及びその金額の決定は、経営者の主観的な評価を伴う。主な貸付先が関連する海運及び航空貨物市況の変動性は高く、新型コロナウイルス感染症が事業に与える影響を含め、今後の収益及び資金繰りの見通しについて、経営者の高度な判断を要する。 以上から、当監査法人は、関係会社に対する貸付金の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、関係会社に対する貸付金の評価における財務内容評価法の適用及び貸倒引当金の戻入額について、重要な貸付先に関し、主として以下の手続を行い、その適切性を評価した。 ・貸付先の債務超過額を含む財務情報の信頼性について、売上債権の評価、固定資産の回収可能性、債務の網羅性の検証を含む監査手続を実施し、検証した。 ・今後の収益及び資金繰りの見通しに関して、承認された事業計画との整合性を検証するとともに、会社の経営者が利用した市況予測等の重要な仮定について、経営者に質問するとともに、市場調査会社が発行するレポート等の利用可能な外部データや過去実績を利用した分析等により、合理性を検討した。 ・経営者に質問を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を含む、今後の市場動向に関する経営者の仮定を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月22日
【会社名】	日本郵船株式会社
【英訳名】	Nippon Yusen Kabushiki Kaisha
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・社長執行役員 長 澤 仁 志
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役・専務執行役員 曾 我 貴 也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【縦覧に供する場所】	日本郵船株式会社横浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目9番地) 日本郵船株式会社名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目3番4号) 日本郵船株式会社関西支店 (神戸市中央区海岸通一丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長・社長執行役員長澤仁志及び当社最高財務責任者である取締役・専務執行役員曾我貴也は、当社の第135期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月22日
【会社名】	日本郵船株式会社
【英訳名】	Nippon Yusen Kabushiki Kaisha
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・社長執行役員 長 澤 仁 志
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役・専務執行役員 曾 我 貴 也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【縦覧に供する場所】	日本郵船株式会社横浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目9番地) 日本郵船株式会社名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目3番4号) 日本郵船株式会社関西支店 (神戸市中央区海岸通一丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長・社長執行役員長澤仁志及び取締役・専務執行役員曾我貴也は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2022年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。ただし、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点については、全社的な内部統制の評価範囲には含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結売上高の概ね3分の2に達する事業拠点、加えて連結財務諸表の信頼性に及ぼす影響の金額的及び質的重要性から持分法適用会社であるOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. を重要な事業拠点に選定した。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売上原価、営業未収入金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点及びそれ以外の事業拠点について、財務報告への影響を勘案して、重要性の高い業務プロセスについては、個別に評価対象に追加した。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。